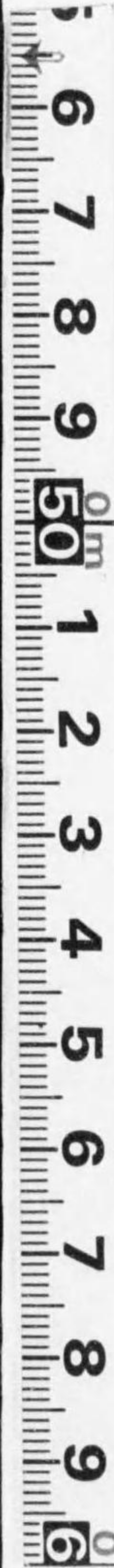
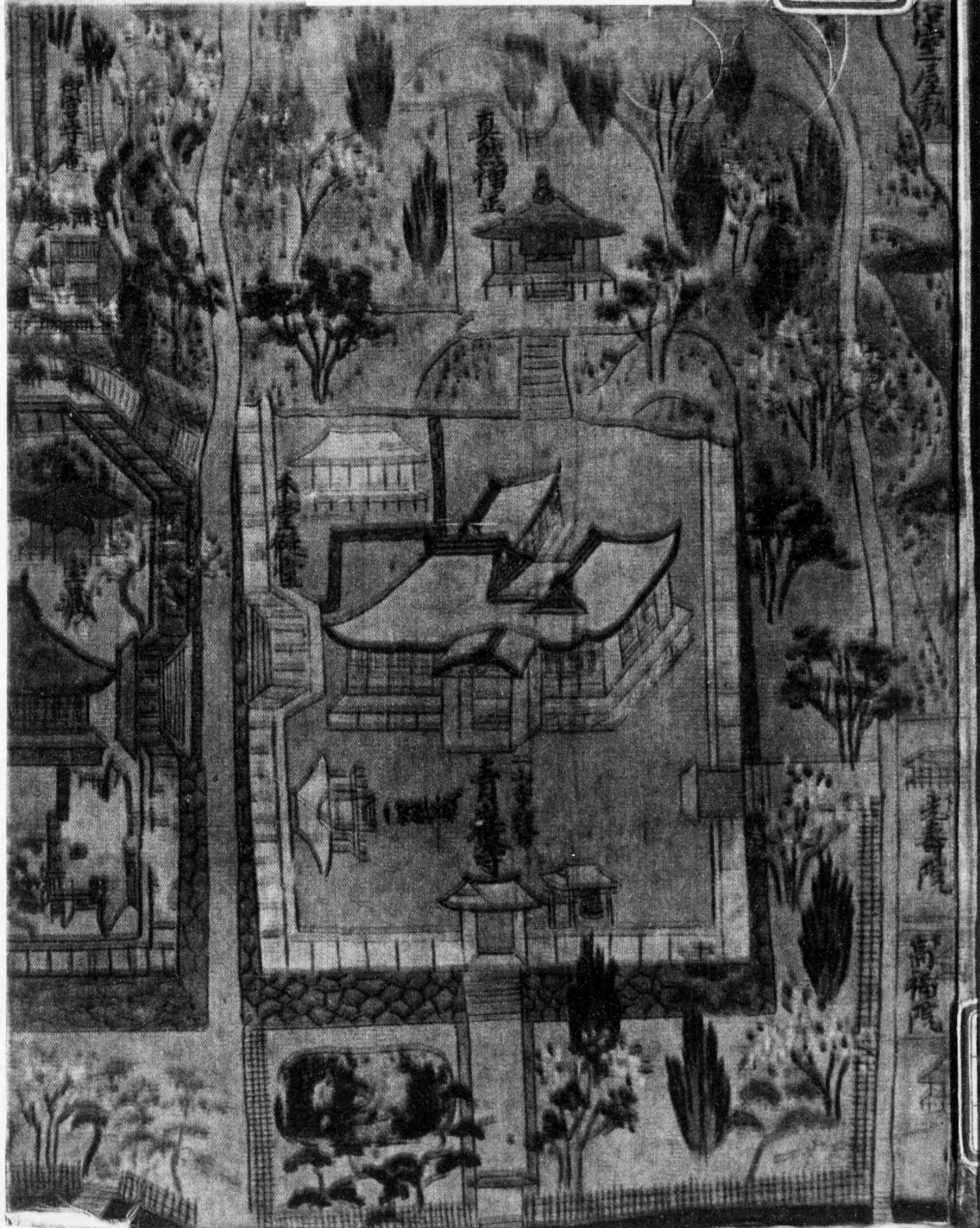


188.52-Mo66ㄅ



1200500728101

188.52
Mo66



始



188.52
M066



高野山
傳燈
國師傳



真然

謚傳燈國師

昭和十五年八月二十八日

宮内大臣從二位勳一等松平恒雄奉

古義真言宗金剛峯寺

今般特旨以真然、國師號

宣下候事

昭和十五年八月二十八日



宮内省

高野山座主題字

高野山聖主殿宇

興隆佛法
守護師跡

高野山聖主殿見



高野山聖主殿宇

小序

古人謂ふ、草創は難し、而も守成の難き亦之に譲らずと、宜なる哉其言。宗祖大師は今を距る一千有餘年前に我高野山を御開創されしも、不幸其大業を完うせずして入定し給ふた。

然るに大師の令甥にして大師の法資たる真然大徳は、大師の懇篤なる付囑を受け、大塔を始め諸堂伽藍を完成し、以て高野山今日の基を築かれたのは實に萬代不易の大偉業と謂ふも過言でない。

想ふに真然大徳は、五十有六年間心血を灑いで高野靈山經營維持の大任に當り、佛都建設の大理想實現に邁進し、以て國家鎮護の大道場、世界民衆の總菩提所と稱するに至らしめしもの、偏へに二世僧正たる真然大徳守成の功に負ふ所尠しとせぬ。

真然大徳は大師の遺命によりて高野山に常在し、且つ屢々京洛の地を

往還して、大師御在世と同様畏くも 皇室の御歸依を辱うし、御願によりて高野山伽藍を創設されしもの少なからず、西塔本願の名は其最も顯著なるものゝ一つである。

大徳は更に高野山の學制を復興し、學徒修練の大方針を確立して、後世南山學風の素因を作り、一山の恒典として今日に及びしもの、蓋し釋尊入滅後、佛弟子の經典結集にも比すべき勝業と謂ふべきである。

斯の如く大徳は學徳兼ね具へ給へるが上に、御壽齡も亦之に契ひ、寛平三年九月十一日、八十八の高齡を以て入寂され、本年は正に一千五十年に相當する。我總本山金剛峰寺に於ては、其御命日たる十月十一日(舊九月十一日)より三日間御遠忌を修し奉り、以て先師の遺徳を景仰すると共に、末徒等しく丹心を凝して報恩感謝の誠を運ばんとす。此の秋に方り眞然大徳の偉績は端なくも 天聽に達し、本年八月二十八日 畏くも『傳燈國師』の勅諭宣下の恩命を拜す、これ獨り大徳の光榮たるのみならず、實に我宗無比の榮譽にして、聖恩無窮恐懼感激に禁へざる所である。

願ふに今や我國は前古未曾有の重大時期に直面して居る。我々末徒たるもの、内にありては團體の本義に則りて、高度國防國家の新體制に協力し、外にあつては肇國の精神に基きて、大東亞の新秩序建設に奮勵し、密教を通して益々大政翼賛の臣道を完うし、以て無極の天恩に奉答すると共に國師の遺志に副ひ奉らねばならぬと思ふ。

幸ひ國師一千五十年の御遠諱に際し、特に國師の芳躅を永遠に傳へん爲め、其御事歴の筆録を碩學森田權大僧正に委囑せしに、直ちに報恩の一端なりとして欣然之に應ぜられたるは洵に感謝に堪へぬ。惟ふに此著社會國家を益すること多からんを信ず。上梓に當り一言を附して小序とす。

昭和十五年九月十一日

總本山金剛峰寺執行長

中僧正 關 榮 覺 謹 誌

自序

創業と守成との難易については、かつて唐の太宗が玄齡・魏徵二功臣の所見を徴しをはりて、二者ともに至難と斷ぜしは知言といふべきである。大師少年の日、好むて山水を涉覽し、吉野・大峯の險をよづるの、ち路を轉じて平原の幽地にいで、それが深山の平地尤も修禪によろしと説く經説に符合することを知られし印象腦裡にふかくとゞまりしが、これすなはち紀伊國の高野山である。奈良朝・平安朝の佛教は皇室歸信のいたすところ、金利銀臺薨をならべて朝野に美を競ふも、たゞこれ問答論議の末節にふけり、高山深嶺に四禪の客乏しく、幽藪窮巖に入定の賓希れにして、これをかの禪客肩をならべ定侶袂をつらね、國寶民梁をもつて任ずる天山臺嶺の支那佛教の現狀に徴して、うたゝ慨歎にたへざらしむるものがある。佛陀希夷の内證は思索研究や往復問答など遙かにおよばざるとこ

ろ、たゞこれ四禪入定のみのよくするところのものである。大師は弘仁七年六月十九日この信念を披瀝し、望み請ふらくば、彼の空地を賜ふことを蒙りて早く小願を遂げむ、然らば則ち四時に勤念し以て雨露の施しに答へたてまつらむと上奏せられた。嵯峨聖主はこれにふかく心を傾けさせられ、七月八日下付の官符を紀伊國司に賜ひ、國司はその地域を査定せしめ、同月二十八日國符を郡司に下し、郡司はこれを大師に通牒し、かくてこゝに開創に着手されしものである。四面高嶺にして人蹤蹊を絶し、杉檜天に朝して晝なほくらく、荆榛ゆくてをふさがるこの林野を開拓して、諸尊の堂塔を構へ修禪の房舎を設くるてふ創業の至難たるや、まことに言語に絶するものがある。このときあたり大師はまづもつて全山を上寺(壇場)、裏院(奥院)、外院(慈尊院)の三域に分ち、そこにおのゝ理想の施設をなすべく經營したまひしも、日暮れ途なほ遠くして御入定の期日に迫るや、後患を慮かりかつ希望を示すべく、承和元年九月十五日御手印縁起圖をつくり、同年十一月十五日さらに前とほゞ同じき高野繪圖卷

を製し、そしてこの圖案を實現せしむべくこれを眞然大徳に懇囑しをはり、とこしなへに金剛大定の雲にかくれた、まふた。

爾來大徳はこの懇囑を空しからしめざるべく念願し、寢食を忘れて東西に奔り、檀興に拮据盡瘁すること五十有六年である。天に通ずるの至誠はつひにその晩年にむくひられて、欄楯軒窓山谷に照映するの偉觀を呈し、學徒教養と住侶棲息との道大いにひらけ、萬歳の基礎こゝに確立して縁起繪圖の理想遺憾なく實現さるゝにいたりしものであり、その守成の難事またまさに言語に絶するものがある。かくて大徳は功なり名とげ、第五十九代宇多天皇の寛平三年九月十一日、八十八歳の高齡をたもち、きはめて恬安裡に入寂されたのであり、本年はその壹千五拾回忌に正當する。このときにあたりて朝廷はその功績を賞でさせられ、八月二十八日特旨をもつて傳燈國師の諡號を宣下したまふ。洵にこれ一宗の光榮にして、聖恩の洪大なること譬ふるにものがない。われら末徒たらむもの、この聖旨を奉戴し、國師の業績を明らかにし、その片言隻辭の斷簡を

も搜索し、もつて遺風を後昆につたへて報恩の微誠をさゝげなければならぬ。

不肖は本年一月下旬金剛峯寺より國師御傳記の編纂ならびに遺著拾蒐の任を囑せられ、淺學短見虎をゑがいて猫に類するのそしりをふかくおそるゝも、たゞ一片報恩の念禁じがたく、比較的乏しき傳録および諸種の文獻を涉獵し、辛ふじてこの一編を草しをはることをえた。編中國師著作集の一章は、篤學の君子人として畏敬兄事する大僧正長谷實秀師が、二十有餘年にわたり、苦心類集されしものなるが、このたび請ふてこゝに録するの恩波に浴せしものであり、師に對して感謝おく能はざるものである。

昭和十五年庚辰年九月中旬

編纂者 密乘末資 森田龍僊 謹識

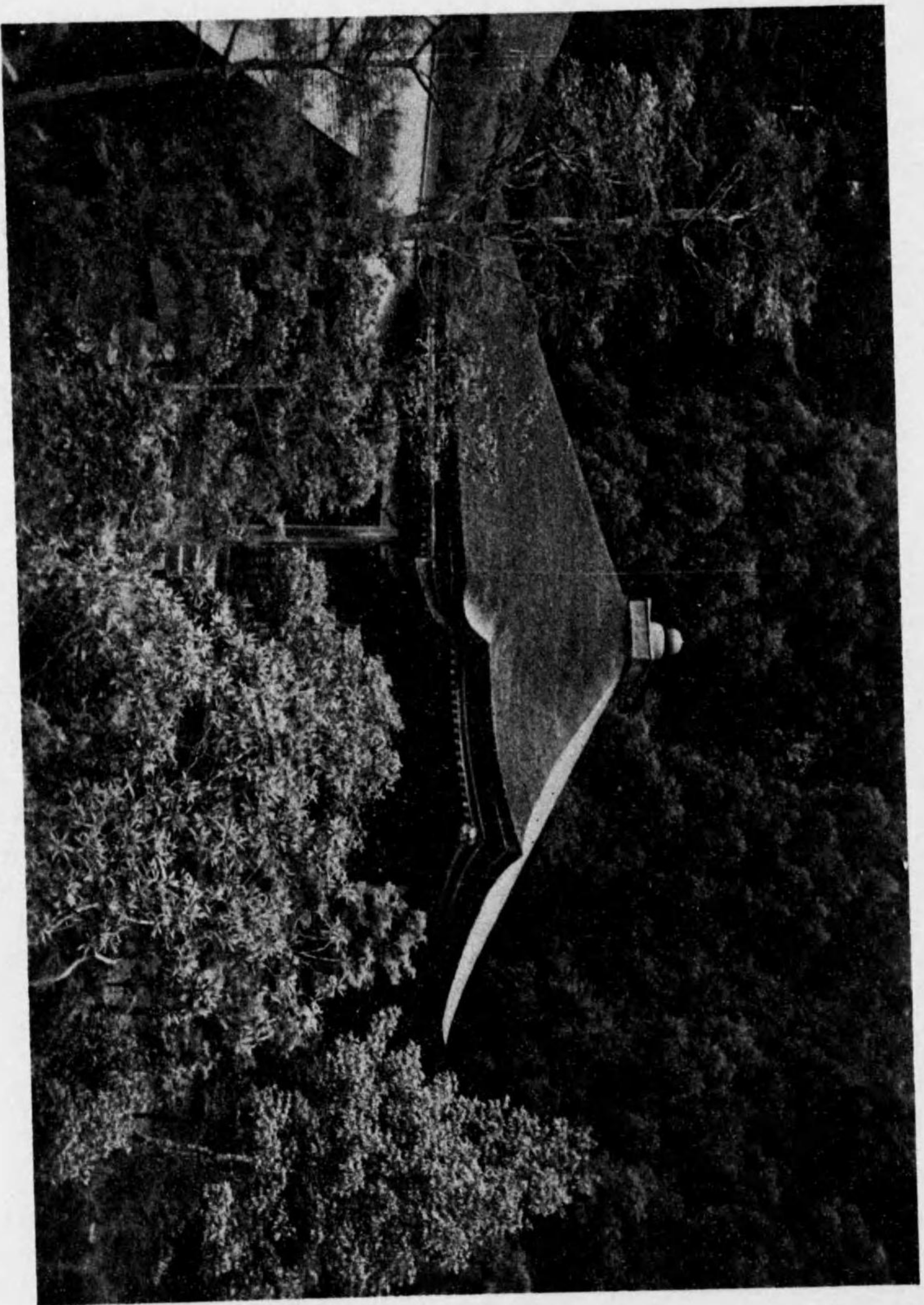


像王明染愛尊本寺巖青

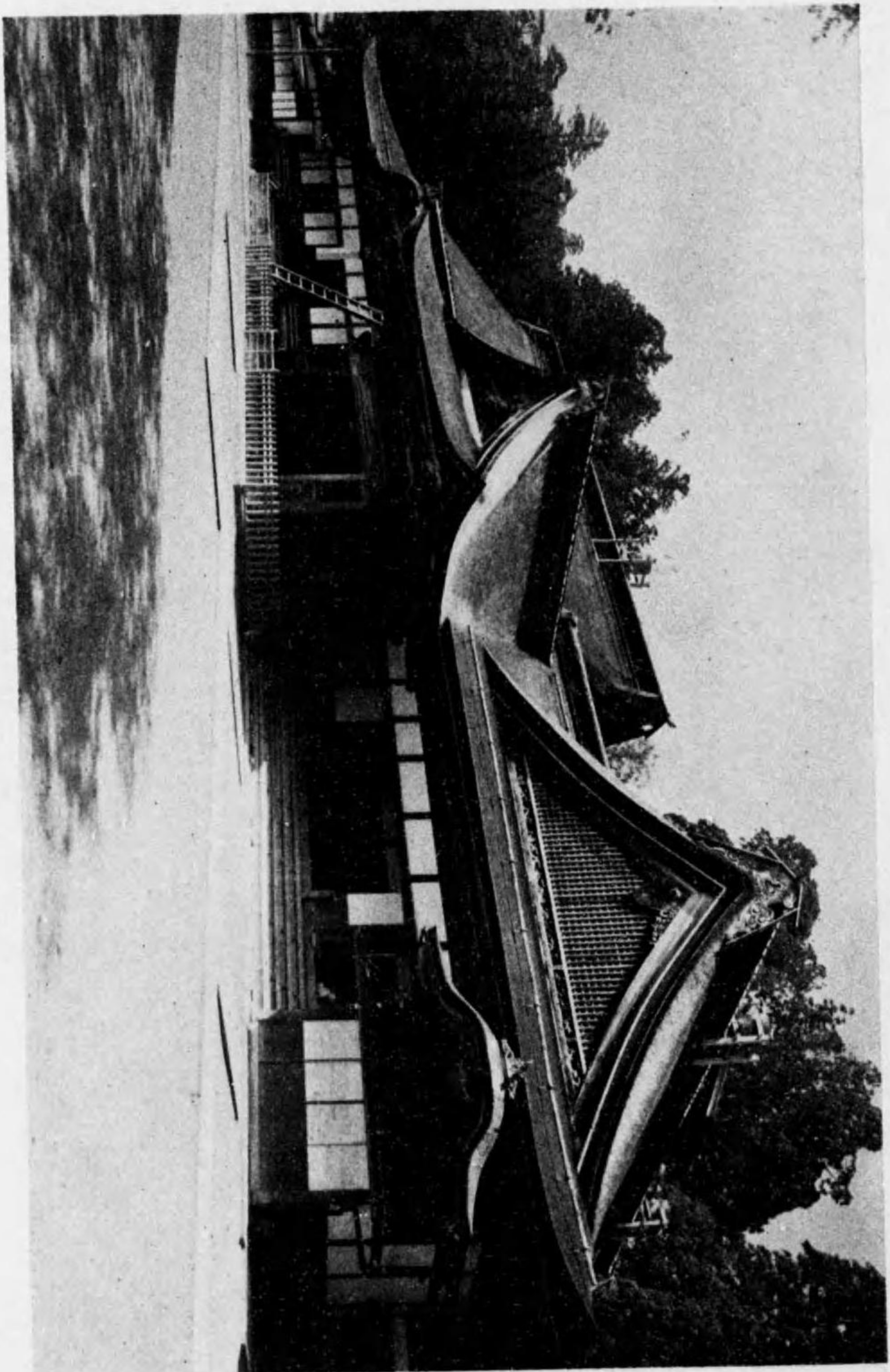
(藏院養安山野高現)



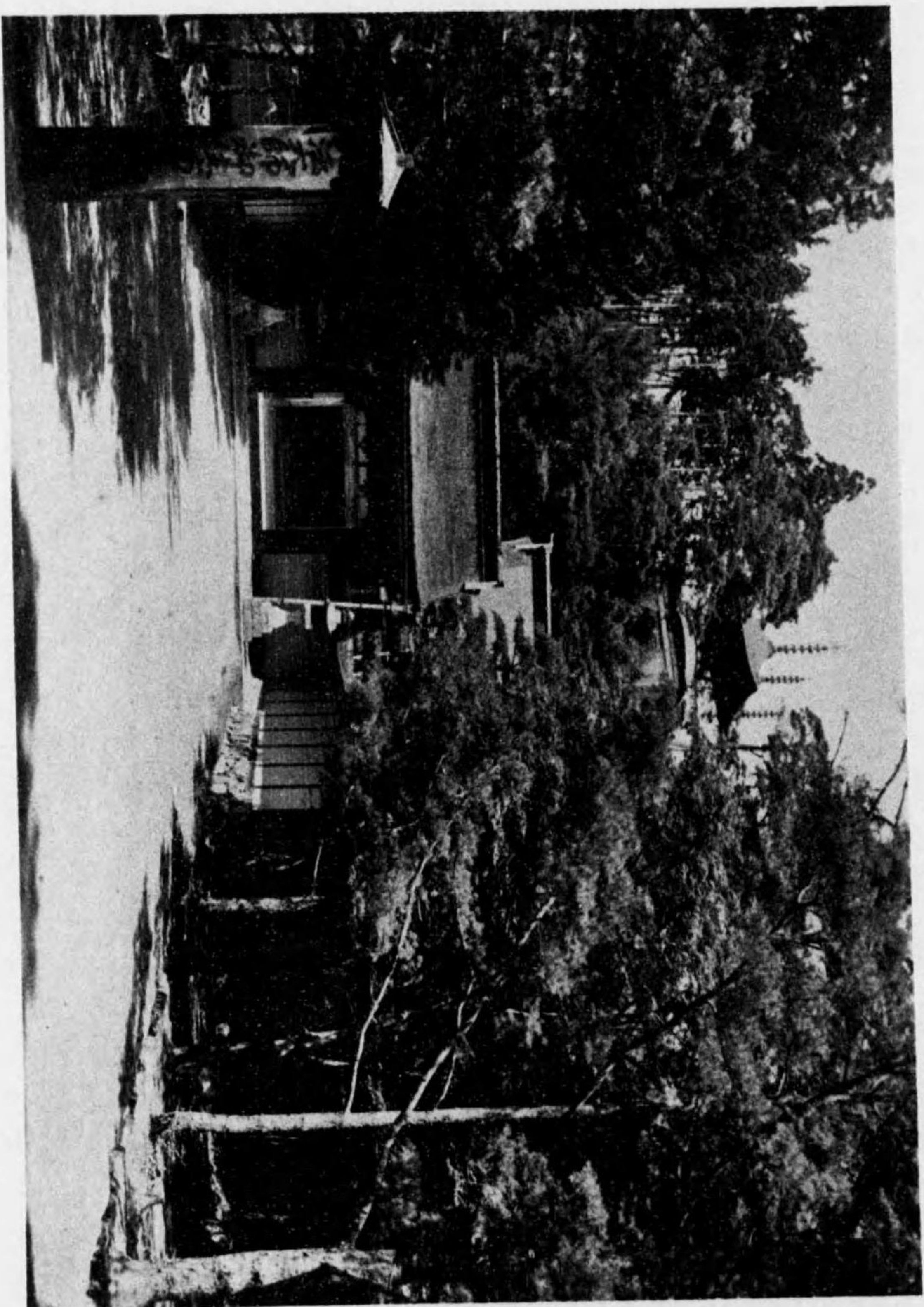
傳燈國師尊像 眞然堂安置



傳燈國師御眞然堂



總本山金剛峰寺



院光龍坊院中

高野山
第二世

傳燈國師傳 目次

- 一、傳燈國師と弘法大師……………一
- 二、社會上における國師の地位……………二
- 三、國師の學德……………一六
- 四、國師の神秘的事蹟……………二三
- 五、大師の高野山付囑……………三三
- 六、國師の渡海求法……………四三
- 七、國師の檀興事業……………四七
- 八、國師の教育事業……………五七

九、三十帖策子問題……………六六

一〇、國師と中院諸大事……………八三

一一、國師と愛染明王……………九三

一二、國師著作集……………九五

一三、結論……………一三九

以上

高野山第二世傳燈國師傳

一、傳燈國師と弘法大師

傳燈國師眞然大德は現今の龍光院すなはち中院に住するが故に、又は中院僧正ともいひ、弘法大師について僧正の綱位にのぼるが故に、又は後僧正ともいひ、西塔建立の本願主なるが故に、又は西塔本願ともいふ。弘法大師の甥にして、かつ入室の御弟子である、試みに四五の文獻をあぐる。

(一)眞然姓佐伯氏、讃岐國人空海之姪也、就而學眞言(宇多天皇實錄民部卿法印一)。

(二)權律師眞然讃岐國人弘法大師弟子(帝王編年記十四)。

(三)釋眞然姓佐伯氏、讃州人、弘法大師之甥也、師鍊元亨釋書十四。

(四)眞然姓佐伯氏、讃州人、即弘法大師姪、而幼隨侍學密法(師蠻本朝僧傳六十四)。

(五)大師之猶子也(高泉東國僧傳三)。

(六)眞然 多度郡仲多度郡ノ人ニシテ空海ノ從子ナリ(明治四十二年五月十日付香川縣史第二篇)。しからば國師は大師の兄君の御子なりや、弟君の御子なりや、また父君の御名いかにいふにい

たつては、遺憾ながら未詳に屬する。得仁の弘法大師年譜には、しばらく古來の一説により左の如く四男二女をあげてゐる。

- 一、男
- 二、女 智泉の母。
- 三、男 大師。
- 四、男 眞雅(法光大師)。
- 五、女 和氣宅成(和氣)の妻、圓珍(智證大師)の母。
- 六、男 國師の父。

得仁所覽の三代實錄は貞觀三年十一月十一日辛巳の故佐伯直の下に、田公男故外從五位下佐伯直の十二字が脱せしものであるから、從五位下佐伯直、鈴伎鷹正六位上佐伯直、酒鷹正七位下佐伯直、魚主の三人を、大師の御兄弟と斷じかねてゐるは當然なるも、嚴按になりし現今の活字本には右の十二字があるのであるから、その御兄弟なることもはや分明となつたわけであり、そしてなほ以上ありしかは知れなきも、少なくとも五男二女の七人の御兄弟ありしことだけは事實である。たゞしこの三人が大師の兄君なりや弟君なりやは、いづれとも斷定しがたい。長谷寶秀師が、眞然僧正の父の名傳はらざるが故に、鈴伎鷹等の三人の内、其の一人は僧正の父なるやも知るべからざるなり(弘法大師繪詞傳下六)。

といつてゐるのはけだし妥當ならむかと思ふ。また智泉大徳が大師の姉君の子といふことは確定のやうなるも、智證大師の母に至つては姉妹の間明らかでない。ある人々は智證を妹君の女の子といつてはをれど、こは圓滿院實相院門跡譜や三代實錄などに合しない。三代實錄にいはいはく、圓珍姓和氏、讚岐國那珂郡金倉郷人也、父諱宅成、母佐伯氏、空海姪也。

この「空海姪也」の四字は、當然最初の「圓珍」に屬して見るべきを、最後の「母佐伯氏」に屬して見やうとするから、このやうな誤りが生じたるものと思はれる。ともあれ大師の一族がかくの如く瑤璋璣璣をもつて満たさるゝは、他に比類なき一大偉觀といふのほかはない。故に高泉これを歎じていはく、

弘法大師有姪有甥、俱入三寶數、爲一代偉人、利生濟物、豈非均在空王佛時、乘願輪而至者耶、東國高僧傳三。

二

こゝに略して大師の家系を語らむに、新撰姓氏錄を見るに、およそ佐伯氏といはるゝ種族は多種ありて全國に散在するも、佐伯氏(直姓)といはるゝ種族は播磨、讚岐の二ヶ國に限られてゐる。前者を針間佐伯といふ。こは景行天皇の第十八子を稻背人彦命といひ、播磨の國を賜はり、その孫豐嶋は孝徳天皇より佐伯直の姓を賜はつた、これすなはち皇別佐伯である。後者を讚岐又は紗拔又は佐奴伎につくる佐伯といふ。こは高皇產靈尊よりいで、第十一世武日命は日本武尊に從つて東征

せしが、その大いなる功勳によつて讃岐の一國を賜ひ、子孫相ついでこゝに家居した。第十二世を大伴武持、第十三世を大伴室屋連といひ、室屋連の長男を御物宿禰といつてこれが佐伯家の始祖であり、次男を金村連といつてこれが大伴家の祖先である。御物宿禰の子を倭故連といひ、允恭天皇の御世にはじめて讃岐の國造に任ぜられた。倭故連より第九世は佐伯直田公、高皇產靈尊よりしては第二十三世にして、これすなはち大師の父君である。以上の系統を神別佐伯といふ。大師の家系は皇別佐伯にも屬するものゝ、そは傍系にして本系をいはゞ神別佐伯である。故に高弟眞濟は空海僧都傳に、

俗姓佐伯直、讃岐國多度郡人也、其源出天尊、次祖昔從日本武尊、征毛人、有功因給土地、便家之國史譜牒、明著、相續爲縣令、弘法大師傳全集一・三二といつてゐる。香川縣史年表を摘記するに、

光仁天皇寶龜二年辛亥、藤原楓鷹兼讃岐守、寶龜九年戊午、藤原雄依任讃岐守、弘仁二年辛卯、藤原友人任讃岐守。

とあるから、大師當時の佐伯直家はもはや國司にあらずして縣令であつたのである。第十五世倭故連は、允恭天皇の御世に讃岐の國造に封ぜられしも、孝徳天皇の御世にいたり、全國における子孫相つゞ國造制を廢して國司郡司をおかれた。そして專任國司はその國に住するも、兼任國司は多くはその身京都にあり、代理をしてその國の政務を掌どらしむるといつた風である。讃岐金石史

(昭和十三年二月)に、

佐伯家ハ讃岐國司の家柄ニシテ、代々此地ニ住セラル

といへるは、こは本に溯つて佐伯直家を國造の家柄なりと見たものでまことに當然のことである。

三

國師は大師の甥又は姪につくる二字同義といふことはたしかなる事實なるも、その父君が大師の兄君か弟君かは不分明なるとも、父君の名もまた不分明なることすでに前述のとほりである。しからば次に國師誕生の年月いかんといふに、これまた文獻殆んど皆無である。たゞし入滅の年月日は第五十九代宇多天皇の寛平三辛亥年(神紀一五五一、西紀八九一)九月十一日なること、左の諸記がみな一致してゐる。

宇多天皇實錄の寛平三年九月下に云く、十一日參議源興基薨人康親王之子(中略)是日僧正眞然寂。

寛平三年九月十一日、眞然僧正入滅(東寺王代記)。

以寛平三年九月、黃葉易散泉流難停云(三十帖策子勘文)。

本朝高僧傳、東國高僧傳、血脈類集記、元亨釋書、長者補任等みな右の年月日をあげてゐる。しかるにその壽齡にいたつては、七十有餘(血脈類集記)、七十八(東寺王代記)、八十(血脈類集記の一説、野澤血脈集記及び弟子傳)、八十四(長者補任)、八十八(弟子譜)、八十九(高野春秋以下略して高春となす)といつたやうな異説あるも、試みにこれを國師生涯の行業なり、大師の諸大弟子たちとの比較類推なり、又その

よるところの文獻なりなどよりして考ふるに、檢按帳及び中院譜による弟子譜の八十八歳説が尤も正しいものと思はれる。これによつて逆算するに、第五十代桓武天皇の延暦二十三年甲申神一四六四、西八〇四の誕生となり、すなはち大師入唐學法の歳である。ゆゑに大師よりは三十歳實惠より十八歳、智泉よりは十五歳、慈覺よりは十歳、眞紹よりは九歳、宗叡、圓行よりは五歳、眞濟よりは四歳、眞雅よりは三歳年少であり、智證よりは十歳年長である。眞雅は大師よりは二十七歳も年少なるが、もし大師年譜の順位よりいはず、眞雅の妹君が智證の母にして、その妹君の弟君が國師の父であり、そして眞雅と國師との年差がわづかに三歳といふのではいかかに考ふるも不合理たるを免かれない。故に智證の母や國師の父はおそらく眞雅の姉兄ではなからうか。

四

智證の弘法大師遊方記四に、大師の御弟子をのぶるなかに分滿得法の弟子十七人をあげてゐるが、國師はもちろんその隨一である。元慶二年第五十七代陽成天皇の勅問に應じて、眞雅は同年十一月十一日をもつて左の如き注進狀を獻ぜられた。いはく、

言上本朝眞言宗傳法阿闍梨師資付法次第

合二十二入

入唐根本祖師

贈大僧正法印大和尚位空海

付法弟子十人

僧正傳燈大法師位眞濟

僧正法印大和尚位眞雅

少僧都傳燈大法師位道雄

律師傳燈大法師位圓明

傳燈修行賢大法師位眞如

傳燈大法師位杲隣

傳燈大法師位泰範

傳燈大法師位智泉

傳燈大法師位忠延

(中略)

僧正法印大和尚位眞雅

付法弟子五人

權律師法橋上人位眞然

十禪師傳燈大法師位眞皎

十禪師傳燈大法師位源仁

一、傳燈國師と弘法大師

十禪師傳燈大師位載寶

傳燈大師位惠宿

(下略、弘法大師續年譜二)

つねに大師の十大弟子又は十哲といふのはこれによつたものである。そして國師はその員數に入らずに、眞雅付法の弟子五人中の第一位にある。この十哲は大師より親しく傳法阿闍位の灌頂を受けられた方々である。しかるに不審なるは、このなかに室生山の堅惠をはじめ眞泰、眞曉らを列ねざるはいかなる理由であらうか、こは追つて尋ねべきことである。故に實信の類聚傳には、

常云十大弟子是也、所被載大師御記堅惠眞曉等無之如何。若雖爲大師直弟不及受法灌頂歟眞然眞紹等則其類也。然者堅惠眞曉兩人隨誰受灌頂乎、可尋之。眞雅僧正弟子有眞皎、若與大師御弟子眞曉同人歟、皎字音通故也、大師傳全集三・一八八。

賢寶の行狀要集五にいはく、
承和五年、實惠等送青龍寺牒狀云、門人蒙傳法印可者、皇子禪師及牟漏眞泰、東寺實惠、嶺東杲隣、神護忠延、弘福眞雅、東大圓明、入唐眞濟法師等、各隨居處流傳秘教、一尊契者數百人矣。大師奉兩相國書云、即率二三弟子、日夜教授、東杲隣、實惠、元興、泰範、大安、智泉等、稍得大法旨趣、自外大小師等各得一尊之瑜伽云。私云、承和牒狀出傳法印可門人之中、眞泰列之、然元慶奏覽血脈不載、此師如何。性靈

集云、弟子僧眞體法師云、爲同人歟。俗姓和氣氏、高雄興隆人也。又道昌傳教、圓澄、光定、隨大師雖受灌頂、依非傳法職位、元慶血脈不列之歟。或記泰範改光定云、是僻事也、別人也、大師傳全集三・一八八。

正智院の道猷いはく、
所謂十大弟子達、德達道固亡論、亞之則堅惠眞紹眞然、道昌常曉圓行、其才德畧不減十哲。於眞泰、眞圓、眞曉等之跡、僅窺一斑耳、予甚惜其闕如焉云(弟子譜四)。

國師は大師よりして親しく傳法職位の印可を受けざるが故に、十哲のうちには入らざるも、大師の親侍入室の御弟子たるやいふまでもない。およそ大師の晩年より御入定後五十日間、形影の如く親侍して相離れざるは、實惠眞濟眞雅眞紹眞如眞然の六大弟子であつた。故に心南院尙祚の奥院興廢記に或記を引いていはく、

其後四十九箇日、不奉埋收、五十日滿奉埋之了。其間六人御弟子達奉守護給、所謂實惠眞濟眞雅眞紹眞然眞如是也云。

承和二年三月二十一日寅尅御入定云。間經五十日、其後實惠眞雅眞濟眞紹眞然眞如親王六人御弟子奉乘輿奉送奥院奉安置岩室之内、其御廟上立塔婆(高野壇上諸堂記)。

實惠 檜尾 眞雅 貞觀寺 眞如親王 超昇 眞濟 高雄 眞紹 禪林寺 眞然 中院 御輿ヲ昇カセ給ヒ奉移奥院(高野物語)。

この六人御弟子の本説は、承和元年十一月十五日付なる遺告住山弟子等といへる御遺告、および

貞觀十七年三月二十一日付なる大徳の自筆日記に分明に見えてゐる。又二十五ヶ條御遺告のあ
る一本の奥書には、

承和二年三月十五日 入唐求法沙門空海上件遺告法師等

法師實惠

法師眞濟

法師眞雅

法師眞紹

法師堅惠

法師眞曉

法師眞然

といつて七人をつらね同年月日付なる遺告諸弟子等の本の奥書には「上件遺告承法師等」として、實
惠眞雅眞然眞濟の四人をあげてゐる。これらによつて國師が大師入室の御弟子たりしことが分
明に知られうる。大師が智泉の夫折を慟哭する達観文中に「斗藪與同和、王宮與山巖、影隨不離、股肱
相從」のたまへるが國師親侍のやうも、けだしまたまさにこれと同様なりしことゝ思はれる。

二、社會上における國師の地位

まづもつて國師の略歴をのぶれば、大師についての得度は弘仁三年にして九歳であり（中院譜）眞
雅僧正より受くる傳法印可の灌頂は天長八年五月庚申日（二十三日）この月日は高春の説にして、同
壇五人のなかの首位を占むること前章の如くである（遊方記四）。貞觀八年正月選ばれて東寺の三
綱に任ぜられ（高春三）同十六年十二月二十九日權律師に、その翌年律師に、元慶三年東寺別當に、同七
年七月東寺二の長者に、同年十月七日權少僧都に、その翌年二月二十六日東寺一の長者に、その翌年
八月二十二日少僧都に、仁和三年四月五日權大僧都に、翌年四月五日大僧都に、寛平二年十月二日僧
正に昇補された。以上は宇多天皇實錄、長者補任帝王編年記、扶桑略記、高春弟子譜などによつてそ
の一斑をあげしものである。三密房聖賢の高野大師御廣傳（下）に、當時國師ら傑出の狀を、僧正眞然、
少僧都眞紹、少僧都道昌、少僧都源仁四人、雖不受灌頂終昇綱位（大師傳全集一・二七七）といへるより
見るも、その非凡なりしことがよく察せられる。

二

帝王編年記、叡岳要記、九院佛閣抄によらば、比叡山第三代の座主圓澄は、天長二年十一月三日、延秀
菩薩と協力して同山西塔院に釋迦堂を建立し、宣旨を奉じ承和元年三月晦日にいたつて落慶供養

會を執行した。このときに他宗より参加に招聘されたるは、八十五歳の高齢にして學徳一世を風靡せし法相宗の護命僧正と、朝野の歸信あつきわが大師との二人のみである。そしてこの参加に陪する從僧も、またあらかじめ名籍を上奏して官裁を仰ぎしものである。これにより大師は實惠・眞濟・眞雅・道雄・眞然・圓明の六弟を率ゐてこれに臨ませられ、右方導師は護命これをつとめ、左方呪願は大師これにあたり、眞雅は讃頭、眞濟は讃慈、覺は梵音、散華は徳圓、錫杖は安惠等々といつた嚴肅にしてかつ盛大なる式典であつた。

承和十年十二月十三日、長者實惠は勅許を奉じ、眞紹内供のために東寺灌頂院において傳法灌頂を執行せられた。職衆四十人、樂人三十輩等、用人およそ百二人、雲客濟々堂にみつるといふが如き盛典であり、このときに國師は請せられて職衆となり、左行の讃頭をつとめられた。その詳細は寛信法務の記の如くである(大師續年譜二)。元慶七年秋七月、國師は東寺二ノ長者に補せらるゝや、參内してその恩命を拜謝するに、陽成天皇は御席を進めさせられて高野山靈境の因縁を勅問あらせられ、これに對して毒獸毒蟲あるも爪牙を、さめて害心なく、峯高く谷深きも斷崖險坂なく、煩惱即菩提の深義、生死即涅槃の幽旨すべてこの山にあらはるゝゆゑんを奉答し、叡感いと深くあらせられた(修行緣起、高春二國師著作集一〇參見)。同年十月七日、宣旨を東寺の源仁、東大寺の玄津、祥勢、藥師寺の義叡、興福寺の房忠らの名僧二十九人に下し、仁壽殿において大いに論議せしめられたるが、國師またこの撰中にいり、これに参加して萬丈の氣焰をあげ、これにより賞せられて權少僧都に補せ

られた。藤原基經撰の三代實錄元慶七年下にいはく、

冬十月七日庚子、讀經事畢、延有智僧二十九人、於仁壽殿論議。是日以律師法橋上人位平恩、圓宗并爲少僧都、律師法橋上人位眞然爲權少僧都(扶桑略記これに同じ、弟子譜は二十九人を二十七人につくつてゐる)。

兩部曼荼羅および金剛薩埵龍猛二尊の御影を本尊とする三間四面の眞言堂一字と、金剛界大日ならびに四天王像を安置する一間四面の眞言堂一字と、八尺の同大日、五尺の同四佛を安置する九丈の西塔とは、光孝天皇の仁和三年に國師勅命を蒙つて建立せしものである(修行緣起)。また同年八月、御室御所仁和寺落成して大供養會を行ふにあたり、國師は勅を奉じて導師をつとめられた。故にいはく、

仁和三_丁年八月、仁和寺大供養、導師眞然大僧都(東寺王代記)。

仁 and 四_申八月、仁和寺成、以高野山沙門眞然爲落慶導師(宇多天皇實錄、二書の年次に一ヶ年の差あるも、つねには三年説による)。

洛南の貞觀寺その跡地は現今深草兵營の所在地は、大相國藤原良房がその女染殿皇后のために求子法を眞雅僧正に請ひ、僧正これに應じて尊勝佛頂法を修するに、驗によつて降誕したまひしがすなはち清和天皇であり、この恩徳記念のために良房檀主となりてこれを建立し、もつて勅願道場となして僧正を最初の座主に薦めたるが、そは結構雄大にして金碧の美をあつめたりし天下の名

利であつた。僧正のち恵宿これにかはり、恵宿のち適材これなかりしものかや、久しきにわたつて座主職が空位の状である。宇多天皇これを軫念したまへるあまり、當時學徳の譽れ高き聖寶を補任すべく、勅書をわざ／＼高野山につかはして國師の意見を徵せられしが、國師はこれに對してその適任者たる旨を奉答し、かくて廟議こゝに一決し、聖寶は第三代の座主となつた。故に宇多天皇實錄にいはいはく、

寬平二年八月十一日勅、朕告高野山僧都眞然曰、眞觀寺座主久闕其人、將以誰人補充、朕聞醍醐寺聖寶、念佛勤行、鍊修不怠。眞然亦以爲宜也。於是、以寶爲眞觀寺座主。

醍醐寺縁起にいはいはく、

寬平二年^{生年五十九}勅任眞觀寺座主。爰遣眞然僧正勅書曰、殘熱惟也、道體康和、山館雖遙、憑頼如近、苦行送年、馳心何休、朝夕慈護、深所渴望也。眞觀寺座主久無其人、庶務失綱、欲以誰人補充、但聖寶師深守眞言、令補是人、如何、乞報示耳。爰眞然僧正蒙綸旨、以件大法師可爲座主之由、簡申已訖、弘法大師全集十五・一九五。

朝廷が大師を信するのあまり、高野山をあつく保護したまひし文獻は尠からざるも、今その二三をいはい、承和三年五月には世務を掌理せしむべく、紀伊國司をして俗別當に任せしめ、同年七月には大塔建立の資となさむがために、加賀國の穀を募ることを許し、また紀伊國伊都那賀兩郡の正税五百斛を賜ひ、承和八年二月七日には定額諸寺に准じて佛聖二座本尊を佛といひ、仁明帝の尊儀を

聖といふを供養する燈明分を賜ふた、これらはみな實惠の奏請がそのもとをなして許可の官符を下せしものである。また大塔修理にあつべく、貞觀三年七月十五日には紀伊國の税稻四千九百束を、翌年十月九日さらに二千束を賜ひ、同十八年七月二十二日には、伊都那賀名草牟婁の四郡に散在せる金剛峯寺水陸田三十八町の租税を免ぜられたるが、これらはともに國師の申請によりて恩許されたものである。また國師は高野山の後繼者を養成せむがために、もと大師の制にかゝる三業度人の件について、元慶六年、八年、仁和元年、五年にしば／＼上奏せしが、多くの場合朝廷はこれを諒として聽許の官符を下された、大師全集十五・九九一・一三・一三九・一六六等見よ。上述により國師に對する朝廷歸信の尋常ならざりし一斑が知られうる。

三、國師の學徳

國師の徳望は前章社會上における地位ならびに後章神祕的事蹟の一節をとほして分明でありその學殖にいたつては、本編の國師著作集にあぐる少數の遺文斷簡を味讀するにおいては、その深遠なること屑々たる學究の徒の窺知し能はざるところのものなることがわかる。すでにあげたとほり、師蠻が幼にして大師に隨侍して密法を學ぶといひ、宇多天皇實錄に大師に就いて眞言を學ぶとあるから、幼年より大師に侍して眞言密教の奥義を傳授せしことはいふまでもない。試みに著作の一部たる護摩義を繙くに、事相の點より觀るも、教相の點より觀るも、無比の名師について深く學びし跡が歴然として見ゆる。承和十三年四月二十五日、實惠六十一歳は高野山金堂東の座において大日經疏を講ぜられたるが、大徳はその聽衆の一人であつた。東寶記(六)によれば、その同聞衆として眞雅、慧詮、眞無源、仁宗、叔慧等、安寬、慧峯、眞勇、廣峰、春禎の十一人をあげてゐる。教相興起には眞紹の名をもあげてゐるから、聽衆は合計十三人である。その講義はもちろん字句の消釋にあらず、一部の達意釋なるべしとは思はるゝも、その期間何ほどなりしかは明らかでない。國師は付法灌頂を眞雅にうくる以外、眞濟、宗叡の兩師よりもこれを重受せしものゝやうである(長者補任、頼我血脈、野澤血脈集)。たゞし門下生をとほして師の學殖の度が察せらるゝことがつねの例である。

から、以下これをあぐることにしよう。

二

野澤血脈集および血脈類集記によれば、その正嫡付法の資を壽長、無空、惟首の三人となしてゐる。壽長 本朝僧傳(八)の淨慧部にいはく、釋壽長不詳其姓氏、自少登高野山、師眞然僧正、其姓高恢、足幹於事、然公器重入灌頂壇授諸密印。然公及衰耄倦僧事之勤、仁和四年奏朝廷以壽任金剛峯寺座主、此職以長爲始、と、寂本の野峯名徳傳もまたこれに同じい。たゞし座主職のはじめを仁和四年とするは誤まりなれば、よろしく仁和五年(寛平元年)三月となす座主次第記によるべきである。

無空 壽長の法弟なるが、その傳は後の三十帖策子下にゆづる。
惟首 宇多天皇實錄に、いはく、仁和四年九月十五日、僉議修法事。太政大臣奏曰、華山惟首最圓、安然皆眞言阿闍梨也、と。同書寛平四年下にいはく、五月二十七日、法興坊大法師惟首爲天台座主。近江國蒲生郡人、號虛空藏座主、嘗受密法於金剛峯寺眞然、と。三代實錄(四十六)の元慶八年下にいはく、九月十七日甲戌、勅元慶寺置傳法阿闍梨傳燈大法師惟首、傳燈大法師安然、令教授眞言業、年分度者、と。師は當代の碩學安然と同時の先輩にして天台第六の座主なるが、それが國師に師事するの一事もつて國師の學殖を窺ふに十分なりといふべきである。

聖寶 聖寶僧正傳續群書類從二(一三)にいはく、年四十九、高野眞然僧正爲阿闍梨、受學兩部大法、と。高春(二)の元慶四年下にいはく、三月 日、聖寶子隨、遂眞然師、至自醍醐山、受傳於兩部大法秘訣等、

訖。(中略)此時此師瀉瓶中院主法水而歸爲小野之別傳師資相承至成尊、全瀉瓶明算而復本山矣と。
承和二年三月十五日御遺告には(一)二十五ヶ條の本(二)遺告眞然大德等の本(三)遺告諸弟子等の本の三種があり、ともに大師の眞跡にして國師これを大師より付囑されたるが、このなかの(三)は付法印璽のために國師これを聖寶に囑し、以來醍醐の寶藏に秘收されてゐた。そのうち文觀弘眞座主のとき、高野山高祖院圓雅の懇請によりて、弘眞は正平三年これを當山に寄進した。そのつづきなるは慈光院體仁の御遺告眞偽辨および大師年譜(十一)の如くである。頼瑜の眞俗雜記問答抄(九)に
すはく、

御口云、尊師眞雅僧正受無量壽軌、兩部大法受眞然僧正也。

よつて考ふるに、聖寶は當然國師門下の付法弟子中に加ふべきものである。

禪念 禪念は和州慈恩寺の沙門にして、貞觀四年七月に眞如親王および宗叡と同時の入唐者なるが、高野諸堂記によらば、この人またかつて國師に師事したと傳へてゐる。

峯禪 本朝僧傳(六四)には、

釋峯禪初從眞然剃髮受教、又就聖寶稟灌頂法、住和之大安寺、播秘密教。時金剛峯寺無空退後日就荒蕪禪、應衆撰補座主職、常抱興建之志。祈親亦到慨然起誓、相共同志、遂復舊觀焉。

といへるが、野峯名德傳も全くこれと同じ。信堅の南山記には、彼の峯禪者非菅中院僧正門徒、隨又般若寺僧正相弟子也云といつてゐる。延喜二年七月、聖寶これを推舉し官裁を仰いで傳法職

位の灌頂を授けたるが、そのときの官符は左の如くである。

太政官牒

東寺

應聽付法灌頂傳燈大法師位峯禪年四十二 藤二十一 眞言宗大安寺

右得權僧正法印大和尚位聖寶奏狀、僧峯禪故僧正眞然入室之弟子也。黃牙出家白業無闕、全澡兩部之源流、精究三密之壺奧、守跡先師久栖南嶽、蒞寄身後進、永列東寺之杞梓、見賢不薦、恐以失人。望請件峯禪被聽付法之灌頂、以爲後代之師範者。左大臣宣奉、勅依請者、寺宜承知、依宣行之牒、到准狀故牒。

延喜二年七月三日

左少史阿保朝臣

正五位下權左中辨兼行式部少輔藤原

(大師全集一五二〇四)

聖寶付法の弟子に十人ありて峯禪はその隨一である。國師よりは傳法の職位を受けざるが故に付法弟子中にいらざるも、その入室の弟子たること前の官符の文分明であり、そしてこれは高野山第三代の座主である。

増利 元興寺増利の傳は元享釋書(四)、本朝僧傳(八)、宗性の高僧傳要文鈔(三)などに見えてゐる。もと興福寺の豐載、空操の二人について唯識を學び、延喜三年に維摩會の講師となり、同五年冬十月、大安寺觀算の三論の立義に對しこれを破して聲望いよ／＼高く、延長六年七月十三日九十二歳を

もつて入寂した。貞觀十八年、國師に謁して兩部の秘奥をうけたるが要文鈔(國史大系三一七七)によらば、そのはじめ國師より受法せしとき國師いはく、眞言教は諸佛の秘藏法文であり、苟くもその人にあらざれば敢て傳へない。公は實にその器なり、よろしく本宗を轉じてこの教に歸すべしと。増利いはく、顯密二教ともに幽微なればその取捨は凡愚のよく辯すべきところにあらず、もし三寶加持の教告をえば則ちもつて心を決すべしと。これよりさき増利の住房の東西に顯密の座を分けてあり、東室には壇を結んで觀念の場となし、西室には書を架して修學の窓となしてゐる。しかるに増利一夜夢に神人の房にいるを見た、神人まづ東室にいり三禮しをはつていはく、貴いかな眞言の道と。つぎに西室にいり合掌していはく、奥なるかな顯教の理と。夢さめてのちこれを國師につぐるに國師もこれを諒として二教兼學を許されたといふのであり、そしてかの神人とは春日驗記によらば、すなはち春日明神である。

都良香 文章博士都良香は一名言道といひ、主計頭貞繼腹赤の子にして菅原道眞の師である。扶桑畧記(二十)の元慶三年二月下には、

二十五日乙酉、文章博士從五位下兼行大内記、越前權介都朝臣良香卒、左京人從五位下主計頭貞繼之小子也。良香本名言道後改名也。姿體輕揚甚有膂力、博通史傳、才藻艷發、聲動京師。居貧無財、常不舉爨、驛思空門、雅信佛理。于時僧正眞然住東寺、良香就受眞言密教、一遍而記於心。雖勤學業、不廢念佛、年四十六卒。國史大系一二・一二九。

醍醐帝の延喜元年二月十日、良香參内のみぎり、朱雀門のほとりをすぐるに、天霽れて東風徐ろに新柳をして嫋々たらしむる和やかな風光に接し、覺えず「氣霽風梳、新柳髮」の奇句を口吟み、これに次ぐ對句をうるにくるしみたりしとき、門上に聲ありて、「氷消波洗、舊苔鬚」といふ和詞を感じた。またある年の卯月、渺茫たる琵琶湖を涉り、竹生嶋の岸頭につくや、口吟みていはく、「三千世界眼前盡」と。これまた對句をうるになやみながら社頭に詣づるに、扉内に聲あり和していはく、「十二因縁心裡空」と。こはいはゆる傑出の秀才よく天に通ずるの類であり、西行の撰集抄(七)および林氏の本朝一人一首(三)にくはしくこのことをのべてゐる。

小野篁 國師は小野篁と親交ありしものゝやうであり、そは承和三年同航のよしみより來りしものかと思はれる、よろしくのちにいたつてのぶる渡海求法章を參見すべきである。篁は名門の生れにしてすこぶる氣魄に富み、青年時代騎射の武藝にふけりしが、あるとき嵯峨帝の教勸に感じて學問の道にいそしみ、天才のいたすところ駸々として上達した。文德實錄(四)によらば、承和五年の春、遣唐大使坐乗の第一船に故障を生じければ、副使篁坐乗の第二船をもつてこれに換ふべしとの朝命に接するや、篁抗議してつひに入唐を拒絶した。これにより爵位を褫奪されて隱岐に流されのちにいたりもとの爵位に復して歸京することを許されたのである。歸京するや、まづ高野山にのぼりて舊交を温め、やゝ久しく淹留して地藏尊を彫刻した。故に高春(二)には、

承和十三年六月、小野篁歸、自隱岐嶋。(中略)考、眞然師爲忘形友、故赦歸、已來登山、而手彫刻地藏尊云。

然失其年月、此像在南谷山堂上、惜哉、寬永七年大塔炎上之時、累燒其堂、地現存といつてゐる。この登山淹留中に、國師より眞言密教の奥義を聽受せしこと、當然なりと察せられる。

四、國師の神秘的事蹟

天長元年春の大旱に、大師五十一歳勅を奉じ、神泉園に請雨經法を修して、無熱地の善如龍王を請じ、甘澤を滂沱たらしめて、邦家の深憂を除きたまひし事蹟は、あまりにも有名にして、天下の周知するところである。このとき龍王は、長け九尺大の眷屬龍の頭上に、八寸ばかりの金色龍となつて、現するや、悉地たちどころに現じたるが、これに参加せし御弟子たちは、やゝ多數にのぼると思はれるが、この神秘の光景を目撃せしは、實惠、眞濟、眞雅等の六人のみである。國師は當時なほ二十一歳の青年なりしも、その六人の隨一となつてゐる一事は、つとに非凡の力量を有せしことが偲ばれる。故に二十五ヶ條の御遺告にいはく、

神泉蘭池邊御願修法祈雨靈驗其明、上從殿上下至四元、此池有龍王名善如、元は無熱達池龍王類、有慈爲人不至害心、以何知之、御修法之比託人示之、即敬眞言奧旨、從池中現形之時、悉池成就、彼現形業宛如金色、長八寸許、地此金色地居在長九尺許、地之頂也、見此現形弟子等、實惠大德、并眞濟眞雅、眞紹、堅惠、眞曉、眞然等也、諸弟子等敢難覽着、具注言心奏聞、內裏、少時之間、勅使和氣眞繩御幣種々色物供奉龍王、眞言道崇從爾彌起也、大師傳全集一・二一。

また帝王編年記(一三)天長元年下にいはく、

今年依炎旱、空海大師於神泉苑、令修請雨經法。善女龍王者、無熱池香山北龍王也、仍勸請。忽池中現形、彼形業如金色、長八寸許、此金色龍在長九尺許地頂、見之弟子之中有見者、有不見者云、國史大系一二一九〇。

承和二年三月十八日、御入定の三日、前大師は國師をはじめ二三の御弟子を隨へて、奥院納涼房にいました。およそ現今の奥院地域は、弘仁七年に大師がはじめて高野山を開創するにあたり、全山を大いに上寺壇場一帯の地域、裏院奥院の地域、下院山麓慈尊院の地域に三分して、それににふさはしき堂宇建立の案を立て、起工されたものであり、従つて裏院にも二三の堂宇があり、この納涼房はその隨一にして大師の御住房である。大師はその御住房をつねに納涼房と名づけたまひしものと見え、高野山にもまたこれがあり、颯々風滿房、雨伴雨伴といへる望雲雷の五言律詩一篇、および不動明王念誦次第又云納涼房次第の如き高野山寺納涼房の御作である。こはかの傳教の住房をば法界坊といつた類と見てよい。故に快遍問答鈔には、納涼房者大師御坐アル房也、奥院アゼチノ河ヨリ東彼房跡也。總大師御坐アル房ヲバ、何クニテモ云納涼房也、仍納涼房者大師御事也といひ、大師年譜一には、高野納涼房今時不詳、在所按阿伽井近邊是乎といひ、弟子譜三には、納涼房在奥院庵室河東、今則廢矣といつてゐる。

無空律師のものがたりによらば、御入定三日前に、眼は金色、足の爪は青色にして世のつねのものと異なつた一雙の靈鳥が、いづこよりとなく飛びきたり、かの納涼房のほとりにあだかも人語の如

くに鳴いた。國師これを諦聽するに、そは伊勢天照大神の御使にして、若有諸衆生、知此法教者、世人應供養、猶如敬制底といへる大日經具緣品の文である。國師これを言上するに、大師また忽ちに「一生補處菩薩、住佛地、三昧道、離於造作、知世間相、往於業地、住於佛地」といへる同品の文をもつてこれに答へしむるに、烏これをきいてとび去り、また三ヶ日をへてとび來り、以來づくと御廟の森林に棲くひつゝありといふのである。これによつて後世には御供所より毎日餌を與ふることゝなり、もしも一山に不祥事が起らむとするときは、あらかじめこれを食まないとさへ傳へられてゐる。こはもと大江道綱の外記に見えしもので、明澄の南山秘記にこれを引いて詳述し、道範、信堅もまたこのことを記し、正平三年文觀の大師寶前靈寶記にもまたこの因縁をあげてゐる。

二

都率上生の大事 國師秘記のこゝろのいはく、承和二年三月七日、大師と大明神との間にげにも大悲にみちたる御對話があり、弟子國師なり、傍はらに侍してこれを聽き奉つる。大師曰く、來る二十一日の寅の刻にはわれ必らず入定すべし、今よりしてのち當山止住の末弟をば、希はくば今生にはつねに擁護し、後生には順次に慈尊の淨土へ往詣せしめたまへと。大明神曰く、今生の擁護はよくこれをなさむも、後生の淨土往生はなんの因縁をもつてかよくこれをなしうべきかと。大師すなはち兩部大日および不動愛染の七字の種子眞言を説き、この一字だによく念誦せば必らず都率に上生しうべし、いかに況んやならべて七字を念誦するにおいてをや、また況んや護身法十八道

兩部護摩を修し、許可灌頂をうくるに於いてをやと。そのつぶさなるは國師著作集五の如くであり、これはこれ中院流の秘事である。願行意教方および西大寺流などにも同じく秘事としてこれを傳ふるも、いづれも承和二年三月七日を二十日とするが異點である。大師年譜(十一)の冠註には、

大明神御託宣曰、明王院如法上人、可奉拜見、明神御體之志、慙歎、仍祈請致誠行業積功。或時明神御影向、御質天女形、光明赫奕、頂有天冠、身飾瓔珞、異香芬馥、薰室中。告上人曰、大師入定之時、以此山住侶懇誑、置我、依之羽舍、住侶之志、時無暫息、立朝烟防、夜嵐計更無非吾力。其中有信心之類、殊加哀愍、有道心族直送淨土。若有不信懈怠之輩、決定應受業難、轉化導不及力者、且交吾使者、中待解脫於慈尊之下生、其程暫雖著皮戴角之身、可憶持神呪。(中略)今按、後僧正記文、與明王院神託意、全以符同、誠其不思議哉。又至若高野明神託宣云、爲高野護法、吾足常裂血流、是則無勤空受信施之住侶、日貪睡眠者、衣服殊以重故也等之詞、吾等末徒、其神恩深重、感戴尙有餘者。

御入定の大事 承和二年三月十五日、國師は何故に三月二十一日をもつて御入定の縁日となすかを大師に問ひ奉つるに、大師答へて曰く、瑜祇經の十二品は一ヶ年の十二ヶ月におけるわれら身心の轉化に擬せしものなるが、なかんづく第三の阿闍梨位品は三月のそれであり、經に「當得大金刚阿闍梨位、法性大日之身」と説いてある。これすなはち三月は法性大日の身をえて、まさに金剛定に入るべき相應の月なるによつてである。また二十一日は、本有の十界と修生の十界とが渾融し

て、三時を超越せる一如來日に安住する深旨を説ける瑜祇經の文と相應の日なるによつてである(と明澄の南山秘記、正智院秀傳の骨目集)。

高野山結界 高野秘傳に内外八葉の十六峯をあげをはつて、

中央蓮臺而坐、此臺上修此結界、眞然者首尾三箇日修之

といへるよりしてこれを考ふるに、國師は大師の内意を奉じてこの修法の中心となりしものかと思ふ。また當時勸請の鎮守啓白文について、大師甚深の口訣をうけられし旨を南山秘記にのするが、そはすこぶる難解にしてわれら思議の及ばざるところのものであり、よろしく國師著作集一六を見て熟思すべきである。

三

嵯峨太上皇の御茶毘 高野口傳によらば、いはく、嵯峨上皇は大師と年來師檀の御契りふかくあらせられた。承和二年の初春、大師參内して永訣を言上するに、上皇これを惜ませられて曰く、わが臨終には師によりて淨土に引導せむことを願ひつゝあるに、こと志と違ふはかへすも遺憾なりと。大師對へて曰く、御臨終のみぎりにはわれ必らず出定してよろしきに取計らひ奉るべしと。かくて大師は豫定の如く同年三月入定し、上皇は同四年九月御惱にかゝらせられ、同月二十四日崩御したまふた。大師化現し參内して左府と會見するに、左府はかねてより上皇と大師との御契約を知つてゐるから、その御取計ひかたを大師に問ふに、大師は御棺を大極殿前の案上に奉安す

べしと答へられた。左府は右の如くになし奉つるに、午尅より亥尅にいたりおよそ十時間をふるも何事もなければ、すなはち深夜龜嶽に葬り奉つらむとする途中、はしなくも南方より大光明てらし來り闇夜變じて晝の如く、毘沙門天のやうな神人八人が五色の雲に乗り來り、御棺を昇き南を指して雲中にいりをはつた。さて御棺は高野山壇上眞言堂後の獅子嶽に奉安され、大師影現し國師に命じて茶毘し奉つらしめた。ときに國師はつねの火を薪に移してこれを茶毘し奉つらむとするや、大師これを制して法性の火たる燈明印を結ばしむるに見る／＼うちに猛焰となつた。大師その御遺骨をば黄金の五輪塔にをさめ、そしてこれを奥院大坂の西峯に葬らせられたといふのである。左の諸記はこれとほゞ類似する。

(一)大師可有御入定由嵯峨天皇へ申サセ玉ケレベ、我即世ノ後喪禮ヲベ和尙ニ申付ベキ由思ヒ定テ侍ルニ、先立入定有ラベ本意相違侍ルベシト仰セ有リケレベ、大師其時ハ相計ヒ侍ベジ、御喪禮ヲ不可急ト申サセ玉ケリ。其後承和九年七月十五日、嵯峨天皇崩御有ケリ、御遺詔ノ旨ニ任セテ御棺ヲ嵯峨野ノ木ノ上ニ置キ奉ル、暫ク有テ赤袍キタル者八人下テ、御棺ヲ荷テ高野ノ大塔ノ後ロニ置キ奉ル。大師御出定有テ實惠眞然ナント共ニ茶毘シ奉リテ、御骨ヲベ奥院大坂ノ西峯ニ納メ奉ラレケリ。此事ハ彼ノ山ノ記ニ見タリ、隨分ノ秘事ト申シ傳タリ、大師德集、行狀圖繪九これと殆んど同じい。

(二)嵯峨皇帝、大師御弟子也、帝崩去、仍大内裏北、龜山嶽、欲奉葬。時大政神八人下擔御棺入雲中、其御

棺來高野山眞言堂後獅子嶽、即於此處奉茶毘、御骨、奥院大坂西峯、石五輪中奉納云、高野秘傳。

(三)嵯峨天皇崩御之後、大内裏北、龜嶽、欲奉葬之、于時自空中大將神八人下、即擔御棺入雲中。自南山黑雲聳來、其上有五色雲、自其中八將神下、洛陽萬人一切不知所往。而其御棺來臨當山、師子嶽、眞言堂、即於此所奉茶毘、眞然可沙汰、高祖示現、仰有云々。彼御骨依高祖御祈念、五色光明立處安置云、大師奉持奥院大坂西峯、斂之、石五輪塔中、金銅塔中所納安置云。嵯峨天皇茶毘處、師子嶽、以法性火指御棺云。御遺骨、可納自性地云。件地者五色光雲立峯是云、件峯、大坂、西峯。次日眞然詣奥院、法性火、燈明、印ナル事ヲ尋申云。高祖仰云、燈明、印、火指、背甲、長風指ヲノケテ、可結云、南山秘記。

(四)嵯峨天皇勅菩薩(大師なり)曰、朕没後、死骸不、留穢土云。繇茲以菩薩加力崩御之時、御棺飛、虛空玉體、至高野(弘安四年三月二十一日付鎌倉下知狀、金剛三昧院文書、高野山文書五、四二)。

(五)嵯峨帝尊骸事。納言被示云、天皇崩後、數十人入來、取尊骸而去、是弘法大師依遺勅、令金給事也。有其記云、寛信法務小野類秘鈔耳卷、眞言全書十八一〇、二ヶ所の尊骸原文、死骸につくる、今改む。

(六)承和九年九月二十五日、嵯峨太上皇聖棺乘瑞雲、天降獅子嶽、眞言堂。是依上皇及高祖御在世之蘭契也。出子野史。扶桑略記云、嵯峨天皇七月十五日崩。九月二十四日、其間七、欲奉葬、大台北龜嶽、翌二十五日、從空中大將神八人天降、擔聖棺入雲中、色雲、自其中八將神天降。洛陽萬人仰見之一

切、不知所往。然其聖棺飛降、南山獅子嶽、即就其地奉茶毘焉。此處、于今草。御遺骨納金筒、安石五輪塔中、斂大坂西峯、五色光明起地。大坂中世已來、號爲坂、此西峯、中略考、大坂西峯者、即轉軸山中、在實惠眞雅二師之墓、碣現存也。

橋之上也(高春一)。

(七)天皇深く大師を仰信し給へば、このことありと思はる(紀伊風土記)。

(八)仁嘗聞人有言曰、在昔大師與嵯峨上皇結生前檀契、因當其崩日出定而親奉引導玉棺。爾後每當歷世帝王御葬之夕、輒於東寺五層塔尖必令感有一星火而見者、即是爲與嵯峨帝永所誓引接之驗、京人往々點指之、其人亦親仰瞻之、可謂奇事矣。竊按、所以師檀舊約不渝、而于今猶爾者也乎、他日當以此事實問于京人而已(得仁續年譜一)。

(九)峨峨天皇御墓事 河ヨリ此ハコナタニ又岡アリ、ソレゾ彼御墓ト習之歟。大師ニ不_レ留墳墓之様可有御計之由御領狀、仍御入棺之後、化人二人或四人出來テ、御棺ヲ昇テ空ニ昇リ了ル、其御墓ヲ此所ニ令留給歟、大師之御計也、但事之様嚴重之間頗難承引歟、雖然官之日記ニモ此由粗有ル歟ト傳聞之云(拾要詮三)。

以上あぐるところはみな山史なるが、このなか、承和四年九月二十四日の崩御となす高野口傳、ならびに四年は九年の寫誤となして、七十日をすぎた九月二十五日に、右のやうな奇特の因縁ありとする高春の説などは、承和九年下の扶桑略記に

七月十五日、太上天皇崩御於嵯峨院

といひ、同年下の續日本後記に、

七月丁未、この丁未は三正綜覽について考ふるに十五日なり(太上天皇崩嵯峨院、春秋五十七

といへる國典に合しないから採用しがたきも、大師不可思議の加持力より來る聖棺引導茶毘の事實は、凡夫の管見を許さざるところのものであり、山史一齊にこれを記するにおいては、どうしてこれをみな虚誕事なりと葬むりざることが許されようか。山城名跡志によらば、嵯峨帝の御陵が存すといはるゝ龜嶽は嵯峨大覺寺のうしろ山で、その御陵のほとりに棺掛櫻なるものこれありと。しかるに高野大坂のふもとにありて、古來帝の御陵なりといひ、みだりに近づきふるときは忽ちに祟りをうくるといはるゝの地にもまた棺掛櫻なるものがこれある。すでに南山秘記に「口決甚深、子細多々、殊勝々々」といつてゐる一大秘事なれば、淺薄の論議はよろしくこれを慎しむべきである。

五、大師の高野山付囑

大師は豫定御入定の期日、近きになん／＼とするにおよんで高野山の將來を憂ひ諸大弟子のなか特に師跡繼紹の志あつき國師を鑑知してこれに付囑したまひしことは、承和元年十一月十五日づけのつねに稱する高野繪圖卷の遺告住山弟子等と題する御遺告と、および同二年三月十五日づけの遺告眞然大德等と題する御遺告とによつて分명한わけである。たゞしひろく舉宗末徒のため二十五ヶ條御遺告には、東寺の長者が高野を兼管すべき旨を示されてゐる。いはく、

一金剛峯寺加東寺宗家大阿闍梨應眷務緣起第二十二。

右件寺者是少僧私所建立也、然而進官爲御願庭者也、宜知是心。吾弟子等中先成立長者、東寺座主大阿闍梨耶一向應眷攝、莫遺告誤得、一知萬云。

信堅はかの國師付囑とこの長者眷務とが、一往相違するについて不審をいなくも、こは成雄のころよりいはゞ國師よりしてのちもしも高野に適材これなき場合を豫想したるうへのこと、見るべきものであるから、敢へて相違するものとは思はれないといふのである。延喜十九年第三代の座主峯禪が、いまだいくばくならずして退位し長者觀賢が上奏裁可をえてこれを兼職し、以後の長者もまたこの前轍をふみたるは、この第二十二條より來りしものと思はるゝも、たゞし成雄の如

くに解する高野山住侶としては、この兼職に對して中心これを歓迎せざるはあながちに無理からぬことである。

延喜十九年、高野檢校付東寺長者元者眞濟門流補東寺王代記、私に云く眞濟は眞然の誤。

延喜十九年九月十九日、長者觀賢任金剛峯寺座主長者次第。

觀賢が長者に任ぜられたるは延喜九年七月であり、諸宗統管の法務に任ぜられたるは同十二年五月であり、今また高野座主を兼任せしめられたのである。この兼任に對する高野側の輿論としては、

當寺者依高祖大師委附中院僧正、師資相傳之間、自檜尾僧都至醍醐尊師四代長者不兼帶座主職、而觀賢僧正長者之時、以大師遺告文、可被附座主職於長者之由、頻被奏聞者。延喜二十一年、二十一年は十九年の誤、九月十九日、始被補彼僧正信堅南山記。

見聞集云、峯禪座主職之間、殘徒嗽々說置、況又觀賢野山座主競望之謀、尖維脫袋云。延喜十九年秋九月十九日、觀賢僧都兼補金剛峯寺座主職已來永以東寺長者、高春三。

大師が東寺を實惠に付囑せしは天長九年十一月であり、實惠はこれによつて承和十三年にいたる十五年間長者職にありて一宗を統理されたのである。二十五ヶ條御遺告にこの付囑を記していはく、

一以實惠大德吾滅度之後、可爲諸弟子依師長者緣起第二。

夫以吾道興然專此大德信力也。(中略)人師國寶本豈益此大德哉仍大經藏事一向預此大德云。
實惠のち眞濟これをつぎ眞濟のち眞雅これをつぎ眞雅のち聖寶これをつぐこれすなはち南山記にいへる四代長者なるものでありこの四代長者はみなよく國師に高野を付囑された大師の眞意を知るが故に高野のことはすべて國師の門流に一任して兼職をしなかつたのであり信堅の南山記は隱微のうちこの間の消息をものがたりつゝある。

二

大師は青年時代つとに高野を跋涉して修禪の適地なることを知り弘仁七年七月八日全山下付の恩裁に浴してこれを開創するやつねに京洛にありて多事繁務なるにかゝはらず毎年兩三度は必らず歸住してあくまで五部三密の最上禪にいりひたり山上の一草一木はすべて會心の對象たらざるなしといつたありさまでありそしてつひに最後入定の地となりしゆゑである。

空海去月中旬來住高野山寺(高野雜筆下)。

貧道爲默念去月十六日來住此峯山高雪深人迹難通(同)。

貧道以去弘仁九年冬月就閑寂於紀州南嶽(同)。

南山松石看不厭南嶽清流憐不已(性靈集一)。

雖云萬事無遺春秋之間必一往看御遺告。

敢厭東寺汲南嶽哉(同)。

一宮中御願正月修法修僧等各分所得上分可充高野寺修理雜用緣起第十五。

夫以大唐青龍寺祖師被建立天台山下私少伽藍矣彼名新禪寺也。以內道場正月施物上分令修理

彼道場亦以青龍寺大衆年中所得上分令充用彼用也此非凡政芳師資跡謀也莫啖難後生資云(同)。

以上によつて高野が大師理想の山たりしことよく察せられる。

便宜上こゝで御遺告の種類についてその概略をのぶる必要を感じる。およそ御遺告の種類としては高野山御影堂寶庫所藏現今は靈寶館藏に合計十二本がありこれを大別すれば總じて一宗全體のためになされた二十五ヶ條の分と別して高野山のためになされた分との二種となる。このなかのちの分には御手印緣起部の本と遺告諸弟子等の本とに二別される。二十五ヶ條の分には複寫本なきも高野山の分には計七種の複本がある。

(一)御手印の卷又は御手印緣起又は弘仁官符の卷ともいふ。

(二)高野繪圖の卷又は山の繪圖又は四至分界上の卷ともいふ。

(三)遺告眞然大德等の本又は御遺告の卷又は住山料御遺記ともいふ。

(四)遺告諸弟子等の本これには異名がない。

以上のなか(一)(二)(三)を御手印緣起部の本といひそして(一)はその正本である。この三本に對して後醍醐天皇は大師の親筆を重んずる大御心より建武二年十二月これを模寫して高野に賜ひしがのちにいたりこの模寫の三本に對して各々轉寫されたから合計九本となり(四)に對しては南院



の觀照房快般が弘化三年にまた模寫の業を大成しをはつた。この二本を加ふれば十一本となり、さらに二十五ヶ條の分を加ふれば合計十二本となるわけである。(一)御手印縁起の正本は、大師が高野山の地域を明らかならしめて、將來の係争を豫防すべく、承和元年九月十五日、自から筆をとつて記せられしものであり、このなかにやゝ詳細な一山配置の堂塔伽藍圖をのせ、そして卷の首尾に大師の御手印が捺せられ、中間には十七ヶ所に天皇の内印がおされてゐる、これすなはち高野山唯一の財産目録である。

(二)高野繪圖の卷は、また同様趣旨のもとに、同年十一月十五日これを製せられしが、このなかには「遺告住山弟子等」と題する一章ありて、國師への高野山付囑がその主眼となつてゐる。これには御手印なきも、内印の數あることは前と同じい。(三)御遺告の卷はまた御手印なきも、國判の數が二十三これある。この本について宥快の御手印縁起聞書には、左の如くことわつてゐる。

此卷ニハ當山ヲ眞然僧正御房ニ附屬シ玉フ也、但シ強ニ付屬シ玉フトハ不見。雖然最初ニ遺告眞然文、依之料簡スル也、大德等者自餘弟子被等見タリ。

(四)遺告諸弟子等の本は、二十五ヶ條本の第一條と大同なるも、最後に四方正面の山の略繪圖あるのがこの特點であり、そしてこは前にもいつたとほり、國師が付法印璽のためにもと聖寶へ付屬された本である。以上は御遺告に對する概略なるが、その詳細は拙著「弘法大師の入定觀」一一二頁以下を参照されたい。今前記諸遺告與書の署名を検するに、まづ二十五ヶ條本の一本には、

承和二年三月十五日 入唐求法沙門空海

上件遺告法師等

法師實惠 法師眞濟 法師眞雅 法師眞紹 法師堅惠 法師眞曉 法師眞然

の七人をいだし、(大師傳全集五・二四七)、また遺告諸弟子等の本には、

承和二年三月十五日

上件遺告承法師等

大法師實惠 大法師眞雅 大法師眞然 大法師眞濟

の四人をのせてゐる(大師傳全集一・二九)。これらによつてみれば、國師はいづれの御遺告にも參加されてゐる。

三

これより以下、まさしく高野山付囑の證文を列挙しよう。

大師入定時金剛峯寺未成眞然法師理承遺訓盡心營造當寺成就寺嶋良安弘法大師略傳、大師傳全

四・一三二。

金剛峯寺大師建立眞然僧正預(作者不詳高野大師行化雜集傳全四・二五)。

高野山金剛峯寺爲修坐禪爲居住、遂以爲御入定所、以此寺付屬眞然僧都(勝賢弘法大師行化記下傳全二・二二八)。

高野金剛峯寺御入定所付（野澤血脈集一）

大師告諸弟子等曰、吾有却世之思、明年三月之中也、以金剛峯寺付真然大德。件寺創造未畢、但件大德自力未厚、實惠大德可加功云。高野山建立修行緣起、傳全一・五五、修行緣起は康保五年の作、御入定後一三四年、けだし天野檢校雅眞の作ならむ。

偏以金剛峯寺真然僧正付屬給畢、僧正幼少、故以實惠僧都令助成給同前。

諸大弟子散在、各々山寺、唯真然大德治山、實惠師在東寺、而爲然衲之後援、是尊重願命也高春二。

かつていつたとほり、大師の晩年その左右に侍して形影の如く相離れざるは、實惠眞如眞雅眞濟・眞紹眞然の六大弟子である。このなかにおいて、實惠はすでに東寺の付囑をうけて、一宗の依止師となるべき大責任を有するの人であり、眞如親王はつとに入唐求法遠遊の壯圖を懐抱しつゝあるの人であり、眞雅は藤原良房の懇囑にあふて清和帝の御願寺たる貞觀寺建立の約を荷ひつゝあるの人であり、眞濟はある檀越の請をうけて一寺建立の計畫をなしつゝあるの人であり、眞紹は久しき以前より洛東に禪林寺、現今の淨土宗永觀堂を經營すべく苦心しつゝあるの人であり、ひとり國師は何ら制約なき自由の立場にありて、かつ師跡繼紹の志しあつき人である。大師の炯眼はよくこの間の消息を鑑知するが故に、まづ前記五師の意見をきいて各自の立場を諒となし、最後にいたりて一山を國師に付し、そして老成實惠の援助を囑されてゐる。故に高野繪圖卷の遺告住山弟子等にいはく、

眞如親王有他鄉御意、實惠大德預東寺事、眞濟大德候眞言院、眞雅大德請別人契約、眞紹大德有別所建立思、此山事一向委付眞然大德、如眼前陳不可荒山門、件雜事不得違失。

こは承和元年十一月十五日づけとなつてゐるが思ふにこの文書となりしおよそ一ヶ月前に大師は六大弟子をあつめ、和氣靄々裡に諄々としてはかりかつ囑せられしものであり、その當時のありさまは國師七十一歳にしてその入滅十七年前たる、貞觀十七年歲次乙未三月二十一日づけなる壽長への付囑状とみらるゝ自筆日記に、眼前に髣髴たるが如くにしるされてゐる。いはく、
可以金剛峯寺吾入室一門弟子中相承領知之。

右吾故大師贈大僧正、臨入定時、命彼此御弟子等、宣此寺雖有建立之志、未及半造、而聞我擬入定、實惠禪師御受此寺造畢乎如何。答言、隨力及將以勤造云。大師命宣、禪師者爲國皇之師、滿德天下、私不遑敷云。眞如禪師如何。答言、隨仰奉仕云。命宣、念在他境、專無一住矣。眞雅禪師如何。隨仰將進止云。復已有別心、以我願不遂、本意敷。眞濟禪師如何。申云、受檀越之談、有構企之事、雖然將以盡奉仕乎、隨仰耳云。命宣、已受人契、變非可叶我願云。眞紹禪師如何。占地於洛東之邊、欲建立小道場、然而隨大師仰云。命宣、此道理也、改非可來我山云。但眞然師獨在繼師蹤之念、以此師付屬此山、實惠禪師加德於此師、令建立此云（下略、大德著作集八參照）。

かの遺告住山弟子等とこの自筆日記を拜讀し來つて、私を感激せしむるものに二つの事實がある。その第一は、大師はつねに御弟子らをよびずてにはなさず、大德または禪師などいふ敬稱を用

ひられしことこれであり、師弟互ひに尊敬してしかも和氣にみつる状は、かのときにあるひは諸諱にわたり叱咤にわたることなきを免かれざる孔門の遠くおよぶところではないことこれである。その第二は、これらの御弟子たちは、學徳教化いづれの點よりみるもみな優に大師號に値ひし、われら末裔はたゞこれを仰げばいよ／＼高してふ感にうたれざるをえない龍象なるにかゝはらず、大師の聖慮を慰さめ奉つらむがために、みづからの計畫や志望をかなぐりすて、ひたすら父母に對する赤子の態度をもつて絶對服従の至誠を表せられてゐる。こは他宗の祖門にはたえてみられなき美談なることこれであり、この二つの事實をとほして、いよ／＼もつて大師の徳の高きを思はざるをえないのである。それかくの如くにして高野山は國師に付囑されしものであり、そして大師はその印璽として、龍猛龍智金剛智不空惠果大師と相傳し來る飛行三鈷と、前述御眞蹟の諸遺告御手印縁起と、惠果手書の理趣經ならびにこれをくさむる常持の經囊（こは師蠻の本朝僧傳六十四の説）とを付囑なされた。これらはみな傳國の命寶にも比すべき一宗の最上寶である。なかんづく飛行三鈷は、憲宗帝の元和元年、大師まさに歸朝せむと欲して、纜を明州にとくの日、これをとつて東方に向ひ、眞言密教相應の勝地を祈請して擲つに、六祖の觀智結晶せるこの靈杵は、はるかに雲中にいりをはり、つひに高野山根本大塔前地の松梢に落在した。この奇瑞の因縁によりて高野山は開創されたりしものである。承和二年十月、國師は飛行三鈷記を製して傳承の因縁をしるしてゐる、よろしく大徳著作集七を参照すべきである。

この靈杵は、國師以後壽長無空峯禪・宣觀雅眞をへて仁海に傳はり、仁海はこれを赤地の錦袋にをさめ、傳承を記する二寸の黄紙を袋の表裏間にぬひふくめ、奉持六十有餘年にしてこれを成尊へ傳へ、成尊はこれを範俊に傳へしが、範俊は白河法皇の御所望にあふてこれを献上し、のちながく鳥羽寶藏にをさめられしが、展轉してつひに嵯峨二尊院の湛空に傳はり、湛空は掌護二十二年におよび、しば／＼大師の靈夢を感じたるが動機となりて、建長五年七月七日高野山へ還納せしものである。さて付囑をうけし國師は三十一歳の若齡にして、なほ半造にだも達せざる高野山を興隆するにはあまりにも、任が重もすぎる、それゆゑに大師は圓熟老成の實惠にその後見援助を懇囑したまひしゆゑんである。

六、國師の渡海求法

承和三年五月國師は法兄眞濟と、もに入唐學法せむことを欲して上奏するに、朝廷これを裁可して眞濟を請益僧となし國師を留學僧となし、同月十四日難波發の遣唐使船に同乗するを許された。その上奏文は大德著作集二および一六を見るべきである。このときの大使は大納言小黒鷹の孫、中納言葛野鷹の男藤原朝臣常繼であり、副使は刑部大輔正五位下小野朝臣篁であり、判官は丹墀文雄、録事は高岑貞繼である。そして大使は第一船に、副使は第二船に、判官録事は第三船に、その餘は第四船に乘じ、二師は第三船に同乗した。人員は各船ともにおよそ百數十人なりしが、すでに發するや七月初旬のころ颶風にあひ、第一、第二、第四船は漂蕩しつゝ辛ふじて數日後に肥前の沿岸に歸着せしも、第三船は櫓をれ楫くだけ船體破裂して一大危機が迫つてきた。判官丹墀文雄提議していはく、われらいたづらに死を待たむよりも、むしろ船をやぶり筏となして分駕し、もつて生を求むるにしかずと。衆みなこれに和して思ひ／＼に應急の筏をつくり、波のまに／＼漂ひ、あるひは隱岐へつくもあり、佐渡へつくもあつた。二師同乗の筏には三十餘人ありしも、二十三日の久しきにわたる漂泊であるから、残るはわづかに二師のみで、他はみな餓死しをはつたのである。

南嶋の人毎夜はるかなる沖あひに光明の輝くをのぞみ、いぶかりのあまり一日船を巖して光明

の所在點とおぼしきところに達すると、伏屍累々たる筏があり、二僧は皮膚腐爛し尸居して動かさるも呼吸はわづかにのこつてゐたから、憐れむで船に乘らしめ、歸り來つて數日これを療養せしむるに、はたして蘇生して全く快癒した。そこで嶋人は八月の中旬すぎにこれを太宰府に船送せるに、府は直ちに遭難實狀上奏の必要ありとなして書割を徵せしゆゑ、八月二十日をもつて二師は左の報告書を呈した。その略にいはく、

柁折棚落潮溢人溺船頭已下百四十餘人任波漂蕩。爰船頭判官丹墀文雄議云、我等空渴死船上、不如壞船作筏各乘覓生。錄事已下爭以船板造桴各去。云（續日本後紀五、國史大系三）。

三代實錄（四）に右遭難の事實を記し、そして二師の生存を佛陀冥護の力のいたすところといつてゐるのは、當時の史家藤原基經卿の信仰心に對しておぼへず敬意を表せざるをえない。いはく、承和之初遣使聘唐眞濟奉朝命隨使渡海中途漂蕩船舶破裂眞濟纒駕一筏隨波去泛々然不知所到。凡在海上二十三日、其同乘者三十餘人皆悉餓死、所活者眞濟與弟子眞然二人而已。眞濟唯佛是念、自然不餓、豈非如來冥護之所致哉。南嶋人遙望海中每夜有光、怪而尋之、拯得着岸、皮膚腐爛尸居不動、嶋人憐愍而養療、遂得歸本朝。

二

續日本後紀（五）承和三年四月下に「壬辰、三正綜覽によつてこれを數ふるに二十四日なり、天皇御紫宸殿賜錢入唐大使藤原朝臣常嗣、副使小野朝臣篁等、命五位已上賦賜錢入唐使之題」といひ、また「丁酉

(二十九日なり)賜入唐使節刀」といひ、また奉幣使を諸社につかはして海上安全を祈らしむるなどより考ふるに、當時の航海上、危地に身をさらす遣唐使節に對しては、朝廷もまたあつくその行を犒らはせたまひしものと思はれる。また一方本宗よりしては、二師の渡海に際し、實惠、眞雅らの高弟が代表者となりて、托眞濟眞然入唐報大師示寂於青龍和尚墓前、兼示諸同侶書、ならびに和尚の靈座に供する夏冬の法服各々一襲をはじめ現存の傳法阿闍梨と諸同門に呈すべく、水精念珠十貫、乃至銀裝剃刀子十五函といへる土宜方物を托送した。たゞし前述の風難にあひしたために、これらは空しく海底の藻屑と化しをばりしは惜むべきである。かの青龍墓前報書の略にいはいはく、

眞言宗請益沙門眞濟、留學僧眞然、遠浮巨海、尋師大邦、辭父母鄉、就同法地、乞加獎節、令得實歸。(中略)此間法弟子等、蒙遣系曰同法何得不相戀云。(大師全集十五、三九)

承和四年正月九日、實惠は上表して靈巖寺圓行の入唐請益を奏請しけるが、また朝廷の許すところとなり、師は常曉、圓仁、圓載らととも、大使藤原常嗣らの船に乗り、三月十五日難波の三津濱を發して玄海灘にさしかゝるや、また一逆風に襲はれ、目的を達しえずして智賀嶋に漂著した。故に帝王編年記(十三)にいふ、

承和四年丁巳、遣唐船四艘、乘人六百五十一人、從難波三津濱、以三月十五日賜宣命、以辰時解纜畢。第一船大使參議從四位上藤原朝臣常繼、第二船副使刑部大輔正五位下小野朝臣篤、第三船判官正六位下長峯宿禰高名、第四船判官從六位上丹墀文雄。件四艘船從筑前國博多津、同共入海、而遇逆

風、漂着智賀嶋。第一船破損殊甚、第二三船頗存、全第四船不知所到。判官文雄沒海、無浮、見聞之人無不呼悲。今三艘之船更加修理、各又令乘、副使刑部大輔篁大怒心發、遂不預乘、仍坐違勅罪配流隱岐嶋。(國史大系十二、一九五)

翌五年六月、修理を加へられたかの四船は再び發航することとなり、前記四師もまた同乗し、このたびは一路つゞがなく入唐の目的を達しえた。さて實惠らはこの圓行の入唐に際し、再び前の墓前報書に添ふるに種々の方物を托送し、もつて同法のよしみを通じた。圓行はこの使命を完ふして翌年十二月六日歸朝しけるが、歸朝に際して青龍寺より圓鏡文正令則ら十一人連署の返書ならびに五鈷鈴、三鈷杵、獨鈷杵、乃至白疊手巾などの法器繪帛を托送し來り、圓行はこれを持して祖山のぼり、恭しく廟前に報告し奉つたのである。

三

以上において私は國師の渡海遭難の實狀ならびにこれにちなむ圓行入唐の大略をのべたりしが、これについて尤も不審に堪へざるものがある。それは承和元年十一月十五日に、大師より責任重き高野山の付囑をうけながら、御入定一ヶ年後にいたりこの大任を顧みず、渡海求法といつた犠牲的の壯舉を敢へてすることこれである。しかるにつらく、この間の消息を考ふるに、國師が付囑をうけし當時の高野山は、後章において詳述するとほり、堂塔伽藍はすべてなほ半造にだも達しない状態であり、すでに修行緣起には大師周到の用意を、但件大徳自力未厚、實惠大徳可加功といふ

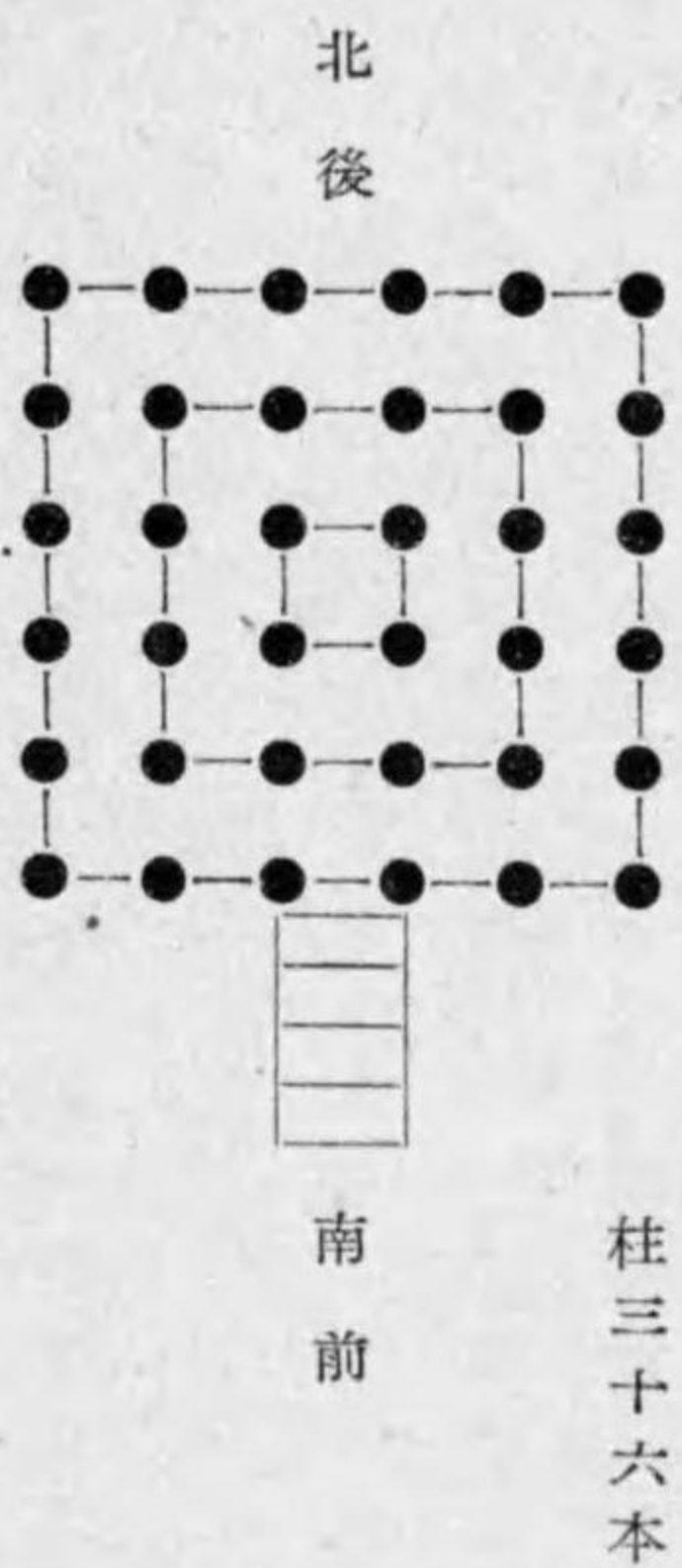
とほり、國師は三十一歳の若齡で宗旨内にせよ社會上にせよ、地位低く信用薄く、殆んどその存在すら未だかつて認められてゐない貧弱さである。これでは老成の實惠が背後にありていかに應接すとも、大いなる檀興事業など期待しうべきものではない、こはけだし國師が日夜苦心焦慮せし點なるべしと思はるゝ。

東西比隣の如きこのごろでこそ、世人は歐米見學の歸朝者なりといつて特別の敬意を拂はざるも、文化なほ未だ進まさりし明治の半ばまでは、その歸朝者に對しては、特別の敬意を拂つて謳歌讚歎し、その言論文章は概して金科玉條視されしものである。わが奈良朝平安朝時代はいはゆる支那文化の崇拜時代であり、宗教家たるを爲政者たるを問はず、入唐留學後の歸朝者に對しては、特殊の尊敬をさゝげてその理想實現に尠からぬ便宜を與ふことがつねであつた。國師の渡海求法は、おそらくかゝる當時の社會狀勢がこれを奮起せしめたりしものではなからうか。しからずんば、これが到底解釋のできない企てとなつてしまふ。果然この企ては失敗に歸したとはいへ、二十三日漂泊放光の一事は、三代實錄の記者をして「豈に如來冥護の致す所に非ざらんや」と歎ぜしめたとほり、世人は今さらに二師信仰の偉力と徳行の深厚なるとに驚異の眼をみはり、昔日の態度を一變して歸依崇拜の度を高めたりしことと思はれる。智燈が國師傳に右の事實を記しをはつて「承和帝聞神異及狄人敬尤爲本朝之榮」といへるは、けだし半面の真相を語りしものであらう。

七、國師の檀興事業

國師はその自筆日記に大師の語をあげて「此山雖有建立之志未及半造、而間我擬入定」といはるゝとほり、大師眞蹟の御手印縁起や高野繪圖卷を見ると、壇上地域はもちろん奥院地域も、殿堂院宇いかにも整備しつゝあるかに見らるゝも、これらは一種の理想圖にすぎずしてその實は未だ半造にすら達しない。まづ壇上地域についてこれをみるに、その偉觀の中心をなす金堂と根本大塔はどろであつたかといふに、金堂または講堂とも大御堂ともいふは弘仁十年すでに完成せしも、根本大塔は金堂完成の歳に起工し、國師畢生の努力によるも完成にいたらず、實に定後九十八年をへたる六十一代朱雀帝の承平三年十月二十七日第六代の濟高座主、峯宿執行のときにはじめて落慶供養の典をあげしものである。臺趾より九輪のはしまでの高さ十六丈なるは十六大菩薩を表し、四十九本の柱楹は都率四十九院の摩尼殿に擬し、修行縁起にはゆる「一層之勢寔勝數重塔」とある大塔造營の至難事たりしこと全くもつて想像以上である。堂塔建立記に「大塔始被建立、雖然及半造、僅付屬後僧正眞然、仍御入定後眞然實惠合力造畢」といつてはゐるも、その實造畢といふにはいたらざること前記の如くである。また大師の御持佛堂たる御影堂や、大師および御弟子たちの住房たる二十一間又は十二間ともいふの僧房などは、いふまでもなく大師當時すでにできあがつてゐた。

承和元年八月二十三日、大師は勸進奉造佛塔知識書を製して、
 比年爲拔濟四恩具足二利於金剛峯寺奉建毘盧遮那法界體性塔二基及胎藏金剛界兩部曼荼羅、
 然今工夫數多糧食難給今思與諸貴賤四衆同斯功業(性靈集八)
 といはれてゐる。この體性塔二基とは何ぞやといふに、信堅は「大塔西塔敷云」といひ、堂塔建立記
 には「毘盧遮那寶塔二基者所謂大塔西塔是也(大師年譜十一)」といつてゐる。西塔は前述二種の理想
 圖に見えざるも、この勸進文より見るに、また大師腹案中の大いなる一つであり、従つて高春にあぐ
 る縁起圖にはこの塔を圖し、ならびに左のやうな圖式をのせてゐる。



この西塔建立について修行縁起にいはく、
 三間四面眞言堂一字奉安置兩界曼荼羅上下合四鋪並壇二面、金剛薩埵龍猛御影各一鋪。一間四
 面眞言堂一字奉安置智法身大日如來一體、四天王像各一體。九丈多寶塔一基奉安置八尺大日五

尺四佛金界。以上三字眞然僧正、仁和三年丁未依勅建立之、小松天皇御宇云。

故にこれは國師が小松天皇すなはち光孝帝の恩命を蒙りて、比較的短時日に建立せしもので
 ある。この塔を高春三に「非多寶塔五層塔」といつて智燈の多寶塔説を斥くるも、そはむしろ高春の
 誤りなること修行縁起によつてすでに明らかである。九丈の高さは本有の九識を表示して、朝暮
 の觀心境にそなへむがためなること、國師著作集六を参照されたい。

二

西塔と同時に落成せし大小二字の眞言堂とはいかなるものかといふに、その三間四面の大きな
 分の本尊は、兩部曼荼羅および金剛薩埵龍猛の二尊であり、一間四面の小さな分の本尊は、金界大日
 および四天王である。今繪圖卷および正本の縁起圖を見るに、大塔の東南方に東南院と食堂とが
 あり、食堂の東に經藏があり、經藏の南に鐘樓があり、東南院と經藏との間に一字の眞言堂が見え、他
 の一字はいづこにも見えなきも、大師の理想をうけし建立たるやもちろんである。私に不審なる
 は、高春が眞言堂と御影堂とを混ぜることこれである。いはく、

眞言堂、後號御影堂也三。

承和二年三月二十一日丙寅、寅一天、大僧都傳燈大法師位遍照金剛行永入定于眞言堂也二。
 案、眞言堂則御影堂也九。

たゞし御影堂とは縁起圖にある念誦堂のことにして、これをば、檜尾僧都實惠御建立、大師御持佛

堂也(壇上諸堂建立記)といひ、一御影堂事、大師御持佛堂也、但實惠造營進(大師云)(信堅の勸發集)といへるとほり、これは實惠の建立にして國師の建立ではない。大師はこゝに自作の如意輪觀音を安置し、高野山にいますときは晝夜四時に上堂して修觀にふけりたまひしが、御入定二百四十年後の應徳年間に、大御室性信親王がもと金堂後戸に奉安せる眞如親王御筆大師の御影をこのところへ移し、如意輪を西御堂に移された。いはく、

御作如意輪、或説云、是大師御持佛堂本尊。而被安置御影之日、移居此西御堂(康歴二年高野伽藍記)。

如意輪者、大師御作本尊也、金剛峯寺佛閣神社之理。

如意輪御作、大師御本尊也、壇上巡禮次第。

大師本尊如意輪觀音也、(中略)應徳年中長和親王奉置西御堂、大師御影本御座、金堂後戸(高野略記)。

大師本尊如意輪、同御作也、御在世時奉安置御影堂、長和親王御沙汰奉置西御堂(諸堂舍建立記)。

眞言堂の本尊と御影堂の本尊との各別なること、これらの證文分明である。故に信堅の南山記には、正暦五年(定後一九五年)なり、甲午七月六日、大塔並金堂眞言堂、二十一間僧坊、爲雷火燒失了、但御影堂一字殘留といつて明らかに眞言堂と御影堂とを區別してゐる、以上によつてこれを混する高春の説は大いなる誤りなることもはや辯するまでもない。

三

西塔および二字の眞言堂は、光孝帝の勅願建立なれば、第一に經費の點よりみるも比較的順調に

落成せしならむも、以下にあぐる堂塔はすべて國師の私營なれば、財政困難なりし當時の高野山において、資金の調達に大いなる苦心が拂はれたりしものと思ふ。前にいつた食堂、經藏、鐘樓の三字は私營たること、修行緣起が分明である。大師はかねてより出家得度の本尊となすべく、准提觀音を手作したまひしが、食堂落成するやこれを本尊となし奉つた。鐘樓には徑七尺の大銅鐘をかけられしものならむが、これまたけだし國師の所造ならむかと思はれる。そは性靈集(九)に高野山鐘知識文なるものがあり、このなかにいはく、

然今金剛峯寺堂舍幽寂、尊容滿堂、禪客溢房、鴻鐘未造。今思奉爲四恩鑄造七尺銅鐘、雖然道人清乏有志無力。伏乞有緣道俗各添涓塵相濟斯願。

この知識文には年月が缺けてゐるから、いつごろの作とは斷じがたい。高春に弘仁十年金堂落成と同時に、成と同時なるべしと見てゐるも、尊容滿堂、禪客溢房の盛況は大師の晩年に屬すべきが故に、おそらくば承和元年八月二十三日の二基佛塔勸進文と同時に、はなからうか。

それから應徳年中に、大師の本尊たる如意輪觀音を移し奉つたといはるゝ西御堂のことなるが、これは緣起圖の念誦堂以西にある西堂これであり、これまたけだし國師の私營になりしものであらう。これを高春(四)に考、西御堂者大師御在世之御念誦堂也といへるは、例によつて御影堂眞言堂の混亂より來る誤りである。たゞし壇上諸堂記に、

一西御堂者小松天皇御願也、本佛金界五佛四天王也。而寺家根本食堂者元眞言堂前跡也、其取自

堂前者西方也。大師爲出家得度本尊、手自尅准提觀音形像奉安置彼食堂、以彼佛像奉移西御堂時、此佛像靈驗揭焉利益嚴重。御殿從奉安置佛像名准提堂。

といひ、政祝の大師傳抄にも
准提堂、小松天皇御願也、金剛大日、准提觀音、如意輪、正觀音、馬頭不動、四天王像、其外木佛等多之、皆御作也。如意輪者大師御本尊也、本御影堂御安置也。准提本食堂安置之。
といへるよりすれば、これまた光孝帝の勅願建立の如く思はれざるに非ざるも、これは正曆五年西塔炎上のみぎり、本尊金剛界の五佛を一時この堂に移安せしが、その五佛は塔ととも帝の御願なるによつてある。

次に縁起二圖を見るに、壇上の北にある東流の小川をへだて、中院といへる二三の堂宇ある一廓を圖し、このなかに彌勒堂といふがある。これまた大徳の所造なるも、正曆大火のときに焼失しをはつた。このときに本尊彌勒、脇士四天王を一時西御堂に移安せしものであり、これによつて西御堂には准提堂または彌勒堂の異名がある。三僧記(八)に「中院彌勒堂、後僧正建立云。予問云、根本堂歟。答、然、龍光院焼失之時、燒了、但本尊奉取出トソ云」といへるはこの間の消息である。

四

中院域の西北に多寶塔がゑがゝれてゐる。これはまたは小塔または瑜祇塔といはれ、金剛峯寺てふ寺號のよつておこる源をなすものである。かの野澤血脈集に、

高野瑜祇道場也、號金剛峯寺是也、瑜祇經題云、金剛峯樓閣等。大塔南天鐵塔是眞言流布本所也、是多寶塔也、表十六大菩薩生十六丈也。瑜祇塔正小塔也、金剛峯寺號依小塔也
といひ、快全の他不見集に、

一金剛峯寺大事、付瑜祇經習之也
といへるが、このなか金剛峯寺大事といふは、中院十二通印信中の第九通であり、そはよろしく、國師と中院諸大事と題する一〇章について知るべきである。この小塔は大師精細の圖案によるものであり、その圖案はもと醍醐の三寶院に祕藏されしが、實繼座主の代に最寛によつて複寫されて西院流に傳はつてゐる。故に同流宏教律師の小塔圖記にいはいはく、

此塔婆圖者、大師御筆也、件正本者在醍醐寺三寶院、自昔于今總不披露云。故阿闍梨道一者、故法印最一資也、實繼座主時、依法印諷諫、以件正本圖二本被寫之、一本被進先師法印了、一本被持之、即今本是也、仁和寺邊不流布歟。於塔子細者、先師雖被習年來之間、不被拜見云。

金剛資宏教記

御筆云。醍醐三寶院經藏有之御筆云。四四
成雄の中院流大事にいはいはく、
一小塔。大師御筆圖有之尤秘處也、此符合瑜祇塔所立柱等一々三十七尊三昧耶形也、能々可習之、
又はいはく、

一小塔大事印。結外五古印當指觀三十七尊種也云。
快全の印信口訣にいはいはく、

一此塔上表五古三十七尊悉相攝外五古。五智ヲ開ケバ三十七尊也、仍行者自心全體塔也ト示ス也、三寶院ニハ法性ト習也云。

私は大正三年九月この塔圖を寫得せるが、それは圓海のそこには半月風輪があり、海中には金龜があり、龜上には四層級の須彌山がそびえ、山頂には蓮華があり、華上には五峯塔があり、塔の左右には雨花琵琶箏鏡などの樂器があり、須彌半腹の向つて右には日輪、左には月輪がある。國師はこの圖案遺命を奉じて、清和帝の貞觀二年より起工し、同十二年八月九日にいたる十ヶ年の苦心によつて落成せしめたりしものである。故に信堅の勸發集には小塔後僧正眞然御建立也といひ、政祝の大師傳抄には小塔後僧正眞然御建立也、大日阿闍寶生、觀音、虛空藏云といつて因果不二の祕本尊をあげてゐる。また三僧記(八)には蓮金院理賢の資たる惠智房阿闍梨覺弘、文治ころの人のものがたりをあぐるが、これによれば、小塔建立の地はもと大師の求聞持法を修したまひし靈跡である。いはく、

高野物語等。惠智房アサリ覺弘語云、東西龍臥者長尾也、南北虎踞者南ハ金堂前の山、北ハ小塔ノ本ノ山ナリ。此小塔跡ハ大師令修、求聞持法給御庵跡ヲ貴重ノ、後僧正令建塔給之由、古老語傳タリ。此塔ハ自根本不燒失、外陳覺弘所造加也。磬ハ金堂御影堂小塔トハ同様ナル物ニテ非石非

金也、而此塔ノハ盜人取了。木像繪像共會理僧都所爲也、脇士ヲバ四波羅蜜歟ト申ス人アリ。九月十二日(私に云く、二は一の寫誤)ハ後僧正御遠忌ナリ、件日ハ私ノ勤ニ此塔供僧ヲ以テ令行禮懺、三十七尊御座ス故也。

以上は壇上地域における主要造營の大略である。

五

緣起二圖によれば、奥院地域にもまた二三の堂宇が圖せられてあり、このなか大師の御居間たる納涼房は御在世中すでにできたりしこと前述(四)大徳の神祕的事蹟章の如くである。その中央に多寶塔がある、これすなはち眞濟の大師傳に、承和元年九月初旬、自定葬所といへる大師點卜の御廟所である。この御廟内のつくりかたをあらはに記することはよく、慎しまなければならぬも、さりとして全く知らないといふことも末徒としては相すまぬことであるから、この意味よりして左に二三の文獻を録しおく。

御入定、地下深掘置厨子坐、其内給其上ニ壇ヲツキテ立塔也、向ヒ給フ方ノ事之ヲ可尋(心覺の鶴林抄四)。

件室六尺間三間ナリ、三六十八間ナリ、表金剛頂宗十八會所。中心有蓮華座表華藏界、堅三尺七寸ナリ、表三十七尊員、廣大寶樓閣善住秘密陀羅尼ナリ、兩部大日ノ所居云。又いはく、石室方六尺、外室十六重、戸ノ廣サ三尺六寸、厚一尺八寸、長五尺、蓋ノ厚サ三尺六寸、以上皆石ナリ。

此申ノ方云字門ナリ、云字門ナリ、云字門ナリ、云口決多之、道範の高野山秘記。
入定ノ地ハ方一丈六尺也、四方ニホラル、台ノ意也。其土ノ高上ニ廟塔ハ造タルナリ(高野口決、
は貞治六年の記)。

御廟は縁起二圖によりてもと多寶塔につくられしも、六十二代村上帝の天徳元年(定後一二二年)
に、和泉の講師雅眞がこれを現今のやうな寶形造りに改築せしものである。さて國師は大師點卜
のみぎり隨侍して構造の内意をうけたまはつて、早々これが構造に着手し、承和二年三月の御入定
までにはこれを完成せしめたりしものである。故に修行縁起には、

疊石壇例人可出入之許其上仰石匠安置五輪率都婆、入種々梵本陀羅尼其上更亦建立寶塔安置佛
舍利、其事一向眞然僧正所營也。

また玄秘鈔には、

彼奥院疊石爲入定所其上安大石石上立率都婆、其中入種々梵本陀羅尼亦安佛舍利其上覆殿堂、皆
是眞然僧正營之云。

以上は奥院經營の大略である。このほか、中院すなはち龍光院の如きも、大徳が晩年にこれを完
成されたものと思ふ。師蠻が晩期中院充終焉(本朝僧傳六十四)といへるは、山外の人とはいひなが
らその史眼の高きに驚かざるをえない。西南院譜によれば、中院もまた大徳の創建と傳へられて
ゐる、そしてこの號は、この地が根本大塔の坤方に位するより起つてゐる。

八、國師の教育事業

大師の遺志にもとづいて毎年三人の秀才を度する三業度人制を實施されたこと、春秋二季
の傳法會を執行して、眞言密教の研究を企圖されたこと、は、特に國師の教育事業としてみのが
すことのできない事實である。なかんづく、前者についてこれをいはゞ、およそ朝廷の裁可をえて
なざるゝ度人制は、延暦二十五年正月二十六日に、最澄の上奏によりて、華嚴と天台とは各々二人づ
ゝ、律は二人、三論と法相とは各々三人づゝの計十二人と定められたるがその最初であり、そしてこ
れは諸宗各自の本山においてなされたるが、弘仁十三年にいたり、最澄はかのすべてを叡山におい
てこれを度せしめむことを再奏して、同じく裁可の恩命に浴したのである。しかるに立教日なほ
淺き眞言宗のみは、遺憾ながらいまだこの恩典に浴してゐない。弘仁十四年十月十日、大師は眞言
宗所學經律論目錄(略して三學錄といふ)一卷を上奏して裁許するところとなつた。こは東寺常在
の定額僧五十口に對する修學の典範を規定したもので、いはゆる經二百卷、梵字眞言讚等四十卷、律
百七十三卷、論十一卷これである。こは苟くも東寺定額僧としてまた傳燈阿闍梨耶として教化事
業にあたらむとするには、尠くともこれくらゐの蘊蓄なくては任にたへえないとの聖意より起つ
てゐる。かゝる學制あるも一方に度人制なくむば萬一の場合にこれに補充しやうがない。大師

はつねにこれを遺憾と思はるゝも、當時の狀勢はいまだその機運に向はなかつたから、しひて隱忍をつゞけられてゐた。天長元年九月二十七日、和氣眞繩の奏請を容れて高野山寺に度者一人を賜へるが、これすなはち眞言宗における度人僧の濫觴ともいふべきものである。大師は御入定の期日切迫するに際し、承和二年正月、金剛頂業の專攻者一人、胎藏業の專攻者一人、梵字聲明業の專攻者一人、以上三業の專攻者を毎年三人づゝ度せむがために奏請し、これを裁許されたるが同月二十二日および二十三日の兩官符である。そしてこの兩日官符に示さるゝ學課を對照するに、二十三日の分は二十二日の分よりはやゝ平易である。何故にかゝる兩様の官符を奏請されたるかといはゞ、度人僧は東寺定額僧に各々侍童を有するが、そのなかの秀才をえらむでこれに擬し、兩三年にわたつて三業の學課を教授して練達せしむるや、試験の期日を上奏して勅使を仰ぎ、阿闍梨および付法證師兩三人が、各々十ヶの問題を課して五以上を通過するを及第となし、又しかるべき期日を定めて得度するのであり、國家はその度者に對しては兵役納税の義務を免除する、これがいはゆる度人制なるものである。しかるにその年によつて機根に優劣があるからおのづから難易の學課を設け、よろしきに従つてこれを適用せむがためである。

大師三業度人奏請の當時は、試度ともに東寺においてこれをなす豫定なりしも、のちにいたり高野山の荒涼を慮かつてこれを變更すべくその再奏を囑したまひしものである。故に二十五ヶ條の御遺告にいはく、

一可試度宗家年分縁起第十六。

夫以件宗分度者須如初思試度東寺、然而欲不令荒山家更改奏、官符欲申下金剛峯寺者也。敢厭東寺、波南嶽哉。今須東寺座主大阿闍梨耶執專、欲改直之、亦簡定諸定額僧中能才童子等、於山家試度、即於東大寺戒壇受具足戒、受戒之後、於山家三箇年練行、厥後各々隨師受學密教（下略）。

大師はかくて再奏の文案をのこして、入定したまひしが、實惠はこの遺命を奉じてこれを上奏するに、それが承和二年八月二十日づけの官符をもつて裁可された。官符の略にいはく、

勅依請、但以九月二十四日永爲得度之日。

このころ、試験はしかるべき前日になしおき、得度は今上仁明帝降誕の九月二十四日を撰ぶべしといふのであり、こゝに國師は大師の遺旨を奉じて、承和二年より仁壽三年まで十八ヶ年間これを繼續されたのである。

二

仁壽三年にいたり、高雄の眞濟はかつて定まれる同寺一人の度者を三人となし、これに高野の三人を加ふる計六人をば、六度の法門に准する意趣のもとに奏請せしが、朝廷はこれに對し四月十七日づけの官符をもつて、六人ともその課試は毎年二月以前に東寺においてこれをなし、得度にいたつては、高雄の三人は四月三日、高野の三人は三月二十一日と定むべしと命令されたのである。高野度日の三月二十一日が仁明帝の御國忌なることは符文に明らかなるも、高雄度日の四月三日は

や、不明である。これにつき私に案ずるに、高雄はもと神願寺と名づけ、和氣清麿が宇佐八幡大神の神託を蒙り、特に寶祚の無窮を祈らむがために桓武帝の御代に創建せしものである。いま神皇正統記を検するに、帝の即位日は天應元年四月三日となされ、帝王編年記によれば、右四月三日を受禪日、四月二十五日を即位日となされてゐるが、ともあれ四月三日は帝のためには大記念日なるが故に、特にこの日を撰んで得度式をあげ、三寶の加祐を乞ふて寶祚延長を祈らむがためではなからうか。

この仁壽三年の格はおよそ十年間行はれしも、以後は高雄の分はさておき高野の分は二十九年間も廢絶に歸してゐた。そこで國師は大いにこれを慨して、陽成帝の元慶六年五月十四日に、高野の分は試度ともに高野においてこれをなすべく奏請されたのである。その奏表は國師著作集一二参照。しかるに公邊の都合によりて、これが容れられず課試はやはり東寺において行はれてゐた。その三年後の同八年にこれを再奏し、こゝに漸やく宿望を達せられた。さらにその三年後、光孝帝の仁和元年に、勅使の臨檢をまたすたゞ傳法阿闍梨および付法證師とにおいて、試度ともにこれをなさむことを奏請するに、同年六月二十三日これを允許された。この元慶八年および仁和元年の兩官符ありしことは寛平九年の符文によつてこれを知る以外、すでに散佚して傳はらないから、その文案を知るによしなきは遺憾なことである。

この寛平九年の符文を熟讀するに、この度人制が原因をなして高野・高雄・東寺の三山間に感情の

融和をかき、一種幽鬱の雰圍氣がつねに漂つてゐたものゝやうである。寛平法皇これを軫憂して、高野・高雄はもとの如くになし、新たに東寺には、二人は兩部二人は聲明の四人を以て計十人となすべく、延喜七年六月二十六日申請裁許をえられ、こゝにおいて三山の空氣がやゝ融和するにいたつたのである。

これを要するに、國師が山家の荒涼を憂ひし大師の遺旨をつぎ、やゝもすれば有名無實ならむとする度人制をあくまで有意義ならしめ、國寶民衆となるべき偉材をつねに山家にあつめむと努力されしことは、かの元慶六年八年および仁和元年の申請によるも、その誠意が窺はれる。

三

高野山は南北朝時代より徳川時代の中葉にわたりて、教學獎勵の勸學會なるもの盛んに行はれ、これによつて幾多の學匠を輩出せしめ、汗牛の著書をいだして學山と稱せらるゝにいたつたのであるが、そのもとは藤原氏の末期より起りし蓮華乘院の談義なるものこれであり、さらに源に溯れば實惠および國師創始の傳法會なるものこれである。覺饒が鳥羽上皇の歸信を被むりて、大傳法院を創建したる意旨もまたひとへにこの教學振興のためである。つとにこの志をいなく師は大治四年二月三日、鳥羽院廳に上奏していはく、

實惠僧都眞然僧正承大師之素懷、運遺弟之圓懇、勤修二季傳法會、練治兩部最上乘、華夏因之靜謐、貴賤爲之泰平。

上皇はその熱意に感じて該院を創建せしめ、長承元年十月十七日の落慶供養を行ふや、上皇臨幸のもとに第一回の傳法會が試みられた。その傳法會は春季五十日を修學會といつて教相を專攻し、秋季五十日を練學會といつて事相を專攻するにある。その範となりし東寺の傳法會は、承和十四年四月に實惠が開始せしものであり、そしてことの緩急本末を考ふる結果より、庶民教育目的のために大師が創立したまひし綜藝種智院を處分し、よつてえたる一千四百貫文を投じて田を買ひ、その収益をこれが維持費に充つることになしたるが、教學研究爲本のうへよりかゝる英斷にいつる實惠の心事には、おぼえず頭へのさがるものがある。

國師は金剛峯寺契定、高野山の寺憲をつくり、その第三條に傳法二會式日を規定するが、それは春季を修學會といひ、三月一日より二十一日にいたる三週間にして、兩部聲明といへる三業の法門を傳授し書寫しかつ修學せしむる。秋季を練學會といひ、十月五日より十八日にいたる二週間にして、春季の所學に對し微をうがち細にいつてこれを論議し精究するにある。二會式日の全文は、國師著作集九を見るべきである。このなかに、

件二會擊心於利民、莫取異境、講法談義之間、雖骨肉於非門人、不可交座

といつてあり、その嚴肅なる眞劍味を思ふべきである。この式日をつくられた年月は、種々の點よりおして承和二年の二、三月ころなるべしとは察せられるが、開始と繼續の年月にいたつては、これに關する文獻が殆んど皆無なるが故に推定のしやうがない。大師年譜(十一)にいはいはく、

高野傳法二會始行其年代未詳、山史據行化雜集爲眞然以承和二年行二季傳法會敷、若爾契定振古殘闕而非全篇、故然公製造年代亦不詳。

私に案ずるにも、もしも承和二年に始行せられたりとせば、春季の修學會は三月一日より二十一日にいたる三週間なるが、これは大師御入定るときであるから、かゝることをなしうる餘裕これなかるべく、秋季の練學會もまたその直後であるから同様なるべく、またその翌年五月には渡海求法を試みられてゐるから、もとより不可能である。故にこの二會は、けだし承和四年ころよりづゝと行はれたりしものであらう。

九、三十帖策子問題

大師は唐憲宗帝の元和元年(わが平城帝の大同元年)八月に唐土を發して十月に歸朝するや、しばらく筑前太宰府にとゞまりて笈を整理し、主としては惠果和尚、および般若三藏その他より付囑されし經典法器に請來目錄一卷をそへ、同月二十二日、判官正六位太宰大監高階真人遠成に附して上覽に供せられたのである。弘仁十二年十一月、大師(四十八歳)兩相公某に呈する書簡中に、

大同初年乃得著岸、即所將來經及佛像等、附使高判官修表奉進訖。今上馭曆恩普、并木、有勅返賜所進經佛等、兼宣以傳授眞言。即率二三弟子、日夜教授高野雜筆上。

といはれてゐるが、これによつて考ふるに、上覽に供したるは單なる目錄のみでないこと明らかである。また兩相公のなん人なるかにつき、智燈の遊方記(三)には藤原冬嗣、緒嗣の兩人なりといふも、得仁は、有、何據云爾、恐臆斷(大師年譜)といつてこれを斥けてゐる。得仁はまた經論の返賜はけだし弘仁元年ならむと推定するが、それは弘仁二、三年のころ、最澄はしばしば書をよせて請來の經軌を請借してゐる、いまだ返賜されざるにおいては、請借せしめやうがなく、また弘仁六年の春、康守安行らの御弟子を東國につかはして、請來法門の書寫を勸募されてゐるからである。

さて御請來錄によらば、經論章疏二百十六部、四百六十一卷、曼茶羅および諸祖影像十鋪、五鈷鈴羯

磨などの秘密道具九種、佛舍利八十粒、健陀穀子袈裟一領などの惠果付囑物十三種がすべて御請來になりしものである。その四百六十一卷は御請來の全經典なりやといふに、大日經、陀羅尼集經、金輪時處軌といふが如きいはゆる錄外の經軌もこれ多く、このほか筆論詩格などにつく俗典も尠くない。弘仁年中にしばしば、嵯峨帝へ獻する劉希夷集四卷、王昌齡詩格一卷、貞元英傑六言詩三卷、飛白書一卷、張誼眞跡一卷等の類よりおすも分明である。

つぎに三十帖策子とは何ぞやといふに、これは大體においてかの御請來錄所載の經論章疏なりといひうべきも、仔細に兩者を比較すれば、金剛頂瑜伽般若理趣經一卷、阿喇多羅阿嚩力經一卷、普賢行願讚一卷、出生無邊門經一卷といつたやうなものは錄にこれあつて策にこれなく、用殊差別偈一卷、注尊勝陀羅尼一卷、金剛頂大瑜伽秘密心地法門義訣上一卷、金剛童子念誦儀一卷、文殊菩薩獻佛陀羅尼一卷といつたやうなものは、策にこれあつて錄にこれないのであるから出沒の不同がある。

これによつて案ずるに、版行の術いまだ開けず、すべて書寫によつてのみ傳へらるゝ大師當時には、一卷の書籍をうることにすらなみ大抵でないのは想像以上である。大師在唐の日、なかには立派に寫されし經論のそのまゝを付囑されしものも尠からぬとは思ふも、大多數は自からこれを寫さなければならぬはいふまでもない。御請來錄に、

喚供奉丹青李眞等十餘人、圖繪胎藏金剛界等大曼荼羅等一十鋪、兼集二十餘經生書寫金剛頂等最上乘密藏經。

といはるゝはこの間の消息でなければならぬ。

三十帖策子といふは、この最上乘密藏の經をおよそ現今の四號活字大に寫し、取扱ひの便宜上これを三十帖三十卷に調へしものであり、こは眞言密教の秘策なるが故に策子の名あるゆゑんであり、筆者は大師がその多數をしめ、橘逸勢これを助筆するとともに、けだし前にあげた唐人二十餘の經生もまたこれに参加したのであらう。

此策子は空海入唐、自所受傳之法文儀軌等也、其文即空海及橘逸勢書也、延喜御記、大師全集十五、二二五。

三十帖空海入唐受持之法文儀軌等也。考其現文、御在唐之日自書過半、餘助筆橘逸勢之手跡也、敦光記、高春三所引。

しかるに快遍問答抄に「三十帖者大師御請來也。(中略)問、三十帖大師御請來歟。答、ツクリ物歟ト云一義アリ、但治定大師相承云續年譜三所引といひ、また維寶策子目錄附は同抄中卷によつて「彼策子大師眞蹟眞雅等上足所筆云といひ、證談抄および書籍等口訣には「此帖純非大師請來之物、於高野取他門本加入云續年譜三冠註といふが如き半信半疑の説これなきに非ざるも、すでに延喜御記に「其文即空海及橘逸勢書也」といひ、觀賢は根本阿闍梨入唐請來眞言法文」といひ、大師は根本道場たる東寺を實惠に付囑する御遺告第二條に、

大經藏事一向預此大德、但若實惠大德不幸後者、以眞雅法師處分、封納開合。依之未知情弟子等勿

令封開愚情師々長短深淺必語他家歟、可慎々々

といつてこれを秘惜し、また國師は「大和上御策子」といつてゐるから、こは疑ふ餘地なき大師の親寫請來にかゝる一宗最上の秘策であり、かの實狀にうとき半信半疑の説などには耳を假すべからざるものである。實惠は付囑をうけて承和三年閏五月十日、五十一歳にして長者に補し、同十四年十一月三日、六十二歳にして入滅せらるゝや、すぐにこの跡をついで眞濟これに補し、貞觀二年二月二十五日寂するや、眞雅これに補し、同十四年三月十四日法務をかね、元慶三年正月三日、七十九歳にして唱寂し、その翌四日に宗叡が一長者となつた。

二

國師はつとにこの策子拜見の志しを有し、長者眞雅にこれを懇請しければ、眞雅は拜見後はよろしくもとの如く東寺へ返納すべしといひ、經藏預たる付法の資惠宿、元慶九年十二月二十九日貞觀寺座主となるに命じて、これをいだしむるとともに一通の借證をいれしめた。これすなはち貞觀十八年六月六日にして、國師七十二歳のときであり、國師はこれを高野の經藏にをさめつゝゆるく拜讀したのであらう。かの借證は國師著作集一四について知られたい。そしてこのことありし三年後に眞雅は寂せられたのである。故に觀賢は延喜十九年十一月九日の三十帖策子勘文にいふ、

和尙能知終期、東寺之事一向委付弟子律師實惠、以承和元年追終焉之地、歸高野山、同二年三月二十

一日、厭世間味、樂寂滅、理朝露、永盡夜松獨遺。惟時件册子法文等更不隨身。厥後律師實惠爲宗僧、綱守先師迹、次轉少僧都、具建行宗事。次同弟子僧正眞濟爲宗之長進、止宗事、此兩代間堅收東寺都、不移動。次根本阿闍梨舍弟々子眞觀寺眞雅僧正、以惠宿大法師爲經藏預、請度披見。僧正以去、眞觀十八年六月六日、令權律師眞然請收件法文之日、如本可返納東寺之由、具仰畢、遂至元慶三年正月三日、奄然入滅、大師全集十五・二二七。

しかるに高野がはの記録中には國師は實惠と特に親昵の間柄なるにより、實惠に請ふてこれを借覽したといふのが往々にこれある。すなはち信堅の南山記には、

彼三十帖册子、粗聞其子細、大師在唐日所令書記也。歸朝之後入洛之初、永納東寺大經藏底付屬、尾僧都實惠。爰眞然僧正與實惠相弟子之上、殊以親昵之間、爲披覽暫被借用云。

寛政二年五月の著たる補陀落院性海の中院相承緣由記は全くこれによつてゐる。たゞしこれは策子勘文や、貞觀十八年六月六日の借證などに合しない説であるから信用しがたい。たゞし問題となるのは、元慶三年正月三日の眞雅入寂について、宗叡は一長者となりて宗務を執行せしが、このとき大徳は東寺三綱の職をかねてゐたから、ときに或ひは高野山に住し、ときに或ひは東寺に住するといつた状態である。この間宗叡の督促にあうて一旦これを返納せしも、宗叡について元慶八年二月二十六日長者になりし日、兵燹の難多き京洛の地よりも比較的安らかな高野に藏するにしかずとなして、これを再びもちかへられたものでなからうかゞこれである。これについては、ま

づもつて左記文獻熟讀の要をみとめる。

貞觀十八年六月十六日、眞然師納三十帖于影堂經藏、是延喜十六年無空法師爲離山之起本(高春二)。この時代に御影堂のうしろに經藏ありし事實はみとめがたきも、高野にもちかへりしは借證の日づけよりおして嚴然たる事實である。

元慶三年冬十月、眞然師任權少僧都案、眞然師及宗叡本自爭行宗事、兩不和合也。故已前請收之三帖策子、此時見促返納、故被遣之東寺了、無空師起憤于茲(同前)。

これによれば、宗叡の督促にあひ一旦これを返納せしものであり、性海の緣由記またこれに左袒してゐる。しかるにもしも返納せしならば、同時に借證が返付されて東寺經藏に残されざるはずなるに、然らざるは何故なりやとの疑ひが再び起つてくる。いま又續寶簡集(四十一)を見るに、いは

請借策子

孔雀經等合八種儀軌作紙

惠宿

返上已了

收眞然

こは請借八種の儀軌を經藏預惠宿のもとに返付せしが故に、惠宿はこの旨を返上已了とし、るせしものならむも、この八種儀軌の返付が直ちに三十帖返付の證とはなりかねる。いづれにもせよ、

この證書は無年月にしてその意味判明しがたきは遺憾である。

元慶五年月日、權少僧都眞然師齋持三十帖策子函、來歸自京師、返復本山(高春二)。

元慶三年すでに返納しながら、二年後にその所納の函をのみもちかへるといふことは意味をなさないではないか。

寛平元年二月、長者眞然永歸山、以三十帖策子收寶庫。是以爲此策子者先師贈大僧正隨身之法寶、

又云都下後世亂妨之遠慮、旁非可閑之東寺之物、故隨身而歸住矣。案雖已前請收之、宗叡長者之時、

被令返納東寺、是兩不和合故也、仍今然師爲宗家長者而支配東寺經藏、故如此。是終爲無空師離山

之基也。後來延喜十六年、空師隨身此策子而出奔山州圍提寺之起(高春三)。

宗叡眞然二師の間柄をば、前にすでに兩不和合といひ、今また兩不和合といへるが、はたしてしかるやいなや不明なるも、こはもと策子勘文の説である。いはく、

眞然僧正爲少僧都、與宗叡僧正共行宗事、兩人不和、件册子法文不返納東寺、稱是先師隨身法文、隨身持去高野住山二三年、此間轉任大僧都。至元慶八年在京僧正永入寂滅、住山僧都轉任僧正。

こゝに「是れ先師隨身の法文と稱し、隨身して高野山に持ち去る」といへるはよほど注意しなければならぬ一節であり、これによつて宗叡の督促に應じて一旦返納しをはり、自己長者たりしときに、將來を慮つて再び高野山にもちかへつたと見る高野がはの記録が、その真相をものがたりつゝあるを思はざるをえない。なぜならば、貞觀十八年にもちかへりたるは、公然眞雅の許しをえ、借證を

さしいれてのことなれば、何ら非難さるべきものでなく、それよりはるかの際に至つて再びこれをもちかへらむには、一旦これを返納しなければならぬからである。得仁は續年譜(三)にいふ、

竊按般若寺僧正上言意、後僧正取京寺所秘寶册納於吾山寺者、初由叡然兩僧正雙立行宗務、各不相中、而然公持去入山輻輳而吝返璧云。不知是果然乎否、於予未解所疑也。雖然賢公亦有德之人也、豈節言以奏朝哉。又案兩師德音、其戒檢固不可有兩不和合過失、何爲至同俗情而違振乎。顧其然公深慮京畿之間、或不免兵燹之難、且以山爲本祖留眞之地、故將貽此良謀者乎。

三

國師はつとに高弟壽長を後繼者に探し、その寂年たる寛平三年の三月に上奏して座主となさしめたるが、このときすでに全山とゞもに策子をも付囑したのである。壽長は在職五年にしてこれを法弟無空に付囑せしが、無空は極めて護法心篤き人であるから、策子を捧持することなほし、身命を重んずるが如くであつた。故に策子勘文には、

公家初置山座主、壽長大法師是其元也。以寛平三年九月、黃葉易散、泉流難停也。壽長堅閉山持、件法文、次座主權律師無空、每常隨身往還山城。

前にすでにいつたとほり、觀賢は延喜九年七月一、長者となり、同十二年五月法務をかねたるが、つとに策子の回收に専注しつゝあつた。同年十二月にいたり朝廷に内奏してあらかじめ裁許をえ、天威を背景とする督促狀を無空に送りし、無空は頑として應ずべくもなく、翌年再び督促するも

また同様である。そこで同十五年にいたりかねて恩遇に浴しつゝある寛平法皇にすがりて宣旨を蒙むり、これを東寺有職僧に齎持せしめて嚴責におよんだのである。故に高春(三)には、
 延喜十二年十二月日、然師隨身歸山之三十帖策子、可返納于東寺之使節登山、是依觀賢法務之執奏也。考古記云、觀賢長者奏云、先年南山眞然僧正、所有東寺大經藏之三十帖策子、齎持本山歸而未返納之遷化、已來其門徒如我有。仰請令彼門徒如元奉納之東寺乎。天許之。乃策子返納之牒狀到自東寺、座主無空云、是之先師相承物也、我今何爲應狀乎哉、不肯返焉。又いはく、
 延喜十三年、年中策子返納之事、朝使有之。同十五年冬十二月、觀賢長者奏請返納之、院宣寛平法皇令東寺有職僧持來、謹責之。

そこで無空はこの策子を護持せむとするには、離山晦迹またやむをえざるところと考へ、その翌年これをはじめ師資相承の法器を携へ、一味の門弟を率ゐて山城の圍提寺へとのがれ去つた。法皇はこれをきこしめして同情を賜ひ、無空律師以三十帖策子、重自本山、誠可憐恕。然則律師一期之後、可使門生返納東寺焉との慰諭を下された。そのうち無空は展轉して伊賀の蓮臺寺へうつり、同十八年夏六月二十六日、放浪生活裡に遷化した、現に同寺にその墓所がのこつてゐる。策子勘文に、
 無空去延喜十六年於圍提寺卒去之後、觀賢件册子早可返納東寺之由、告知彼弟子僧等、而左右遁申都不進納。爰注事由奏聞。河原院寛平法皇をいふ、即召彼弟子僧等、殊下勘責取出所給也。若非法皇御德、於凡僧等中、殆令紛失、此即以根本重物置枝葉輕處之所致也。觀賢去貞觀十年、生年十五

就貞觀寺眞雅僧正爲師承仕、同十四年受具足戒。然則十年以往之事、依文書見、以傳言聞、至以後事住貞觀寺所見聞也。

といへるが、このなかにはすこしく事實相違の記事がある。すなはち無空の離山と遷化とを同年となすこと、これその一つであり、法皇が無空の寂後門弟を謹責して返納せしむるに至つたといへること、これその二つである。

四

無空離山のち五ヶ年間は、一山寂寥をきはめて荒涼たるありさまであつた。いはゆる、
 從延喜十七年至同二十一年、山門荒廢五箇年也。抑無空律師引率門徒退去南山故云。案座主補任次第、寺務治山其人無絶然中絶之因緣、特如何哉。或記云、偷檢上古記錄、靜思中絶之緣、由觀賢僧正申下官符被責返東寺三十帖册子於無空律師許之故也。又いはく、
 中院僧正付屬無空律師傳持之處、般若寺僧正委知其因緣、忽申成官符被責可返之由、無空深懷遺恨、引率門徒、齎持師資付屬聖教道具寶物等、退去南山、悉運取西京、畢然間山門荒廢、寺家陵替云信堅の南山記。

かくも風雲をおこせし無空律師とは、そもいかなる人なりや、左にその略傳としての二三の文獻をあげてみよう。

釋無空、綜習經論、名聞當世、後入然公室、私淑密印、壽長滅後、嗣補座主。時大師筆削三十帖小策秘在

山中傳至於空本東寺寶藏之物也。於是長者觀原文定につくるは誤り賢僧正責要還之空不肯。事將訟朝延喜十六年秋八月空抱小策遁伊賀州十八年戊寅六月二十六日卒於伊賀。

贊曰長公之事他書不見然依本師之奏始任野山座主其智德之圓也可以見焉。空公重乎小策而輕乎大任去彼取此其信法之強不可以撓焉本朝僧傳八の淨慧部。

贊曰二師壽長と無空去大師不遠出高世居高職才德可想像。空師以高職換小策其蔑視榮利尊重道法者吾黨之儀標貪流之所異也野峯名德傳。

しかるに花山帝の寛和年中撰にかゝる慶滋保胤の日本往生極樂記によらば無空は薄福のいたすところ財欲あつく資財なくんば卒後の葬埋に弟子らを勞苦せしむることあるべきを懸念しひそかに萬錢を蓄藏して梁間にかくせしに執著の報ひによりて蛇趣に墮した。あるときかねて親交ありし左大臣藤原仲平に夢想して右の事實をつけかの萬錢をもつて法華經を書寫しもつて追福の資となさむことを哀訴せしかば仲平はことの奇異に感じかの隱廬をおとづれて梁間を尋ぬるにはたしてこれありて小蛇うづくまり人を見るや惧れてのがれさつた。すなはち比丘をして法華を書寫して追薦しをはるやその夜鮮潔なる衣服をつけて顔色黧怡し手に香爐をとりてわれ今君の厚志により蛇趣を免かれて安養に往生すべしといつて西飛したといふのであり後朱雀帝の長久年間撰にかゝる首楞嚴院鎮源の法華驗記これを踏襲し師鍊の元亨釋書十九靈怪部またこれを信用するものゝ如くである。故に釋書にいはいはく、

釋無空姓橋氏居東大寺學密教又修念佛。少資產晚年自謂我甚窶亡後煩遺弟不如私畜以供喪事貯萬錢置梁間人不知也。延喜二十一年空病六月死言不及錢。右僕射藤原仲平與空善夢空弊衣垢面形甚枯槁告曰我以伏貨受蛇身願公取其錢寫法華必脫苦趣。藤公覺而感慨自往空坊探得梁錢錢中果有小蛇見人逃去藤公乃令比丘書法華營追薦。其夜夢空衣服鮮潔顔色悅澤手執香爐語曰我以僕射親薦早出蛇趣今詣安養語已西飛。

懷英おもへらく一つには延喜十八年の卒を二十一年となすこと二つには萬錢の量を容るゝは隱廬梁間のたふるところに非ざること三つには左大臣仲平がかかるがるしく伊賀國へゆかさることこのやうな事實相違があるからこはあるひは觀賢門徒虛構の傳説なるべしと(高春三)げに寛平四年より延喜十六年にいたるまで在職二十五年にして門徒の儀標となり小策を重んじて榮職を眼中におかさることの人に於てかゝる執著慳吝の陋習あるなどは思はれないからこは信すべからざる傳説であらう。

五

師緒勘進記云醍醐天皇延喜十六年金剛峯寺座主無空律師眞然僧正孫弟東寺策子三十帖猶相傳之入滅之刻觀賢僧正爲東寺之長者之時奏事由以勅命責返之納置東寺經藏。依之山門荒廢門徒退散御入定之後經八十一年云。私云三十帖策子者大師請來永所被納東寺大經藏也。而眞觀寺僧正眞雅寺務之時爲被見請度眞觀十八年六月六日令眞然律師請收件法文。然元慶三年眞雅僧正入



滅之後、宗叡僧正令執務東寺之間、眞然以件策子不及返納東寺隨身持去高野山。寛平元年壽長大法師自眞然僧正相傳之、自同四年無空律師住持之處、至延喜十六年自寛平四年至此經二十五年、般若寺僧正子時者、知其由來、申下宣旨被責返件策子之間、無空律師率門徒令離山、山門荒廢及五箇年云。無空律師入滅之刻、件策子爲傍人沙汰進納公家。延喜十九年被下官符、如元被返入東寺大經藏果寶東寶記。延喜御記によらば、延喜十八年二月二十七日、觀賢は根本大和尚眞跡策子等目錄を製し、三月一日午刻策子に右の目錄をそへて參内し上覽に供し奉つり、やゝ久しくこれを宮中にとゞめおかせられ、翌年十一月二日、左辨官をして永く經藏にをさめ、宗の長者をして守護せしめ、閭外にいださしめざれと東寺に下牒せしめ、同時にこれを納むる革宮一合、およびこの宮の鞘たる錦縫立兔褐の袋を賜ひ、藏人所の藤原幾チカは使者となり、下牒および革宮等を持して東寺に來り、こゝに多年爭議の焦點となりし策子問題は圓滿解決するに至つたといふのである。よつて考ふるに、無空の卒去は延喜十八年六月二十六日であり、策子が觀賢の手もとにかへりしは、同十七年の暮れかもしくは同十八年の始めであるから、その生存中に返納せしはたしかなる事實である。無空卒去の地は伊賀の蓮臺寺なるを、大和の布留邑となし、卒後策子は同邑布留社に奉安されたなどいへる快遍問答鈔説の信すべからざることは辯をまたない。かくて理想の實現をみたる觀賢心中の歡びは察するにあまりあるのである。その策子勘文に、

今或人申云、件法文元來在高野者。此後生人只見元慶以來近事、不知眞觀以往舊事、任心偏申也。

又如圓仁座主法文收彼私室不收延曆寺者、此又不例。何者圓仁是後出之座主、吾師是在初闍梨、彼山以最初座主傳教大師入唐求得天台法文、收延曆寺代々座主相承傳寺。此宗亦爾、以根本阿闍梨入唐請來眞言法文、收東寺代々宗長者相傳護來。至後々人々所持法文皆收私室、此尤可然、何以他家末人例自宗本師乎。寔以根本一師之後、枝葉繁茂、別居之寺雖有其具、東寺是根本自餘皆枝葉。今以件法文隨身雖云留山、今至末世護持人乏、門徒僧綱宗之長者取出護持更有何妨。況元來收東寺、今亦置本所、代々宗之長者相承者、此尤可叶先師本意也。觀賢以愚昧之質、忝爲宗長者、就先師遺迹、盡尋其本意乎、以前依仰旨勘申如件。

延喜十九年十一月二日、朝廷は策子を東寺に下付すると、もに、一方觀賢をしてその展轉の顛末を録せしめられたるが、同年十一月九日づけのこの勘文であり、東寺長者はよろしく金剛峯寺を眷務すべしといへる御遺告の第二十二條によつて、延喜二十一年自から進んで高野座主を希望せし觀賢は、山徒よりしては霸氣滿々の人となし、好感をもつてつひに迎へられなかつたのであるが、そのもととは策子返納嚴責の擧に存する。しかしこの擧もまた東寺大經藏を嚴管すべしといへる御遺告の第二條よりいであらうであり、護法心の度にいたつては、無空も觀賢も優劣あるべしとも思はれない。たゞし當時の同情は無空にあつまり、觀賢はかなり批難の中心となりしものではあるまいか。かの圓仁や最澄の例をひいて辨明するところ、おのづから雄辯にこれをものがたりつゝあるやうである。

治安二年神紀一六八二西紀一〇二二延喜十九年より百三年後十一月十六日づけ大學頭某の記によれば、同年七月、定額權律師延尋は策子を按合すべく東寺より請借し、仁和寺の觀音院においてこれを繙くに、三十帖の員數にはかはりなきも、内容にいたつては、延喜十八年二月製の觀賢目錄に合はないものが尠からぬ。延尋これをいぶかりて古老たちにこれをたゞすに、いはく、以前の請借者も總じて帖數の按合にとゞまり内容を精査しなく、近くは長和二年十二月十日、禪林寺別當覺空とゞもに閱檢の日もまた同様なりしと。いかなる原因によつて内容にかゝる變動をおこせしかは疑問なるも、すでに延喜十九年に東寺閭外にいだすべからずとの嚴勅あるにかゝはらず、やゝもすればこれに背いて請借せしむるが故にかゝる恨事をおこすに至つたものであると。東寶記にこの大學頭の記をかゝげをはり筆をすゝめていふ、

其後心蓮院俊證僧正法師寺務之時、文治二年延喜十九年より二百六十七年後丙午十月五日、三十帖策子並大師御筆兩界曼荼羅西院不動自北院御室法親王覺被借渡大聖院御經藏御使行晏法橋子凡僧其時於灌頂院被行御誦經、執行嚴慶勤之、子細具見御誦經之案文。
 二品法親王廳請誦誦事。三寶衆僧御布施麻布十端。右奉仰云、
 高祖大師入唐歸朝之昔、凌超百萬里之西海、遐請來三十帖之本經、納東寺之寶藏、備後代之明鏡、深秘有故、開闔不輒、然而披閱按合之儀、依人許之、展轉書寫之誤、隨時以決之、雖非定準、粗有先跡。今準據

彼違例暫借、移此禪房、將散宗之鬱蒙、以致道之恢弘。勘錄之際、畏懼多端、聊爲謝遣、敬修諷誦。所叩者霜鐘之逸韻也、遙驚第四天之聽。所仰者雲管之照覽也、必憐無貳心之誠。致命之旨、蓋以在斯、仍所請如件、敬白。

文治二年十月五日

別當法師大和尚位權大僧都實任

正文東寺寶藏納之誦經物、上絹一疋御室御黃上絹一疋長者自爾以來年序久遷人暗、子細、于今不及返納之儀、可悲々々。

かくて文治二年十月またく東寺の閭外をいで、現今は依然として仁和寺の寶藏に秘せられてゐる。もし觀賢をしていまにあらしめば、いかにこれに對處するであらうか。國師長者たるの日、これをもちかへり永く南山の寶藏にをさめ、嫡弟をしてこれを守らしめむとするもの、まことに遠謀深慮なりといふべきである。

七

以下は高春十五により、複寫の顛末をしるしてこの章を結ぶこととしよう。
 いまより二百六十一年前、靈元帝の延寶七年神二三三九西一六七九夏四月十二日に、無量壽院門首實秀が年預坊と會談し、十口の筆生を仁和寺につかはして三十帖策子を全寫せしむることに決し、十六日、入寺空遍、同長傳、大法師春潮、深宣、利問、賴正、堯深、長賢、實元、良深の十人が下山して同寺に赴

いたのである。これよりさき大乘院觀譽は仁和寺の孝源大僧正を訪問しけるが、孝源は大乘院に藏する弘融の秘要鈔書寫の希望をのべ、觀譽もまた策子拜寫の志しを訴へて互ひに承諾することとなり、觀譽歸山してこれを實秀につぐるや、實秀大いに悦びて孝源を訪ひ、諸般のうちあはせなりをはつて前記の運びとなりしものである。高春に寫經の實況等を語つていはく、

御寫本毎日自御經藏出納、孝源司之、或又菩提院僧正替焉。又日々殿上間伺候之、寺僧衆、尊壽院開明寺、南性院。且又候人衆高橋良碩、一乘良悅、鳴瀧立碩、芝築地玄節等、地紙大經師、意春司之。自四月二十一日飯後出仕殿上間、迄六月十三日書寫功畢。(中略)秋八月中調成新書帙、表紙函等、永納眞青巖寺經藏爲檢校之秘書、果無空師已來之結恨也。表紙地紫色紋紗外題金泥、是準御本也。泥書筆者春潮及長賢記之、是依衆評也。

一〇、國師と中院諸大事

中院流印信十二通のなか第九に「南山」と題して内容三紙よりなる一通あるが、こはすなはちそのもと國師が實惠より相傳せし高野山の大事である。そしてこれは同流四方のなかの智莊嚴院方(略して智方)の相傳に屬する。智方の血脈は、

大師——實惠——眞然——無空——宣觀——雅眞——仁海——成尊——明算——良禪——兼賢——房光——
覺善(引攝院、引方の祖)——良任——祐遍——定範——道淳——隆經——朝遍(智方の祖)——祐雄——宥快

等と次第する。この大事の深旨を味ふには、まづもつて南山内外の八葉および根本大塔の象徴をよく理解しておくべきである。このなか内外の八葉とは道範の秘記にいはく、

高野八葉峯有内外二重八葉傳、東葉傳、法院山、東南葉、持明院山、南葉、中門前山、西南葉、藥師院山、西葉、御社山、西北葉、正智院山、北葉、眞言堂後山、東北葉、勝蓮華院後、大門、外八葉、西方葉、開之云。

一東葉、傳法院山とは大塔(すべて大塔を方位の基準となす)の東たる青巖寺すなはち現今金剛峯寺のうしろ山であり、こはもと覺鑊の創立にかゝる大傳法院の跡地である。二東南葉、持明院山とは、いまの天徳院の西にあるをいひ、三南葉、中門前山とは、一名遍照峯といひ覺海祠の存する山をいひ、四西南葉、藥師院山とは、もとの功德聚院のうしろ山をいひ、五西葉、御社山とは、また宮代山につく

り、壇上兩大明神祠背の山をいひ、六西北葉正智院山とは、また神應峯といひ、同院直後の絶壁をいひ、七北葉眞言堂後山とは、一名獅子嶽といひ、龍光院の北山をいひ、八東北葉勝蓮華院後とは、現今の貴賓館域中にある覺法親王御陵の山をいひ、以上を内の八葉と稱する。次に外の八葉については、一東葉楊柳山、二東南葉摩尼山、三南葉姑射山、四西南葉寶珠峯、五西葉大門山、六西北葉嶽山、七北葉鉢覆山、八東北葉轉軸山となすは、紀伊風土記の説であり、方位をあげず單に金剛峯山王峯、小塔峯、遍照峯、轉軸山、楊柳山、摩尼山、姑射山と數ふるが、大師年譜七の説である。

以上の十六峯に十六大菩薩名を配する一傳が、右年譜に見ゆるいはく、古記其畧云、南方名寶珠峯今按丈六堂、北方名覆鉢峯其外郭廻之、按五室北、東方名摩尼峯、西方名阿彌陀峯按大門北高、東方云不動之峯有小峯四、一名普賢峯、二名山王峯、三名伊頭久志峯、四名與呂古比峯、南方寶珠之峯有四小峯、五名多加羅峯若求開持、六名比加利峯、七名波多保古峯、八名惠美峯、西方阿彌陀之峰依此峰人、九名觀音峯、十名文殊峯、十一名轉法輪峯、十二名加多羅比峯、北方覆鉢之峯表釋迦寶處、十三名志和佐峯、十四名萬保利峯、十五名藥叉峯金剛夜、十六名古牟志峯又密語。

或記云、總内八葉外八葉有十六峯、埋十六大菩薩三昧耶形、大師自結界給、其間七里也。是故障碍佛法惡鬼邪神、遙去七里外守正法、護法善神影向此處番々守護給也。

所謂四維峯中覆鉢俗云鉢伏是也、寶珠阿彌陀二峯今不考、所指東方不動峯即云摩尼山也。(中略)其

餘所配峯名今不詳之。

けだし大師當時には周圍の連峯を總じて八葉となして密嚴華藏と觀する思想これありしならむも、内外の八葉を分ち、また四大峯に屬する十六峯をみる四佛十六大菩薩の思想は、はるか後世にできたものであらう。故に同年譜にまたいはく、

蓋於上十六峯中當有内外八峯乎、然物換星移當初山名過半相轉不知所指。今時所言内外八葉、恐是後世案立而非古傳歟。

この八葉峯を法佛の淨土と讚歎する文は枚擧にいとまなきが、そのもとをなせるは眞雅の山圖記および陽成帝の勅問に應ずる國師の斷簡これであり、その斷簡は大徳著作集一〇を見るべきである。以下試みに四五の讚文をかゝげおく。

經途廻々躋三十里、疊嶽累々屏千萬里、不蹴嶮坂、忽通雲外、不乘浮查、終入漢中。周匝連峯、表報佛華臺、正平幽原、類化佛淨土。惡人趣斯如入愚谷、毒獸改情似金山鳥。纔指影者可悅、往因默而止者可恨、前業云(修行緣起所引の眞觀僧正山圖記)。

日域佛土者定是南山也、若所思者必可躋彼地。近者大師愍心志深、彼終入定、遠者古佛聖跡。我昇彼峯拜先跡、次一兩日經廻、則夢見十方世界佛菩薩集會、或說無相實理、或說法佛常恒法云(同前所引の東山信禪師記)。

紀州伊都郡有靈山、稱高野、連峯象華岳、自成八葉體、虛洞傍有桂嶺、不異三股樣、長久三年花供願文。

爲此山體峯開八葉表胎藏八葉華臺。(中略)於其八葉中心、模南天鐵塔建十六丈大塔(大治年間東寺解狀)。

峯高無險阻、自叶三平等直道。地靜避囂塵、暗達四禪定封疆(久安六年金堂供養願文)。

夫當山者諸佛常住之密嚴國、聖衆遊居之自在宮也、明神出現之勝地、大師入定之仙峒也、金杵轉著之嘉瑞、寶劍涌出之表相、誠有所以哉(永享四年金剛峯寺學侶一味契約狀)。

抑高野山者飛空三點、點著之靈地、結界七里清淨之靈地也(寛正四年大渡橋供養願文)。

當寺者秘密上乘興隆之仁祠、弘法大師入定之古廟也。八葉峯高自備連臺於地勢、千華塔大而如假藻稅於天工(文治二年後白河院々廳下文)。

二

上來は南山八葉峯に對する相傳の秘説をあげたるが、以下は根本大塔につく二三の深訣を示すこととする。

金界五峯塔即大塔、可習所謂胎藏八葉中心立金界五智塔婆、誠兩部不二甲地顯然也。胎藏界時八葉峯有明、金剛界時八葉峯各有。(中略)八葉胎大塔金、又八葉峯金胎、共習五股塔習金胎、是兩部各有兩部義也(中間記)。

こゝろのいはく、南山の堂塔はすべて内證幽玄なる大師理想の表現なれば、隨所に兩部大經不二の奥旨が寓せられてゐる。いはゆる八葉峯は蓮華にして理界の胎藏であり、大塔は五股にして智

界の金剛であり、こゝにまづもつて兩部不二の義が現はれてゐる。また八葉峯をば明字と觀すれば即胎藏であり、もし明字と觀すれば即金剛界であり、かくて八葉峯にも不二の義が現はれてゐる。大塔にいかにして不二の義が現はれてゐるかといふに、外陳の方形なるは明字の胎藏、内陳の圓形なるは明字の金剛界であり、本尊五佛の中尊は胎大日、四方の四佛は金の四佛であり、また中尊の胎大日はもと法界定印に五輪塔を持する彌勒菩薩なれば、四佛と合して因果不二の義を表はすものなるも、この因徳の彌勒を中尊とするは、あまりにも深秘にして誤解するものあらむことをおそれ、中古彌勒院の琳賢がわざと五輪塔をひき離したのであり、かくて大塔には不二の深旨が二重三重にふくまれてゐる。また正保二年の記たる南山要集にいはく、

横尾七卷抄第一云、南峯大塔從慈尊院一百八十町、胎藏百八十尊種子、率都婆面書之。從奥院三十七町、金剛界三十七尊種子用之。今此兩部中間建立法界圓塔、三地大聖善行、四億永劫草創、良有以也。

以上を豫備入門となし、もつて謹しむで左の印信を拜讀するにおいては秘意をうることさまでかたからざるも、さてこれを實修體驗せむとするには、いふまでもなく眞言教三昧耶の法則に違つて阿闍梨よりしてこれを授からなければ無意義となるのみか、かへつて越三昧耶の重罪を招くが故によく注意せむことを要する。いはく、

南山八葉峯

先三部惣攝大阿闍梨印

定惠虛心合開二頭指開二中指開二無名指

觀八葉蓮華坐九尊即法界宮也。法界宮中壇上有卍字成八葉大蓮華中央華實上有卍字成法身如來相好威儀了々分明。八葉同有卍字成四佛四菩薩又八葉印卍字也更問。

外五帖印 明阿字更問

次同八葉上有卍字成五峯金剛杵出生五部諸尊所謂三十七尊也。

內五帖 歸命

師口云八葉八指各有卍是胎云。

以上 第一紙

一八葉者當山八葉即胎藏外五古者大塔即金剛也所詮八葉胎藏心地立五智金剛塔婆誠兩部不二義顯然也又兩部各有不二快全口。

八葉印圓形己卍字圓形可知。八葉同有卍字者四佛四菩薩豈異身乎即一毘盧遮那故用一種卍字持明院灌頂堂天蓋種子此意也。就其此大事諸流大都用處三部灌頂也。然當流以此印明當山習八葉峯也總何處也此印明結誦擬其觀八葉華藏密嚴佛國(永遍記)。

三

以上は中院印信十二通中第九通のなかの第一紙なるが以下はその第二第三紙である。いはく、

金剛峯寺

瑜祇經題云金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經

五部都法兩部不二印更問

明曰 明阿字更問

以上 第二紙

金剛峯寺舉寺號即漫瑜祇題也故當山瑜祇道場也東寺乃仁王經道場也故稱教王護國寺也嗟峨是理趣道場也其旨見御遺告也維寶南山諸祖傳譜。

堅師記云和尚宣

八一二佛子皆有表示一三二佛教豈徒無思像哉。今此所作務作業所表可察之寶塔十六丈表內證十六菩薩一體無二佛一丈六尺表外院十六現在菩薩聚集同體云。今依此記愚情所及九丈制底顯本有九識爲觀心之境耳云。

私云此文西塔本願後僧正眞然御記也

以上 第三紙

堅師者堅惠御事也和尙者大師御事也愚情者眞然卑下詞。果位佛者指中臺尊因位佛者指四佛四菩薩也。問九尊俱果位也何云然乎。答一往分之不無其別云。問舉三乘一乘事如何。答準八一二佛子因出一三二佛教也(永遍記)。

この第三紙は國師著作集六を参照せられたい。

後僧正

金剛峯寺

印 先八葉 外五古塔 同時

以上

これは十二通中の第十通にして、つねにこれを後僧正御房大事といひ、永遍記には「大師授眞然大事也」といつてゐる。八葉峯と大塔とにおいて、同時なる兩部不二の義を表はすこと前々に準じて知るべきである。

御影堂三重大事

先護身法如常。次結傳法印明。次入外陳時塔印開二大明開戸入。次入内陳時先開塔印。

次開御戸時八葉印。

開三重御戸者除三安執極細細義也。拂輕霧拜見高祖月面、囊羅穀顯現遍照影像之意也。爰知眼拜見

大日和光、眼根所犯罪霜ノコ悉解、耳聽聞遍照德風、耳根所犯翳障併除滅、意信知大師化行意根所犯妄

執都消亡、見聞觸知咸有勝利哉。

次閉御戸時八葉印合成蓮華合掌。次閉内陳時開塔印二大並閉。次閉外陳戸時閉塔印。

是則行者納自寶不散失義也。

以上

智方不共の印信に七通あるなか、その第五は御影堂大事、第六は南山八葉大事であり、この御影堂大事は中院小卷物にのせてある。その深秘なるゆゑんは印信を熟讀せば分明であり、この印信を

自身引導作法又云歸本大事

大師御影堂

歸命本覺心法身 蓮合 明何と氣頂

常住妙法心蓮臺 八葉 明何と氣頂

本來具足三身德 外五古 明何と氣頂

三十七尊住心城 塔印 明何と氣頂

普門塵數諸三昧 法界定印 明何と氣頂

遠離因果法然具 智拳印 明何と氣頂

無邊德海本圓滿 外縛 明何と氣頂

還我頂禮心諸佛 内縛 明何と氣頂

承和元年甲寅十二月十三日宿、大師御影堂御行法時、授眞然明算夢得之、此云感得之仁云。中院流秘法印明也、臨終正念肝符、往生極樂之秘法也。

以上

こは中院所傳の臨終の大事なるが、しかも明算主觀的の感得にして客觀的には文獻これなきも、蓮華三昧經八句の秘文に對して、一々印言を配するところ、よく理をつくして深秘である。たゞしはたして右の年月に大師これを國師に授けたまひしやいなやは、凡情の推測を許さざるところのものである。紀伊風土記開山傳譜(三)には、

承和元年十二月十三日、大師御影堂におゐて御行法の時、歸命本覺心法身等の秘文印言を眞然大徳に口授し給ふ。或秘策に見ゆ、按た此文は、蓮華三昧經の抄出にして、大師歸朝の時、青龍寺より船中に送ると云。然に鹿王禪院如意寶珠記に、弘法大師はこの經を傳來せずと云、非なり。

一一、國師と愛染明王

大師年譜(十一)承和二年二月下にいはく、

十三日授愛染法於眞然師畢。三僧記類聚云、法事 □御筆本

五股 印經文 眞言吽吒

承和□□二月十三日 於タウ冷房授眞然了

御名空海 有梵字 共智泉

承和下二字闕損、今無類本故不能按之、乃姑係此年。空海二字似淡墨塗抹、意は後人所爲、智泉二字未考其由。(中略)按後僧正得愛染悉地見于明澄記、且於眞然廟所、今有愛染堂者、依有其謂歟。

明澄の南山秘記には、

眞然ハ殘飯トリテ一箸ヲベ右手ニテ一箸ヲベ左ノ大指ノ甲ノ上ニテツマミヤルトテ、タウウント仰ラル、愛染王ノ化身タル由云。南山ハ熾盛ノ日輪也、愛染王ノ山ナルユヘ可讓。

眞然ノ一ノ箸ヲ左拳ニキツテ弓トス、一ノ箸ヲツマヤリテ箭トス、愛染王ノ表示ヲ顯現スル也。去レハ師跡付屬ノ相ナリ、所以者何トナレハ、南山者愛染王ノ山トイフコトナリ、熾盛ノ日輪者南山午時ノ日輪也、所以ニ瑜祇經ニハ第五品ヲ愛染王品ト名テ南方ノヨシナリ、子細内秘傳印信血脈等ニ委細ニ見タリ(大師傳全集三・二六)。

こは二十一間僧房西端の食堂において、實惠眞雅眞紹堅惠眞濟眞如眞然なる八高弟が、食時作法にちなんで各自の内證を表はす相を記せし奇異の傳説である。

高春(三)にいはいはく、

寛平三年^{辛亥}秋九月十一日、長者眞然僧正住愛染王三摩地、無病奄然遷化于中院、殯斂院東方原野。

按、葬野今青巖寺之地、天正造營之時、移厝於山腰。

弟子譜(三)にいはいはく、

寛平三年九月十一日、住染王三摩地、無病奄化于中院、住壽八十八。

弟子傳(下)にいはいはく、

寛平三年九月十一日、告徒曰、我奉先師之教、流行五十六年、今正歸山、汝等可代奉行、勿荒怠於佛會、必相見、跣趺住、印相、泊然蛻化。

東國高僧傳(三)にいはいはく、

寛平三年九月十一日、忽棄塵區、還歸大定。

高野山金剛峯寺は瑜祇經の道場であり、瑜祇經の本尊は愛染明王である。大師はつとに國師の適任者なるを鑑知し、承和元年十一月十五日この山を付囑し、御入定の直前特に「蓮下有寶瓶、兩畔吐諸寶、能滅無量罪、能生無量福」を三昧とするこの尊極秘の大事を授けられ、以來國師は大師の眞意を奉じこの大事を修して悉地を成就せしものであり、そして諸傳の記するところ、中院にありこの三

摩地に住して何らの病ひなく、平和裡に奄然として入寂されたのである。その葬地は中院の東方たる現今金剛峯寺土室の間の西北隅、愛染明王安置の直下にして、以前はそこに廟所ありしも、天正年間これを山腰に移して眞然堂と稱し來つてゐる。明治以前は金剛峯寺とは一山の總稱にして特定の坊舎がなかつたのであり、そして現今該寺の敷地は國師當時には原野なりしも、長承年間覺鑊によつて大傳法院が創立せられ、同院が根來山に移轉せしもの、豊公の母君天瑞寺春巖貞松大禪尼が文祿元年(神二二五二、西一五九二)七月二十二日薨するや、公は山上に納骨の剃髮寺を建立して、永くその追福に資すべく、これを木食應其にはかりて現米一萬石、白銀三千枚を下し、その費に供せられ、そこで應其はこの地を卜して結構雄大なる一寺を建て、その翌年正當一周忌の日をもつて盛んなる落慶供養の典をあげ、これを青巖寺と號したのである。故に高野春秋(十三)には「文祿二癸巳年秋七月二十二日青巖寺落慶修大曼供、導師檢按空鑊、令應其住職之」といつてゐる。そのうち幾多の興廢をへていまの金剛峯寺となりしものである。現存の眞然堂については高野春秋(十四)の寛永十七^{庚寅}年(神二三〇〇、西一六四〇)下にいはいはく、

秋八月十一日、青巖寺眞然堂上棟、棟札書面檢按法印弘翁、其下無量壽院阿闍梨澄、裏書、御修理奉行、侶學、榮實性院入寺政算

方正龍院行、大工尉家吉、
人方梅院

その二年後の同十九年九月十一日に、第二百三十二世檢按法印覺運が國師の御影をゑがゝしめて廟堂に寄附し安置し奉つた。御影堂外陳の東西二方に十大弟子ならびに國師祈親十二祖の御

影を安ぜらるゝが、西側北端の第六は國師であり、左には袈裟の二角をとり、右には念珠をつまぐるの像である。その賛にいはいはく、

讚州人、姓佐伯氏、就大師受學密乘、受灌頂於真雅阿闍梨。大師入定之日、付囑此山、因住中院。建九丈寶塔爲觀心之境、寬平二年勅爲僧正、號後僧正。三年九月十一日化。

高春(十三)慶長九^甲辰年下にいはく、

冬十一月十日、御影堂十大弟子畫像成、檢按龍海讚書之^{八十七}筆記之^齡。

・口碑集云、眞別所住順仙房、祈好相、而夢中歷然感見、各々形樣了覺、來圖其模樣、而清書之。

龍海は第二九代の寺務檢按なるが、この時代にはじめて右の繪像がなりしものである。たゞし現在の分は天明四年これを模寫し、大覺寺門跡寬深法務が、の原賛を書し、慶長九年の原作は御影堂寶庫に藏しをはつた。寬信の小野類秘鈔耳卷に小野説として、實惠眞如等五師の容貌を、ソハカヲ實惠次眞如、肥滿セル眞然、願出タル眞紹、如猪ナル禪念といつてゐるから、愛染明王の悉地をえてこの大業を經營せし大徳は、肥滿せる福智圓滿の大器なりしことがよく想像される。

一二、國師著作集

およそ國師の著作については、道猷の弟子譜(三)に、

自餘述作多逸矣、僅存無障金剛次第攝一切佛頂輪王念誦法記各一卷、鈴杵義護摩義歡喜天供法各一帖^{章疏}、

といへるとほりきはめて寥々たるものである。このなかいまだ歡喜天供法を發見しえられざるは遺憾なるも、自餘は大僧正長谷寶秀師が多年にわたりて苦心拾蒐されたるを、このたび師に請ひ拜借し來つてこれを後昆に傳ふることゝなしたのである。

目録

一、無障金剛略念誦次第	九五
二、攝一切佛頂輪王念誦法	一〇一
三、護摩義	一〇八
四、鈴杵義	一一七
一二、國師著作集	九五

五、真然大德祕訣……………二三

六、八一二佛子等文……………二五

七、供養物分與方……………二六

八、飛行三鈔記……………二九

九、真然僧正自筆日記……………三〇

一〇、金剛峯寺契定第三……………三一

一一、真然僧正奏狀斷簡……………三三

一二、請與真濟入唐表……………三三

一三、令金剛峯寺年分試度復舊儀官符……………三四

一四、阿波國大龍寺緣起……………三四

一五、三十帖策子借證……………三五

一六、鎮守啓白文口決……………三五

一七、請與真濟入唐表(一二と少異)……………三六

以上

一、無障金剛略念誦次第

真然撰

先威儀具足護身結界參入壇前著座普禮之間觀自身為本尊之等如例

次加持香水降三世明王印右手立五指入中指如五古即成真言曰

唵 阿 吽 呬 嚩 囉 訶

次三字 次十字

次灑自頂及壇上并十方之

次加持供物不動 次五悔 次發願

五大願

次住定印 以五大建立器界

眼原作明
今依東寺
及醍醐古
本改

以五智輪嚴身以普遍真言一切佛心印加持五支即成金剛不壞無漏智清淨法身以定惠為日月安置眼界遍照十方界既身如是真言曰 合掌

唵 阿 吽 呬 嚩 囉 訶

次地結 次四方結 次壇場曼荼羅亦觀五輪住定印

次如來拳 妙高上空中有十字成法界宮殿無量百億莊嚴具足中有曼荼羅上有十字成月輪

上有十字成千葉大白蓮花上有十字成五貼金剛杵變成無障金剛身色如素月住智拳印

五佛冠著輕穀衣塵沙眷屬諸方住。

三 三

次虛空藏 次請本尊 次辟除劔印不動 次網界 次火院 次闕伽 次香印明

次花印明 次燈印言 次塗香印言

已上如金剛界

口決云、飲食供金剛界無之、依師說結地天印誦明加供之、如胎藏界。

次事供如常 次普供養印言 次讚四智 祈願等 次禮佛 次部母 金剛波

羅蜜等四印言如金剛界

次入我々入 有口可問之 平等觀 本尊印 五部塔印口決

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

次般若無盡藏印言 次梵夾印

次正念誦 次散念誦 次後供 次廻向 次闕伽 次解界 次發遣 次護

身 次出堂

無障金剛次第

彌陀	寶生	大日	阿闍	不空
金剛	金剛	金剛	金剛	金剛
法利	寶	波羅	手	業
六足	甘露	蜜	降三世	牙
	廣	不	國	藥
	增	動	多	叉

承和六年二月十三日於坐禪房撰之

沙門 眞然

梅尾高山寺建保三年寫本奧書

建保參年七月卅日於池寺書了

同寺寬元四年寫本奧書

寬元四年七月十二日於高山寺住坊書寫畢同十三日奉傳受畢 仁眞

昭和十二年三月十二日以梅尾高山寺古寫本書寫了 高山寺有三本 一本建保三年

本 一本寬元四年本 一本不記書寫年月 寶秀

東寺觀智院藏嘉曆四年榮海僧正自筆本奧書

嘉曆四年六月十五日授興賢上人了 榮海

延文五年六月廿五日授澄賢擬灌頂畢 寥雅

同院所藏貞和二年杲寶法印自筆本奧書

貞和二年四月廿六日於神護寺慈尊院先以御本傳受之同廿七日書寫畢 權律師

杲寶

一交了

寶秀曰右無障金剛次第一卷ハ、梅尾高山寺所藏ノ建保三年ノ寫本ヲ以テ原本トシ、同寺所藏ノ二本并ニ東寺所藏ノ榮海僧正自筆本及ヒ杲寶法印自筆本ヲ以テ校合シテ之ヲ出ス、諸本皆同シ。

二、攝一切佛頂輪王如來念誦法

中院 僧 正

先佛眼加持 次結心密一字印、加持自身四處 次旋轉頂上九匝誦此字眞言、

次入法界定住本尊觀 先觀自身於心蓮華臺有此字諸法本不生無漏智種子菩提心月輪、本

來自性清淨光明熾盛、從此心月輪涌出此字言說不可得字門、放白色大光明、照耀法界道場、

字變成五大所成法界率都婆塵數、如來集會於率都婆身、如萬像現於大明鏡、率都婆變成本尊

不可思議身、一身四面身、如素月住於智拳印、五如來寶冠輪鬘金寶花天帶莊、頭、穀網妙衣

服衆寶珠瓔珞、五色花鬘、微妙嚴身、相好無比、光明照耀、坐於七大師子、上、大八幅大金剛輪、齋上、

八葉大白蓮華臺上、以二手虛心合掌、以二頭指入掌中、以二大指押之、結是一字心、印、安於心

前、從印發生十競河沙俱胝微塵數佛刹之所、圍遶莊嚴、又出生一俱胝佛刹、爲頂上、蓋形、各坐白蓮

華、又從印發生無量百千俱胝寶輪妙華傘蓋、鉤杵輪螺寶雲、雜巧業供養莊嚴、各現百千俱胝那

愈多、佛刹、各出無量妙音聲、振十方百億世界、爾時從我心月輪涌出大八幅金剛輪、光明熾盛、過

聚集塵數、日輪、依住月輪、々形遍法界、無上中下際、四無邊際、金剛所成、金剛表極堅、佛性輪圓

表福智圓滿、利峯、爲無戲論斷壞諸妄執、光明除闇、盡虛空世界、如來在於輪形中、大法輪還

等同我身量、諸如來集會我身中、如萬像現大明鏡、我輪身變成攝一切佛頂輪王、如來之相、手

持八幅金輪、金剛寶冠輪鬘寶花天帶莊、頭、穀網妙衣服衆寶瓔珞、五色華鬘微妙嚴身、又從根本

嚴字原脫
依一本
補
四恐亦歟

輪間一作

密印出生，八方八色，金輪安於大輪一々，輪間。又從印出生，八種蓮華座，置八方輪，齋。又從印出生，八佛頂輪王，坐八方蓮華臺。我前赤色輪，中有^レ字，而作赤色蓮華，々々臺有^レ字，真如不可得，字門，字變成如來頂印，々々變作光聚佛頂輪王，手持如來頂印，放赤色光明。於前，右隅黃色輪，中有^レ字，而作黃色蓮華，々々臺有^レ字，離我慢不可得，字門，字變成黃色蓮華，々々變作發生一切佛頂輪王，手持黃色蓮華，放黃色光明。於右邊，白色輪，中有^レ字，而作白蓮花，花臺有^レ字，法界不可得，字門，字變作白傘蓋，々々變成白傘蓋佛頂輪王，手持白傘蓋，放白色光明。於右後，隅雜巧色輪，中有^レ字，而作雜巧色蓮華，々々臺有^レ字，施與不可得，字門，字變作利劍，々々變成勝佛頂輪王，手持利劍，放雜巧色光明。於後邊，紅色輪，中有^レ字，而作紅蓮花，々々臺有^レ字，因業不可得，字門，字變成紅蓮花，々々上有鉤蓮花，鉤變作除一切蓋障佛頂輪王，手持紅蓮華，鉤放紅色光明。於左後，隅青色輪，中有^レ字，而作青蓮華，々々臺有^レ字，寂靜不可得，字門，字變成五鈷金剛杵，杵變成黃色佛頂輪王，手持五鈷金剛杵，放青色光明。於左邊，綠色輪，中有^レ字，而作綠色蓮華，々々臺有^レ字，破壞不可得，字門，字變成八幅金輪，々々變成一字最勝佛頂輪王，手持八幅金輪，放綠色光明。於前，左隅紫色輪，中有^レ字，而作紫蓮華，々々臺有^レ字，諦不可得，字門，字變成白螺，々々變作無邊音聲佛頂輪王，手持白螺，放紫色光明。又從根本心密印，出生八十號河沙俱胝佛刹，令圍繞莊嚴八佛頂輪王。又從印出生，八俱胝佛刹，爲八佛頂之蓋形，又從印出生，七聖寶莊嚴大輪，四面。已上我身觀已了，於壇上有^レ字，而作八葉蓮華，々々臺有^レ字，三作七大師子王，四面莊嚴。於師子上有^レ字，

一作
金剛二字
原脫今依
一本補

寶字原脫
今依一本
補

字原脫
依一本補

字，成八幅，大，金剛輪，々々形廣大，遍三千大千世界。於大輪，齋有^レ字，成八葉，大白蓮華，衆寶莊嚴。蓮華臺上，有^レ字，言說不可得，字門，放白色大光明，字變成五大所成，法界率都婆。一切如來集會於率都婆，譬如胡麻油，無所間隙。率都婆變，成淨妙法身，^マ如來，一身四面，住智拳印，身色如素月，五如來，寶冠輪，鑿金寶花，天帶莊，頭，穀網妙衣服，衆寶珠瓔珞，五色花鬘，索微妙嚴法身，相好無比，光明照耀。舒妙金色，手，虛空合掌，以二頭指，入於掌中，以二大指，押之。結是根本一字心密印，安於心前。從印出生，十號河沙俱胝微塵數佛刹，被圍繞莊嚴。又從印出生，一俱胝佛刹，爲自頂上，蓋形，皆坐白蓮華。又以印，鉤召十方盡虛空世界，諸佛，集會法界心殿。又從印發生，種々無量，妙色莊嚴，供養衆寶，遍滿上虛空，寶輪寶華傘蓋，劍鉤杵輪螺等，出生無量，佛刹，放大大光明，振動十方佛土。

爾時，^ウ如來，從心月輪，涌出八幅大法輪，依住月輪，光明熾盛，過聚塵數日。金剛表極堅佛性，圓輪，表福智圓滿，利峯，爲無戲論斷壞諸妄執，光明除無明闇，輪形法界體，無上中下際，亦無邊際。一切如來，現在輪形，無所間隙。法輪即變，成攝一切佛頂輪王，如來之相，手持八幅金輪，金剛寶冠輪，鬘寶花，天帶嚴，頭，穀網妙衣服，衆寶珠瓔珞，五色花鬘，索微妙法身，相好無比，光明熾盛。復從根本心印出生，八方八色，金剛輪，置於大輪之一々，輪間。又從印出生，八種蓮華座，安於八方輪，齋。又從印出生，八佛頂輪王，坐八方蓮華臺。即於東方，如來，面前，赤色輪，中有^レ字，而作赤色蓮花，々々臺有^レ字，真如不可得，字門，字變成如來頂印，々々變成光聚佛頂輪王，手持如來頂印，放赤

新・作
一作

合一作令
圍繞莊嚴
五字
故上一有
非字諸
法不生
七字

色光明。於如來前右隅黃色輪中有卍字而作黃色蓮花。臺有卍字離我慢不可得。字門字變成黃色蓮花。變生成一切佛頂輪王。手執黃色蓮花。放黃色光明。於如來右邊白色輪中有卍字而作白蓮花。臺有卍字法界不可得。字門字變成白傘蓋。變生成白傘蓋佛頂輪王。手執白傘蓋。放白色光明。於如來右後隅雜巧色輪中有卍字而作雜巧色蓮華。臺有卍字施與不可得。字門字變成利劍。變生成佛頂輪王。手執利劍。放雜巧色光明。於如來後邊紅色輪中有卍字而作紅色蓮花。臺有卍字因業不可得。字門字變成紅蓮華。臺有鈎蓮花鈎變成除一切蓋障佛頂輪王。手執紅蓮花鈎。放紅色光明。於如來左後隅青色輪中有卍字而作青蓮華。臺有卍字寂靜不可得。字門字變成五鈎金剛杵。變生成黃色佛頂輪王。手執五鈎金剛杵。放青色光明。於如來左邊綠色輪中有卍字而作綠色蓮華。臺有卍字破壞不可得。字門字變成八輻金輪。變成一字最勝佛頂輪王。手持八輻金輪。放綠色光明。於如來前左隅紫色輪中有卍字而作紫蓮華。臺有卍字諦不可得。字門字變成白螺。變生成無邊音聲佛頂輪王。手執白螺。放紫色光明。又從根本心密印出生。八十瓊瑤沙俱胝佛刹。合八佛頂輪王。又從印出生。八俱胝佛刹。爲八佛頂輪王。頂上蓋形。又從印出生。七寶眷屬莊嚴大輪。四面輪寶珠寶女寶馬寶象寶主藏寶兵寶起之。於本尊心蓮華臺上有卍字諸法不生。於我心蓮華臺上有卍字諸法不生。故本尊我身諸法不生。本尊我身諸法不生。故一味平等。非本尊我身耳。諸法不生。一味平等。十方盡虛空遍法界。一切如來。一切有情。皆同諸法不生。一味平等也。本尊遍法界身。我亦遍法界身。

心字原無
依一本補

吾遍法界身故。本尊在於我身中。本尊遍法界身故。我在於本尊身中。我以本尊來所有功德。與今生所修功德。奉獻本尊。本尊在我身中。開法界藏。以如來功德。施與於我。以我身業入本尊身業。我歸依本尊。以本尊身業入我身業。本尊攝護我。以吾口業入本尊口業。我如實讚嘆本尊功德。以本尊口業入我口業。本尊說教。加持我。以我意業實相。入本尊意業實相。理我。我三密我。覺知自心及以本尊心。以本尊意業實相。入我意業實相。理本尊。以觀照門。開示我。我三密境明。如大明鏡。照一切色相。本尊三密境明。如大明鏡。照一切色相。本尊從身放光照法界道場。照我身。吾亦從身放光照法界道場。照本尊身。光與身互相涉入。無礙無別異。如帝網與千燈。本尊與我身之間。有聲輪。如珂雪乳。於本尊心月輪。上有眞言字。於我心月輪。上有眞言字。本尊誦時。從本尊口出。而從我頂入。連居我心月輪。我誦時。從我口出。從本尊足下入。連居本尊心月輪。如鈴鐸。與聲輪。聲轉放白色。大光明。照法界道場。如是觀了。從是定出。

眞言曰、
遍數畢。如前十字印。加持。次一字印。加持。次佛母加持。佛眼如來念誦。先結根本大印。二手虛空合掌。二頭指屈。附二中指。上節如眼咲形。二空各捻。忍願中節。文亦如眼咲形。二小指

前字二
字應在涌
出下寫誤

復微開如眼咲形。若以印拭目及眉兼豎拭眉間想成五眼。又右旋拭目三遍。
 次住法界定印入於觀門。於我心蓮華臺上有卅字諸法本不生無漏智種子菩提心。月輪本來自
 性清淨光明熾盛。從月輪前字涌出等空不可得。字門放白色大光明。字變成獨銛金剛杵。漸々舒
 展遍大空界。虛空所有一切如來在於杵內。金剛杵還成我身量。一切如來集會我金剛身如胡麻
 油無所間隙。金剛身變成佛母如來身。兩目微笑住於定印。身色如素月寶冠輪鬘寶花天帶莊首。
 穀網妙衣服衆寶珠瓔珞五色花鬘索微妙嚴身。相好無比光明熾盛。坐於大圓明月輪中。三層八葉
 大白蓮臺。從一切支分出生。十凝誑沙俱抵。佛於刹那間一切化作一字頂輪王。皆執輪印。內院
 八葉於我前葉有一切佛頂輪王。手持八幅金輪。右旋日月火水木金土等七耀使者圍繞侍立。
 中院八葉於頂輪王後。有金剛手菩薩。右旋吉祥菩薩。虛空藏菩薩。慈氏尊菩薩。觀自在菩薩。地藏
 菩薩。除蓋障菩薩。普賢菩薩。各執本標幟。第三院八葉於金剛手菩薩後。觀降三世金剛明王。右旋
 觀焰鬘德迦金剛明王。大咲金剛明王。大輪金剛明王。馬頭金剛明王。無能勝金剛明王。不動尊金剛
 明王。步擲金剛明王。又於花院外。觀八大供養及四攝等使者。皆執本標幟。戴師子冠。妙相光明瓔
 珞莊嚴皆悉具足。坐蓮花月輪。已上自身觀已了。於壇上有卅字而作大圓明月輪。於月輪中有
 卅字作三層八葉。大白蓮花。以用衆寶嚴飾。於花臺有卅字等空不可得。字門放白色大光明。字變
 成獨銛金剛杵。々形法界體無有邊際。一切如來在於杵內。無有間隙。杵變作佛母如來之相。兩目
 微咲住定印。身色如素月寶冠輪鬘寶花天帶。首穀網妙衣服衆寶珠瓔珞五色花鬘索微妙莊。

以一作次

相好無此
光明六字
原脫今依
一本補

身相好無比光明熾盛。從一切支分出生。十凝誑沙俱抵。佛一々佛皆作禮。敬本所出生一切佛母。
 於刹那間一切化作一字頂輪王。皆執輪印。內院八葉於如來前。葉觀一切佛頂輪王。右旋日月火水
 木金土等七耀使者圍繞莊嚴。中院八葉於頂輪王後。觀金剛手菩薩。右旋吉祥菩薩。虛空藏菩
 薩。慈氏尊菩薩。觀自在菩薩。地藏菩薩。除蓋障菩薩。普賢菩薩。各執本標幟。第三院八葉於金剛手
 後。觀降三世金剛明王。右旋焰鬘德迦金剛明王。大咲金剛明王。大輪金剛明王。馬頭金剛明王。無能
 勝金剛明王。不動尊金剛明王。步擲金剛明王。於花院外。四隅內供養。次院外供四攝皆執本標
 幟。戴師子冠。妙相光明瓔珞莊嚴。皆悉具足。坐月輪蓮臺。及以八大天外護者圍繞莊嚴。

中院僧正作云

保元三年九月二十五日書寫了

金剛弟子觀寶

交 了

昭和十五年七月十一日以東寺寶菩提院所藏保元三年古寫本書寫了

密乘末資 寶 秀

寶秀曰攝眼毒女一卷古來稱小野仁海僧正作今檢之與今本全同傳云仁海作者蓋誤歟。

三、護 摩 義

高野後僧正御私記

所有一法不生寂靜之義此息災也所有福智此增益之義也煩惱伏斷此降伏之義也違本無明令返本覺此敬愛之義也六道四生流浪無明本覺召入此鈎召之義也 又息災之故得生善也善生故貪不起貪不起故無煩惱無煩惱故心清淨也心清淨故名爲法 又增益故智慧生智慧生故愚癡滅愚癡滅故心明徹也心明徹故心無迷也心無迷故名爲法 又降伏故怨不來怨不來故不生瞋無瞋故心平等也心平等故心忍辱也心忍辱故名爲法也 又敬愛故不生憎憎不生故心大慈也大慈故他與樂與樂故常大捨也大捨故名爲法 又鈎召故無厭惡無厭惡故心大悲也大悲故能拔苦拔苦故生大喜大喜故名爲法 夫護摩者即此燒之義也依此護摩能除業障以業除故生又得除 煩惱業之生已解脫故更生種子所謂自性菩提心也 譬如世間火若燒物了尙有灰燼今則不爾智慧之火燒煩惱薪無有遺餘如劫燒火 謂觀覽字遍周身成火鬘想淨業障種子自然成淨 次觀禪字遍身分想從毛孔流出甘露水遍十方界灑諸衆生 因此能生菩提牙猶是能生法性身也

此行有脫
字數
識之二字
難訓恐有
脫字數

又此護摩有三種尊爐身此云三種於此三亦具三謂尊言印也 尊三者尊三密也爐身亦爾也 心爲本尊口爲眞言身爲印此三等之三也 又生三事所謂息災增益降伏也 此事理々々即事理理事不二以此爲法身 如今尊爐身各々三密也此合三々名爲祕密 此法甚深識之無人解

者下恐有
脫文數

是故示事說理以理顯事引外入內理即圓滿引內趣外事即軌則也 如此內外事理具足名爲護摩殊勝悉地若不如此者其功唐捐離眞言智隨無明心遂不能得世出世果 軍荼略有五種謂息增伏鈎敬也圓方角月蓮也白黃黑雜紅也初夜日中日諸時於夜也北東南諸西也佛寶怒鈎阿也甘菓苦刺花也輪三一鈎蓮名形色時面尊木爐心如此知也 次配扇底迦羅息災胃瑟地增益波志迦羅陀敬愛阿尾沙爐迦調伏無鈎召爐者行者住金剛薩埵威儀々則如常入堂護身了以軍荼利印加持香水呪曰

唵阿彌利帝吽發吒

以文殊呪加持漱口水呪曰

唵波羅陀縛日羅二曇

以香水灑供物上并諸物等羊石印運心加持羊石印爐中入薪以扇々火及誦眞言 觀扇有捨字々轉成黑大風輪誦眞莫三曼陀沒駄喃見火勢爲限 火中觀囉字々以爲火輪法界取杵抽擲加持爐口誦吉利吉羅眞言百八遍 左取漱器以右掬水廻灑爐口每方三遍廣所者起耳若不爾者運心灑

次如常念誦 廣略隨時以本印加持 次加持芥子七遍投火及四方爲結辟 次誦護摩眞言一百八遍 呪也 次入三等三密觀安住法界 次就事始修先以香水灑爐及諸物上又調柴取扇々火々盛者即止 右手取花誦小眞言即爐中觀囉字成火天々有四臂相如觀了花

投爐中、想成、荷葉座、天坐、其上、結印、誦火天真言、勸請曼荼羅中、火天、想爐中、火天、令冥會、其真言了、加四明、頌曰

唯願聖天、降臨此座、納受護摩

次禮於空、以漱水灑爐中、三遍、想漱火天、口、次塗香三度供、次以大杓、滿蘇油、捧誦真言、奉供、火天、小、想從火天、口入、至心、蓮成、種種、供、從毛孔、即流出、供養雲海、供養盡虛空、遍法界、諸佛菩薩、聲聞緣覺、一切天等、其真言了、加祈願、言、真言者、火天、小、呪也、以三度、為限、以大小杓、蘇油、供三度、觀想如前、乳木亦三度、飯五穀等、以小杓、三度、供之、又方、欲獻蘇油、先投乳木、三度、花香等、以手、各三度、供、一々、想如上、若不爾、無益、乳木、為煩惱、柴、智、以為火、次大杓、蘇油、供如前三遍、即誦、普供養真言、次漱口、只瀉、自身、前三遍、次請出、令還、本方、右手、取花、誦小真言、投本方、想花、為荷葉座、即結印、誦大明、發遣、明了、加揭沙、々々、句、頌曰

唯願聖天、還著本座

又次、以香水灑諸供物及柴等、上三返、取杓、加持七返、如前、爐口、取花、投爐中、成蓮花、其上、想觀有、鑽字、成大日尊、結印、誦真言、加四明、請本位、尊、共令冥會、前後雖異、所證是同、所謂自觀也、漱水三度、沃、想、漱、尊、御、口、次塗香、次以大杓、及小杓、盛蘇乳蜜等、三度、供養、想、從、口、至、心、蓮、從、毛孔、出、百味、遍法界、盡虛空、界、諸佛菩薩、諸、世天等、奉獻、乳木三度、投、飯五穀、各大小杓、三度、供、及花香等、了、誦、普供、言、一々、運心、供養、如此、三返、其、明了、加祈願、言、所、殘、蘇油、飯等、為、餘、尊等、推、量、別

能所無
受相無
不受相
法性自空
無供相
無不引
相或不引

留所、遺諸物、合交、悉、以、供養、其、乳木、者、中間、交、供、五六七八枚、投、每獻諸物、觀心、不斷、加持、胡麻、百八、若、千、八十、隨、力、所、及、至、心、蓮、成、光明、輪、想、從、毛孔、流出、而、供養、於、海會、其、光明、普、照、自、他、身、其、智、惠、輪、轉、自、他、頂、悉、皆、摧、破、三、毒、罪、障、心、分、明、觀、口、能、應、祈、願、三、度、獻、蘇、大、杓、誦、普、供、養、言、三、度、漱、水、獻、投、花、示、本、位、誦、言、々々、加、揭、沙、々々、句、不、來、而、來、不、去、而、去、一、心、法、界、自、性、本、宮、次、說、上、次、第、法、義、初、火、天、者、指、昆、虛、舍、那、之、內、心、心、者、理、也、三、密、之、中、意、為、尊、世、間、之、中、天、為、尊、故、假、世、天、顯、內、證、尊、火、者、名、智、惠、智、為、能、照、理、為、能、寂、猶、如、珠、與、光、此、即、理、智、不、二、名、為、毗、盧、舍、那、心、天、智、火、則、此、自、心、之、昆、虛、遮、那、自、性、智、火、也、譬、如、世、火、燒、盡、諸、物、智、惠、亦、爾、斷、諸、煩、惱、非、智、而、不、可、也、知、諸、空、義、此、斷、之、義、也、煩、惱、為、薪、智、惠、為、火、也、身、為、壇、場、定、惠、之、法、味、為、種、々、供、具、而、心、王、如、來、供、養、之、心、數、聖、衆、供、養、之、理、智、平、等、故、受、無、不、受、無、能、所、平、等、故、供、無、苦、提、之、性、即、是、煩、惱、之、性、也、何、苦、提、之、外、有、煩、惱、哉、煩、惱、之、性、即、此、苦、提、之、性、也、何、煩、惱、之、外、求、苦、提、乎、若、背、此、義、而、異、求、苦、提、者、譬、如、水、外、求、浪、々、外、求、水、如、此、觀、求、煩、惱、無、所、有、自、性、清、淨、也、性、本、自、不、生、也、此、不、生、寂、靜、法、各、為、息、災、法、

衍文歟

又次灑香水調柴、扇火、加爐、漱口、掬花、不投、火發、勸作座、分明、觀想、卅七尊、一、種子、字、幾尊、座、法、界、爐、中、作、印、誦、明、勸、請、海、會、不、來、而、來、冥、會、平、等、也、用、大、日、真、言、又、誦、卅七尊、羯磨、會、真、言、以、四、明、引、之、漱、口、塗、香、一、時、同、受、蘇、杓、大、小、乳、木、飯、穀、花、香、普、供、言、印、運、心、種、々、百、味、供、具、諸、尊、共、受、從、毛、孔、流、出、微、妙、供、具、供、養、盡、虛、空、界、諸、尊、不、受、而、受、果、報、圓、滿、奉、蘇、杓、獻、漱、口、取、花、本、方、各、令、坐、本、覺

位。無所來故無去處所以者何心本覺故。若有多物者一一每尊供養若少物者蘇等飯及花香雜和一尊獻三杓又諸尊三杓又一尊一杓隨物多少耳。

復次爲惡趣衆生供養滅惡趣尊次第同上眞言曰

歸命句阿彌陀羅帝薩怛囉合他敦婆縛合訶

復次爲十方諸天供養先供火天次第如上發遣本方。復次請八方天及日月天供養。祈願結召印同時請之又作一一印次第請之隨物多少一一天供養大小杓之事各三返又一一天

小杓三返又同時總供大小杓各三杓觀想如前漱口各還本位。

次就常念誦後分讚供有先所略者隨心補未到期日不可解結每出道場右手掬水向外廻右而沃

爐口三返。

隨心經行 掘泥時眞言曰

訶囉囉摩訶訶囉囉吽娑婆合賀

加持壇時眞言曰

吉哩吉利縛折囉吽發吒

此一行餘不審可考異本

爐口供火天時火天口其內爾依總心也燒火火天之心智也壇者火天身也餘尊准之。此即自身

直破他所作之壇者蒙不祥也所以觀爐下有鏡字轉成黑風輪吹返此地而摧之用歛印等誦眞言

以下雜消文

火輪印小杓者片手大約者兩手也定惠小杓注杓大約謂寫杓爐前枝者頸也橫者扇也圓者乳臺也三舉

築垣等十二字

也屈婁草者築垣上岸等蔓延也滑爐草者烏茨也息災加持物者胡麻

雜記已了

五香 調伏用 沈 丁子 安息 甲香 麝香 龍腦 蘇合 鬱金 薰陸 安息

五藥 赤箭 人參 伏苓 石菖蒲 天門冬

五寶 黃金 白銀 瑠璃 眞珠 頗梨

五穀 大麥 小麥 小豆 胡麻 粳

五色 青四 黃三 赤二 白一 黑五

黑 東 赤

北 白 南 以廿四指爲一肘 卽一尺六寸也

青 西 黃

此軌可考 不空儀軌內外圓形金剛智儀軌外方內隨法云云

寶秀曰右護摩義一卷ハ後僧正眞然大德ノ撰ナリ。豐山派前管長權田雷斧大僧正手寫

ノ本ヲ以テ之ヲ寫シ、京都市大通寺藏本、高野山寶壽院藏本並同山金剛三昧院藏本ヲ以テ校合シ畢ス。尙ホ不審ノ文處ナキニ非ス、後賢更ニ善本ヲ求メテ校訂センコトヲ望ム諸書ノ引文今左ニ集録シテ參考ニ供ス。

護摩祕要抄第十賢實云、後僧正記云、破壇之事、自所作、壇土破無咎、他所作、壇直破、蒙咎、所以觀爐、下有_レ字轉成、風輪吹返、此地而摧滅之用、歛印等、誦眞言、火輪印、破却無咎云云、此文今ノ本ト少異。

後僧正護摩義文

四種護摩要鈔增蓮云、或云、依此護摩能除業障、以業除故、生亦得除、煩惱業之生已解脫、故更生種子、所謂自性菩提心也。譬如世間、火若燒物、了尙有灰燼、今則不爾、智慧之火燒煩惱、薪無有遺餘、如劫燒火、謂觀_レ覺字遍周身、成火鬘、想淨業障、種子自然成淨。次觀_レ縛字遍身分、想從毛孔流出、甘露水、遍十方界、灑諸衆生、因此能生菩提、牙猶是能生法性身也。

護摩義文

同要鈔增蓮云、或云、所有一法不生寂靜之義、此息災也、息災之故、得生善也、善生故、貪不起、貪不起故、無煩惱、無煩惱故、心清淨、心清淨故、名爲法。次增益者、所生福智、此增益之義也、增益故、智惠生、智惠生故、愚癡滅、愚癡滅故、心明徹、心明徹故、心無迷、心無迷故、名爲法、是增益之義也。次降伏者、煩惱伏斷、此降伏之義也、降伏故、不怨來、不怨來故、不生瞋、無瞋故、心平等也、心平等故、心忍辱也、心忍辱故、名爲法、降伏之義也。次敬愛者、違本無明、令返本覺、此敬愛之義也、敬愛之故、不生憎、憎不生故、心大慈也、大慈故、他與樂、與樂故、常大捨也、大捨故、名爲法、是愛義也。次鈎召、

者、六道四生流浪、無明本覺、召入、此鈎召之義也、鈎召故、無厭惡、無厭惡故、心大悲也、大悲故、能拔苦、拔苦故、生大喜、大喜故、名爲法、是鈎召之義也。

護摩義文

同要鈔增蓮云、或云、智惠爲火、煩惱爲薪、自身爲壇場、定惠之法、味爲供具、即供養心王、如來奉獻心數、聖衆、理智平等、故無有能所、無受相、無不受相、法性自空、不供相、無不供相。煩惱、性即菩提、性也、何煩惱、外求菩提。若背煩惱、異求菩提者、如水、外求波波、外求水也。故教中云、菩薩未成佛時、以菩提爲煩惱、菩薩已成佛時、以煩惱爲菩提。觀察煩惱、自性清淨、本來不生也。此不

已下護摩義

生寂靜、是息災之義、所生福智、是增益之義也、斷伏煩惱、此降伏之義也、違背本覺、無明、令還本覺、此敬愛之義也、流轉六道四生、無明、召入本覺、此鈎召之義也。一一法中、必有如是義、互具足、准之可知也文。

護摩義文

同要鈔增蓮云、又云、初火天者、指毘盧遮那之內心、心者理也、三密之中、意爲尊、世間中天爲尊、故假世天顯內證、尊、火者名智、智爲能照、理爲能寂、猶如珠與光、此即理智不二、名爲毘盧遮那、

此三字義無

心、天智、火光、則此自心之毘盧遮那自性智、火也、文以上護摩要鈔。五種護摩、軍荼記仁海云、一法所有、不生寂靜、是息災之義也、所生福智、是增益之義也、斷伏煩惱、是降伏之義也、違本無明、令還本覺、是敬愛之義也、流轉六道四生、之無明、召入本覺、是鈎召之義也、息災之故、得善生、得善生故、貪不起、貪不起故、無煩惱、無煩惱故、心清淨、心清淨故、名爲法、是息

高野山二世傳燈國師傳

一一八

三解脱者 空・無相・無願也。

或口傳云、先以金剛杵、三度抽擲、濟一切衆生、爲令超昇如來三地也。其三地者、一者信解地、所謂歡喜之位初也、二者勝解行地、入第二僧祇之位初也、三如來地、是有二種、一者等覺之位、二者妙覺位也云云。

東寺觀智院藏文保元年寫松橋厚雙紙奧書

本云

文永四年二月十五日以松本御本一校了云云

文保元年三月十八日賜 師主上人御本書寫了

金剛佛子良伊

一交了
明德二年九月日不慮感得此本以圓光上人相傳本令書之云云金剛王院相承本也尤可祕藏之

法印權大僧都賢寶生年五十九

寶秀曰、同院更ニ松橋厚雙紙一本アリ、卷末一紙破損シテ書寫ノ年月ナシ然レトモ紙質及ヒ書風等ヲ以テ之ヲ察スルニ、是亦南北朝時代ノ古本ナリ。二本共ニ外題ニ鈴杵義トアリ、最初ニ鈴杵義ヲ載スルカ故ト見エタリ、其本實ニハ松橋元海僧都ノ厚雙紙ナリ。

醍醐三寶院藏松橋厚雙紙德治三年傳受本奧書

本云

正應元年八月廿七日於萬里少路殿不動供御壇所、以或人本手自馳筆了

以同本 一交了

金剛佛子實叡之

德治三年正月八日戊辰猪宿水曜奉對大納言法印御房奉傳受畢

一交了
權律師了嚴

醍醐三寶院藏松橋厚雙紙興國元年校合本奧書

延元二年三月比、大福寺御座之時、商人等本尊正教等口賣之由、或仁語申之間、被召寄而御覽之處、此重抄其中在之、仍不謂是非被召置云云、依所望仕、賜之畢、後以御本交合之處、或鹿注之書樣或加點之樣、少々違御本之間、於點者悉襲捨之具交合畢。

興國元年六月廿六日

金剛佛子教辯

寶秀曰、右鈴杵義一卷ハ松橋元海僧都ノ厚雙紙ニ載スル所ナリ、大阪太融寺葦原寂照僧正開版ノ幸心聖教中ノ厚雙紙ニハ之ヲ載セス。今東寺觀智院所藏ノ厚雙紙二本、及ヒ醍醐三寶院所藏ノ厚雙紙二本ニ依テ、彼此校合シテ之ヲ出ス。

鈴杵義 後

一二、國師著作集

一一九

凡左手持金剛鈴是適悅義置腰之左表大我義也。左是定腰是地輪以定手振鈴表定安樂之義也。地輪表信以信爲佛法本也故以左手按左腰上也。右手持五股金剛杵是五智之義也。依惠得定故先取五股後取鈴又依定起惠故先置鈴後置五股。抽擲五股金剛是表智自在義轉拳向外表一切衆生皆具五智故化被衆生義也。左耳邊五度振是五智義即因位也又過去義何者修因得果故也。又心前三度振者是三佛之義即果位也是現在化他義也。額前三度振者三點又三智之義也即未來一證之已後盡未來際化衆生皆令得此因果故也。

後僧正口傳秘中極秘也

……者又名中院是眞然也

大師入室受法御資貞觀寺僧正入壇資也

振鈴有三義即般若解脫法身先當耳五度振表五智又五度義也。次當心三度振三解脫也。願也後當額二度振表理智法身義額是身中最上也而無功用處也故表法身寂靜無動義也是有多說中殊勝說也。

師傳

建永二年歲次六月廿六日於慈尊院奉傳受了

金剛資 禪遍

法皇御傳

奉請供養讚嘆念誦皆用振鈴啓請之前奉請鈴闕伽之後供養鈴大供養後念誦之前亦用耳。先三度舉之者令登普賢地次三廻虛空加持法界又令有情示我身有五智。又後供養一度振之無用拳契也。

寶秀曰右鈴杵義一卷ハ西院流相傳ノ本ナリ八結ノ内第五結ニ在リ今古寫本ニ依テ之ヲ出ス。

振鈴ノ作法ニ就テ前ニ出セル厚雙紙所載ノ本ニハ左耳五度心前三度額前二度合シテ十度トシ今ノ本ニハ左耳五度心前三度額前三度合シテ十一度トス。寫誤ニ依テ此ノ相違ヲ致セル乎或ハ後僧正元ヨリ此ノ兩様ヲ傳ヘ給フ乎。若シ寫誤トセバ額前二度ノ本ヲ以テ根本ノ正本トスベキ乎又ハ額前三度ノ本ヲ以テ根本ノ正本トスベキ乎此等ノ疑今之ヲ決スル事能ハズ。常喜院口傳集一卷ハ心覺阿闍梨西院八結中第五結ニ就テ口傳ヲ記セルモノナリ其ノ中ニ鈴杵義ノ一段アリテ額前二度額前三度ノ兩說ニ就テ沙汰セリ。其ノ文ニ云ク、
鈴杵義。凡左手持金剛鈴是適悅義置腰之左表大我之義也左是定腰是地輪以定手振鈴表定安樂之義也地表信以信爲佛法本也本落字也仍書入之。

問、五智之義即因位也云云其意如何。答、即身義識、因智果、見此時、智果也、然智與佛時、智是因也、佛是果也。問、其意如何。答、智所證、法佛能證、人也、依智證佛果故也。問、三佛之義果位云云三佛何佛乎。答、法報應、三身也。問、密教、三身與顯教、三身差別如何。答、顯密、三身共有差位也。問、二點二智云云如何。答、二點者、菩提涅槃、二智、即兩部也、本、三點亦三智之義也。問、五智三身兩部皆同一體、佛也、何置三處乎。答、行者、機根有差別、故為利益之暫示名也。

御作、仁王經、法云、次、鈴、取、左、手、當、左、腰、次、持、右、手、五、股、當、胸、前、三、度、抽、擲、自、他、法、界、本、地、具、足、五、智、三、密、開、敷、自、在、之、義、次、左、轉、成、辟、除、右、轉、成、結、界、次、右、廻、轉、加、持、虛、空、成、立、輪、圓、無、礙、法、界、曼、荼、羅、之、義、次、安、右、乳、上、加、持、顯、得、自、心、本、有、五、智、四、種、法、身、義、次、左、手、持、鈴、左、耳、邊、五、度、振、是、則、自、他、法、界、五、智、通、達、警、覺、義、也、次、心、前、三、度、振、此、是、自、他、三、身、三、密、三、部、顯、了、自、在、義、次、額、前、三、振、之、此、亦、自、他、同、諸、佛、果、上、三、點、三、德、三、智、究、竟、圓、滿、甘、露、灌、頂、受、得、之、義、也、已、上、三、處、振、鈴、普、皆、三、世、常、恒、自、他、受、用、適、悅、歡、喜、之、義、也、而、後、如、本、鈴、杵、置、金、剛、盤、之、上、文、此、額、前、三、度、見、後、僧、正、口、傳、額、前、三、度、振、者、三、點、亦、三、智、之、義、也、云、云、然、者、三、度、之、法、門、勝、歟、已、上、常、喜、院、口、傳、集

此ノ中、問、二點二智云云如何。答、二點者、菩提涅槃、二智、即兩部也、トアルハ、額前二振トアル本ニ依ル問答ト見エタリ、而ルニ本ハ三點亦三智之義也ト云ヒ、御作ノ仁王經法

ヲ引キ了テ、後僧正ノ口傳モ額前三度振者三點亦三智之義也云云ト云フハ、額前三振トアル本ニ依ルト見エタリ。又然者三度之法門勝歟ト云フヲ見レバ、二振三振ノ兩本アル中、心覺阿闍梨ハ三振ノ本ヲ以テ正トシ、二振トアルヲ寫誤トスル意ナルベシ。

五、眞然大德秘決

無所不至印

明字住塔 斷方所等

イ字命體

五十六億

イ遊遊行

都率神境

纔聞此

法 必生都率

眞然僧正秘記云

承和二年乙卯三月七日大師與明神御秘口云、來廿一日寅尅必可入定、自今以後當山止住、行者等、今生擁護、後生順次、往詣都率、內院、給大明神答云、爲何因緣、可送云云。大師仰云、

此七字之内、一字受持之功、必生都率也、何況七字受持乎、何況護身法十八道、兩界護摩許可灌頂者乎云云。眞然面承聞之云云

兩一作兩
野二字

境原作鏡
今依一本
改今依無
乙字原無
今依一本
補○七日
原作一日
今依一本
改功下一
德字有

高野山二世傳燈國師傳

一二四

頌曰 大師日日影向者一古獨古印

亦復州信熏習力

明神時々擁護者合掌 虛心合掌云云

私口云、大明神者兩明神御事也、此高野山鎮守丹生大明神御事也、上被出口決意、眞言結緣之人、必引導彌勒菩薩、都率云事也、問明神、即可云彌勒、歟、答、不然大師彌勒、習之也云云、此條返々憑敷御事也、可秘藏云云、

本云

貞治五丙午年四月十七日書寫了

淡路國眞觀寺高見寛恭師寫本奥書

本云

貞治五年丙午四月十七日書寫之

佛子

快眞

快眞

永正十二乙亥年六月六日於明王院以喜舜法印御本奉書寫之

快眞

快眞

正保二乙酉曆四月吉日正智院應蓮法印御本以奉寫之

琢玄應節

慶安三庚寅九月八日琢玄本以傳受

朝譽

同四年三月廿一日朝譽御本以傳受

來雄

元祿七年十二月五日以高野山功德聚院來雄御本書寫之了

淡州掃守 有算

寛延四年辛未四月廿七日以有算師御本書之

高和寺現住密文

昭和十二年十二月卅日以右本除不要條々書寫之了

眞觀寺 寛恭

寶秀曰、右眞然僧正秘決一卷、高野山金剛三昧院所藏ノ古寫本同山大學圖ヲ以テ書寫

シ、淡路眞觀寺高見寛恭師手寫ノ本ヲ以テ校合シ畢又。

眞觀寺寛恭師ノ寫本ハ、最初ノ無所不至印乃至必生都率ノ文ヲ一紙トシテ眞然大德秘

決ト題シ、承和二年以下ノ文ヲ別ニ一紙トシテ眞然僧正秘記云ト題ス、古來傳授目錄等

ニ秘決ト秘記トヲ別ニ列記セルハ、此等ノ本ニ依ルト見エタリ、今ノ原本ハ二紙ヲ合

シテ一本トセリ。

又原本ニハ承和二年卯月三月一日トアリタレトモ、寛恭師ノ寫本ニハ承和二年乙卯三

月七日トアリ、大師年譜第十一卷所引ノ文モ之ニ同シ、故ニ今彼本ニ依テ改メタリ。

此書ノ中ニ、何況護身法、十八道兩界護摩、許可灌頂者乎云云ノ文アリ、之ニ依テ、古來中院

流傳授ノ諸師ハ、此ノ文及ヒ眞言傳授作法ヲ以テ四度名目ノ證トス。

六、八一二佛子等文

後僧正眞然御記 中院相承

堅師記云 和尚宣

一二、國師著作集

八一二佛子皆有表示、一三二佛教徒無思像哉、今此所作務、作業所表可察之、寶塔十六丈表、內證十六菩薩一體無二佛、擁一丈六尺表、外院十六現在、菩薩聚集同體云云、今依此記、愚情所及、九丈制底、顯本有九識、爲觀心境耳云云

私云、此文無知書匠、若西塔本願歟。

私云、此文西塔本願後僧正眞然御記也。

今此文依奉所望、寶性院師主快曼法印今私點給者也、尤可爲末代龜鏡者也。

天文十一年四月九日書之 宥智

寶秀曰、右八一二佛子等文一紙、後僧正眞然大德ノ記ナリ、今中院流所傳ノ本ニ依テ之ヲ出ス。堅師ト者室生山堅惠大德和尙ト者大師ナリ。初ハ大師ノ御詞、今依此記以下ハ眞然大德ノ詞ナリ。文中ニ於テ寶塔ト者大塔ヲ指シ、九丈制底ト者小塔ヲ指ス、小塔ト者即チ西塔ナリ。惣シテ文ノ意ハ大塔ノ表示ヲ例トシテ小塔九丈ノ表示ヲ顯スナリ。

此ノ記文ニ付テ玄海法印ノ記一紙、信弘法印及宥快法印ノ記一紙アリ、共ニ中院流ニ傳フル所ナリ。今左ニ之ヲ出ス。

八一二佛子事 玄海記

八一二佛子皆表示 先隨文爲釋者、高野八葉一峯ニ二佛ヲ安置ス、二佛ト者大塔ニハ胎ノ大日、小塔ニハ金ノ大日ヲ安置ス、子者男子ノ通稱、即チ丈夫ト云フ義也、丈夫ハ佛也、或又一ハ一顆ノ寶珠ヲ或ハ大塔ノ下ニ埋メ、摩尼ノ峯ニ安置スルナリ、二佛ハ大塔ニ胎ノ大日、金ノ四佛ヲ安置ス、是レ影略互顯シテ兩部ノ五佛ヲ安置ス、是レ即チ十佛ノ大日也。

深秘ノ義ハ、八ト一ニツト八十也、即チ十界ノ明字、即チ寶珠也。二佛ハ果佛、果位ノ佛ハ明字、因佛、因位ノ佛ハ佛子也、十界皆以明字爲本佛、遍情非情故也。即チ衆生ノ明也。

又義、八ハ八葉、一ハ中臺ノ大日ナリ、又八ハ八分肉團、一ハ明字ノ果、二佛ハ果位ノ佛ト、因位ノ佛ト也。

一三二佛教豈無思像 隨文爲釋、一乘三乘二ノ佛教也、深秘ニハ、一葉ノ上ノ三顆ノ寶珠ナリ、不動ニハ頂上ノ蓮花ノ上ノ三顆ノ寶珠、吉祥天ニハ八葉ノ印ノ上ノ寶珠也、二佛ト者不動ト吉祥天ト也、以上玄海記。八一二佛子等事 信弘 宥快記

貞記内八一二佛師等事

八一二佛文 八者八葉義、一、九尊、中臺、大日、二佛者果位、佛因位、佛也、師佛衆生、師故果位、佛子者因位、佛所謂佛子也。皆是有表示者、八分肉團、即八葉印九尊表示也、南山願文、書之八

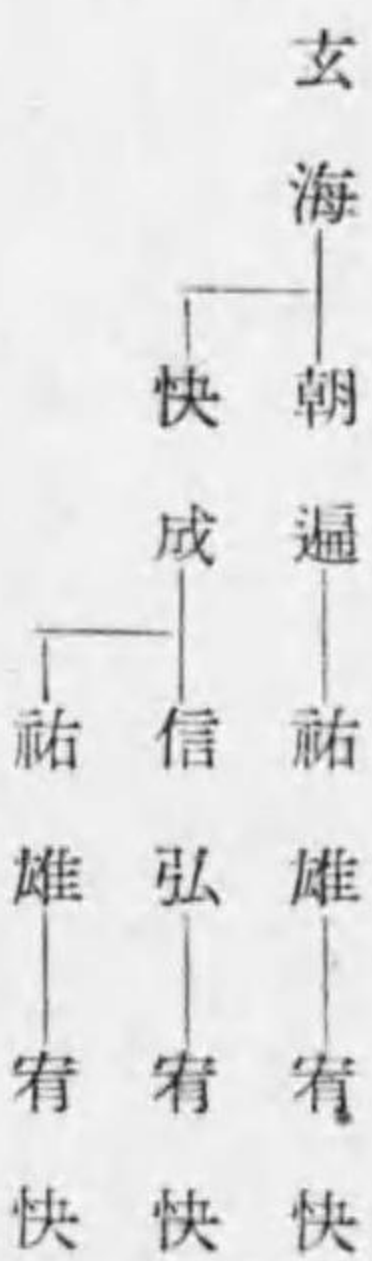
一二、國師著者集

葉峯由歟秘義云高野寶珠埋故也

秘義云八一二ト八十也十界阿也阿佛也衆生師也子凡夫阿此十界阿各有表示故

一三二佛教一乘三乘佛教隨機之所務思像由一三二佛教

已上信弘記之授祐雄以下有快私記之此大事相承次第



如此記者八一二佛師々字或子書異本有之見但今子字也大塔大事與西塔本願記云者有
此言付之口傳也凡難得意事也猶委可尋之已上宥快記

七、供養物分與方 闕

中院流作法集供養物分與方云後僧正云諸供養食當施貧人不應與狗鳥等財物阿闍梨取隨意
受用若不然而用當施三寶傘拂等施佛塗香燒香等施法衣瓶器等施佛及四方僧若無僧與七衆
弟子乃至少分不得用之若用犯三昧耶之

寶秀曰右供養物分與方ハ中院流作法集ニ引ク所ナリ原ト何ノ書ニ出タルカヲ知ラズ

八、飛行三站記 眞然

此三站杵者南天竺龍猛菩薩授龍智龍智授金剛智金剛智授不空不空授惠果惠果傳空海大和
尙矣大和尙受學兩部大法畢我大日本國祈禱勝地有無之間吾本國方見紫雲立爰大和尙指
紫雲立處投三站杵落處建立大塔安置金剛界五佛矣

承和二年十月 日

高野山御影堂寶庫所藏飛行三站記 ○寶秀曰飛行三站記一册在御影堂寶庫是類集相
承傳付書狀等者也 其中有右文傳云是眞然僧正記心覺阿闍梨大師御口傳集載之弟子
譜三亦載之 心覺阿闍梨大師御口傳集文如左

大師在唐所投之三股杵事 此三股杵者南天竺龍猛菩薩授龍智々々授金剛智々々授
不空々々授惠果々々傳空——大和上矣大和上受學兩部大法了我大日本國祈禱勝地有無之
間吾本國方見紫雲立爰大和尙指紫雲立處投三股杵落處建立大塔安置金剛界五佛矣

承和二年十月 日

件、杵、大師授、眞然、々々安置金剛峯寺中院、々々別當定觀授、大法師雅眞、々々授仁海、々々入三衣、管奉持及六十餘年。

寬德二年三月十五日記

イノリノ日記

蓮臺寺寬空僧正摸此三股鑄造入三衣管被持納蓮臺寺畢小僧亦得如此持之

已上或人記
出之

九、眞然僧正自筆日記

可以金剛峯寺吾入室一門弟子中相承領知之事

右吾故大師贈大僧正臨入定時命彼此御弟子等宜此寺雖有建立之志未及半造而間我擬入定實惠禪師受此寺造畢乎如何。答言隨力及將以勤造云云。大師命宣禪師者爲國皇之師滿德天下私不違歟云云。眞如禪師如何。答言隨仰奉仕云云。命宣念在他鄉專無一住矣。眞雅禪師如何。隨仰將進止云云。復已有別心以我願不遂本意歟。眞濟禪師如何。申云受檀越之談有構企之事雖然將以盡奉仕乎隨仰耳云云。命宣已受入契變思何叶我願云云。眞紹禪師如何。占地於洛東之邊欲建立小道場然而隨大師仰云云。命宣此道理也改非可來我山云云。但眞然師獨在繼師蹤之念以此師付屬此山實惠師加德於此師令建立此云云。仍眞然盡

思何一作
非可

已而恐倒

微力造畢掌舍以成御願之場又買備田園爲供佛之資。我一期之後相傳同室一門之中興隆佛法守護師迹之同室一門者謂我弟子之限已而。

貞觀十七年歲次乙未三月廿一日

行狀要集第五載之年譜十一引金剛峯寺雜文式出此文且注云要集云眞然自筆日記是也長者補任寬平三年引之。今按此記後僧正付屬南山於壽長時之狀也云云。

一〇、金剛峯寺契定第三

傳法二會式日

首自三月一日尾于廿一日三七日之間三業法門且書且傳受耳是名修學會

首自十月五日尾于十八日二七日之間前所受學經論糾謬正邪是名練學會

抑以二字
一無

件二會繫心於利民莫取異境講法談義之間雖骨肉於非門徒人不可交座。故和尚宣不知情弟子勿令開封愚情師々長短淺深語他家歟可慎々々。日光遍照明暗擇方大法同味興廢任機鷲嶺五千龍場七十是非嫌人崇法方便也云云。抑以去正月十二日告惠公宣解纏於波上當初執鐵刀向巖被勅於天下只今握利劍靡旗。弟子傍幼耳聞之銘心鏤肝泳派之族盡

尋源流。願也高才趣法施座。童蒙將臨法燈。則以真言爲本宗。窮幽微。以顯教爲傍學。知教相耳。三業法文錄別紙。種子雖同榮者。也地乾富佛性無異者也。證教漸頓。努力々々。悉之々々。

寶秀曰。右金剛峯寺契定第三。後僧正眞然大德ノ記ナリ。金剛峯寺雜文ニ在リ。今御室仁和寺所藏ノ古寫本ヲ以テ校合シ畢ヌ。此書古來殘闕シテ全篇傳ハラズ。惜ムベシ。此中ニ三業法文錄別紙トアルハ。承和二年正月廿三日ノ三業度人ノ官符ノ文ヲ指シ。正月十二日トアルハ。承和二年正月十二日ナルベシト云フ。委細ハ大師年譜第十一卷ニ考證アリ。

一一、眞然僧正奏狀

斷簡

金剛峯寺建立修行緣起云。以元慶七年。眞然僧正奏陽成院云。金剛峯寺。非凡徒經廻境界。諸佛古跡。禪聖舊基也。毒獸毒蟲。雖在無害。可觀煩惱。卽菩提也。谷深峯高。經途無坂。可察生死。卽寂靜也。准鷲峯風簡。去凡人存龍場。流浪塵境云云。

寶秀曰。右奏狀斷片一紙ハ。金剛峯寺建立修行緣起ニ載スル所ナリ。

一二、請與眞濟入唐表

眞然

承和三年五月。眞然將與眞濟入唐。聞奏曰。眞然言。貧道蚤入道。沐聖朝之清化。十有七年。師父掩化。不幸孤驅。徒嬰先師之餘裔。空守山籠之殘灰。願采薪於西土。得燃火於東域。若天慈賜。允許與法兄眞濟俱同行。朝議許之。傳所載。山史弟子。

弟子譜三。大師全集第十五。

一三、令金剛峯寺年分試度復舊儀官符

元慶六年五月十四日乙卯。紀伊國伊都郡金剛峯寺別當權律師法橋上人位眞然等申牒。稱贈大僧正空海。去延曆年中。歷擇名山。始建斯寺。爲鎮國護法也。承和二年。有勅賜年分度者三人。卽以九月廿四日。天皇降誕之日。辰便於此。伽藍試度。至仁壽三年。以彼山途路闊。遠往還多。艱於東寺試度。自後金剛道場。闕而稀人。故僧正眞雅。歎其如此。陳請復舊。未蒙裁許。僧正遷化。今當年學徒。絕而不度。既違先皇之勅命。亦乖本師之宿願。檢海印。貞觀安祥。元慶等寺。例各於本寺試度。請於山場課試。太政官商量。國家施制。縮侶得宜。凡在法門。欲無喧訟。縱使南嶽學徒。遂不失其

眞然類史
作眞照形
誤耳今改
今當年弟
子譜作所
以至今四
字有嫌猜
何有嫌猜
弟子譜作
亦何擇焉

所則山中輩下何有嫌猜。仍須彼勾當老宿等簡其學優長心行整齊者相共平署送達東寺待之。每歲課試。若當年無及科第者後年可補其闕分專盡高野之人不關他寺之衆。然則先後本師之凝誠自全彼我紛競之愁緒永斷。

類聚國史百七十九弟子譜三〇弟子譜所載文句少異今專依類史又弟子譜以此悉爲奏請文而太政官商量下是官裁文勢可觀加之寬平九年官符引之云云亦可以證也。

一四、阿國大龍寺緣起

眞然僧正

右大龍寺者一天歸依之靈場三地應迹之聖跡。桓武天皇之開花構也以滿虛空藏而爲本尊高祖大師之致草創也崇和氣明神爲鎮守。共爲鷲靈一會之聽衆同期龍花三會之值遇垂應迹於日域朝遂再會於雲部鄉。是則寶龜五甲寅受生讚岐國多度郡屏風浦延曆五年丙寅傳法於和州卷尾寺岩淵流十三分受明星聞持之秘法十五分求悉地成就之靈所。遂阿波國致燒山麓若小神童之致巡禮老翁神化謁行路五語往緣共述宿意。君與我曠劫之結緣尤是深昔與今多生之芳昵更不淺是故予前來而遙待菩薩之出世君後應而滿弟子之所願生生成師檀世世弘佛法而已。觀夫當山爲體惹嶺插銀漢天仙遊化蘿峴廻金輪龍神棲息豁開數峴嶺化三繪。中嵩紫微宮

加恐仰誤

九重之宣
旨恐九重
之宮敷
課恐謁敷

之妙見夜夜降臨南嵩補陀落之觀音日日影向。或廻丑寅之半腹八大童子及諸天來往亦當辰巳之中心三重靈峴各衆德圓備。遙受無熱池之流龍水自出方放明星天之光紫雲常發。弟子將獻彼地菩薩永卜此砌能行佛法須得悉地云云。如是受和食明神之素意開明星天子之玄軌即攀登阿波國之嶽獨經行太龍之嶺身除絹綿住本尊之威儀口斷漿穀觀自心之瑜伽。練行遙送月熏修惟累日勝利會無悉地未現。爰神童退願宿習機緣未熟進思來世值遇有邊不如速捨一生之身命加三世之佛力即遁居於石室忽擲身於巖洞。于時護法受之攝足諸佛助之以摩頂。是則捨命預諸天之加護投身得悉地之果生一心之懇篤未墜地五尺之寶劍忽降自天即飛于室內方立壇上永留太龍之聖跡遂納不動之靈峴專扶一朝之靜謐永摧三韓之怨讐。當知神通乘之金剛也豈非虛空藏之寶劍哉是偏重法輕命捨身歸道。雪童昔求半偈與身於羅刹也釋王愍之遂教半偈。神童今爲大法歸命於佛陀諸天助方得大法。自厥已來方得一切智惠不暗教法文義。二九分肇習毛詩交槐市二十分遂落髮鬚入桑門。已來久在花洛習內外典將入李唐學大小乘。于時延曆十七年五月日應桓武天皇之御願阿波國司藤原朝臣文山謹承綸旨建當伽藍。爰大師自彫刻諸佛尊數體之形像安置山上山下五所之伽藍。是則酬弟子多生之宿願致皇帝末代之歸依。寄進那賀山興隆太龍寺。于時同二十三年五月十三日御年三十賜入唐之宣旨預留學之勅命。藤原朝臣賀能奉勅使辭九重之宣旨凌萬里之浪屆福州之津致長安之城即謁皇帝。方求智識之處專課惠果和尚令習眞言密教。是則昔隨黑鷲嶺之世

沽洗恐姑
洗敷

尊受三會之誓約、今遇青龍寺之和尙、學兩部之大法、擲三昧於紫雲、下生身入定之地、浮一葉於蒼海、渡自身成佛之教、既果入唐求法之願、施歸朝興法之德、即蒙天命、忝對龍顏、能凝自心、頓覺之祕觀、忽顯即身成佛之奇特、專承釋迦之佛勅、補彌勒之化儀、承和二廻之曆、沽洗三月之天、遂入金剛定、永坐石巖、輻下居於高野之樹下、遊神於都率之雲上、庶冀坐三會之雲、不闕日之影向、移太龍之月、檢知處處之遺跡、是則酌流、尋源、見形、知影者歟、大師本願、昔在此山、行求聞持、弟子眞然、今來彼地、修明星天、于時親仕在世、慥承其誠言、泣在滅後、粗注彼遺訓而已、是則古今寫憤、凡聖交筆、天命雖難測、佛意垂聽許、摸先規、永傳後代、令下愚將至上聖而已、

承和三年九月十三日

寶秀曰、昭和十二年丁丑一月十日、依先年自太龍寺送來寫本書寫之了、無類本故不能校合、

大師行狀要集賢寶第一引此中文且云、此文有疑可決之、蓋後人疑作、

長谷寶秀 九十

以上の無障金剛略念誦次第より大龍寺縁起に至る計十四篇は、大僧正長谷寶秀師の集録にかゝるものなるが、今これを拜借し、謹むで師の浩慈を感謝す。以下の二篇は私に拾遺せしものである。

一五、三十帖策子借證

請收大和上御策子事

合三十帖

之中廿九帖有黑紫色
絹表紙一帖無表紙

貞觀十八年六月六日

權律師眞然

(大師全集十五・一一一)

一六、鎮守啓白文

口決

南山秘記明澄尊信房云、一金剛峯寺建立最初勸請鎮守啓白文云、沙門遍照金剛、敬白周遍十方、勃馱耶因果、兩部曼荼羅、上下五類天神、定惠二體地主、勸請一百二十社、伽藍一十二四神、及以朝中一千餘社、乃至地等六大神等言、夫以有體者也、方舍心識有心者也、必具佛性云云。問曰、眞然記云、有心者云何、答曰、遍照尊仰云、有者明我我我、心者我我我、互以融云云。問曰、以融云云。方舍心識者、我我我、必具佛性者、我我我、本云、所以有心不二

故遍法界之性云云。

(大師傳全集三二四)

明澄の記には疑問の點往々にこれあるを免かれない、こゝにいふ眞然記なるものもまたその随一である。

一七、請與眞濟入唐表

眞然

承和三年五月思與法兄眞濟阿闍梨入唐上言白
沙門眞然言我蚤投朝沐清化十有七年。師父掩化而早逝不幸而作孤露徒嬰先師之餘裔空守山竈之殘火。請采薪於大邦得然於我東域。若天慈賜允許與法兄眞濟去。帝制可。

(傳全十四六)

長谷師の録するは(一)道猷弟子譜のそれなるが譜は智燈の弟子傳によりて文句を少々修正してゐる。こゝに録するは弟子傳の文であり懷英高野春秋の所引これによる。たゞしこの上奏原文いづこにありや未詳である。また我蚤投朝云云は突起であり與法兄眞濟去以下に必らず莊重の願詞これあるべきである、けだし國師の心事を推量したる智燈一己の措辭でなからうか。

一三、結

論

國師は承和元年十一月十五日に大師より高野山付屬の大命をうけ、以來苦心經營し寛平元年にいたつて漸やく大師の理想を實現せしめをはりしが、この間實に五十有六年の長年月であり、また元慶八年二月二十六日より寛平三年九月十一日にいたる七ヶ年、長者職にあり東寺を管して宗運を熾んならしめた。試みに左に四五の贊辭をあけて見やう、

私云、高野付囑御弟子中院眞然僧正、自承和元年至寛平元年、五十六年執務之間、併任祖師緣起繪圖、彼廟塔並堂舍拜殿等、相勵微力所造營敷、尙祚の奥院興廢記。

眞然僧正在龍光院任僧正、自承和元年至寛平元年、五十六年間治山、光宥の高野山眞俗興廢之記。

山中爲然門院(宇多天皇實錄)。

領寺務者五十六年、不忝孤託營建稍備……是以高野山中爲然門院……贊曰、善繼述業者世與出世榮之。然公守大師之囑、寸步不差、幹蠱山寺補直、鯨漏孝子不匱者斯之謂也。師蠻の本朝僧傳六十四、然受遺教、竭力經營、未幾堆金砌玉、欄楯軒窓、照映山谷、速今數百載猶爛然。可謂善繼人之志、善述入之事者也。(高泉の東國高僧傳三)。

贊曰、俯觀非那羅延之力、則不能抱持金剛山。仰察然公、自少壯有那羅延力耶。從大師入定五十六年、持金剛峯寺、使能巍然。今云八百有五十年、伽藍聳諸峯、寺院滿林園、僧徒萬餘人、遵行教法而翼々

濟々者皆繫有父而有此子、懿矣哉(智燈の弟子傳下)

領山務五十六年、管東寺七年……惟夫金剛峯寺肇闢也、距今一千有二十七年矣、其洪業遺德歸於大師也、固亡論。然功勞係然、公不堪感戴者有焉、真可謂善察繼續之際、盡守文之美者也、道猷の弟子譜三。

弟子譜はさらに進んで、國師の法脈は第四世無空の離山と同時に斷絶するに非ずやとの疑問をおこし、無空はたとひ離山すとも法弟峯禪がこれにかはりて治山し、それ以後は檢校相ついで治山し、連綿もつて今日におよぶが故に寸時の斷絶がない。かつ小野の法流よりしてこれを觀るに、醍醐の聖寶は元慶四年に登山し、國師に師事して傳法印可をうるみぎり、南山八葉峯大事以下、高野山獨特の秘事をばすべて授けられ、のちこれを觀賢に傳へ、觀賢以後は淳祐元、杲仁海成尊と次第相承せるが、中院の明算が成尊に従つて受法するや、かの快全の口訣に、中院、龍光院、明算、對小野成尊、僧都所受法流也。彼僧都云、高野、御房、以高野習爲、本可授之。是即雅真、仁海等相傳高野習等也といへるとほり、高野に關する諸大事のすべてを傳授の、ち歸山して中流流を唱道し、もつて今日におよぶと釋明してゐるが、こは至極尤もの説といはざるをえない。道猷またおもへらく、大師入室の御弟子のなか、實惠、真雅二師の謚號を拜受せられたりしについて、この榮典に浴すべきは必らず國師をおさなければならぬと。すなはち天保十一年の九百五十回諱を迎ふるにのぞみ、このことを一山大衆にはかるに、機運いまだ熟せざるによるか、つひに贊同をえられなかつたのであり、師はつね

にこれを遺憾となし、て入滅された。しかるに本年一千五十回諱に際し、優渥の聖恩は傳燈國師の謚號を下賜したまふまことに、これ一宗の光榮にして師の至誠天に通ずといふべきであり、われらはますく國師の遺風を發揚せむことに努力精進し、もつて天恩に報答し奉つらなければならぬ。思ふにわが高野山は、大師の鴻澤をあふぎ徳風をしたひ、貴賤男女をとはず千里を遠しとせずして、廟前に跪拜するもの、年とともいや増してその數無慮百萬にのぼるありさまなるが、そはもとより大師徳風のしからしむるところとはいへ、もしも縁起繪圖に示さるゝ大師理想の表現たる堂塔伽藍の偉觀なかりせば、けだし今日の盛況が見られなかつたのではあるまいか、そしてこれが源はすべて畢生の心血をそゝぎたる國師の經營に存する。

師父の遺囑をうけて主觀我をむなしふし、一意専心その任務に忠實にして家を克くするに、至つては、こは純誠至孝の人に非ずんば到底なしうべきものではない。國師の如きは、もとより修禪三昧や學究三昧に偏する小規模の人ではなく、そのゆたかなる天稟の素質は、忙裏に閑日月ありて、經論に對する心開意解の度の如き、學究徒の企ておよばざるところなるが、そは國師著作集を味讀するならば思ひ半ばにすぐるものあるであらう。また前述國師の神秘的事蹟章を熟察せば、いかにその禪定力の富贍なりしか、首肯されるであらう。かれを思ひこれを想ふに、その器局の大なることたゞ仰瞻にたへざらしむるものがある。

昭和十五年九月下旬謹記畢

龍

僊六十三歲

高野山第二世傳燈國師傳終

昭和十五年九月三十日印刷
昭和十五年十月十日發行

非賣品

編纂者 森 田 龍 僊

和歌山縣伊都郡高野山

發行者 金 剛 峯 寺

代表 關 榮 覺

京都市下京區西洞院七條南

印刷者 內外出版印刷株式會社

代表 須 磨 勘 兵 衛

900
66

終

